

科目授業名	授業代表教員氏名	ページ数
憲法II	大石 和彦	3
行政法II	小早川 光郎	7
公法総合Q	武田 真一郎	11
企業金融法	尾関 幸美	15
民事訴訟法III	西田 美昭	19
民事法総合Q	尾関 幸美	22
刑法III	高部 道彦	26
刑事訴訟法III	高部 道彦	30
刑事法総合Q	竹村 眞史	34
(公法系)基本演習IIIQ	大石 和彦	38
(公法系)基本演習III	小早川 光郎	42
(公法系)基本演習IVQ	大石 和彦	46
(公法系)基本演習VQ	武田 真一郎	50
民事法基本特殊講義I(債権法改正の検討I)Q	北山 修悟	54
民事法基本特殊講義I(債権法改正の検討II)Q	北山 修悟	58
(民事法系)基本演習III	中田 明	62
民事手続法基本特殊講義II(民事訴訟法事例研究)	二羽 和彦	66
民事手続法基本特殊講義II(民事訴訟法の諸問題I)	西田 美昭	70
民事手続法基本特殊講義II(民事訴訟法の諸問題II)	西田 美昭	73
(民事法系)基本演習IV	上原 由起夫	76
(民事法系)基本演習VQ	渡邊 知行	80
(民事法系)基本演習V	上原 由起夫	84
(民事法系)基本演習V	尾関 幸美	88
(刑事法系)基本演習III	長沼 範良	92
(刑事法系)基本演習III	伊藤 司	96
(刑事法系)基本演習III	大塚 裕史	100
(刑事法系)基本演習III	高部 道彦	104
(刑事法系)基本演習IV	大塚 裕史	108
(刑事法系)基本演習V	大塚 裕史	112
(刑事法系)基本演習V	関 聡介	116
民事実務基礎I	西田 美昭	120
刑事実務基礎I	竹村 眞史	123
民事実務基礎IIQ	西田 美昭	127
刑事実務基礎IIQ	竹村 眞史	130
リーガル・ライティングA	松村 幸生	134
リーガル・ライティングBQ	松村 幸生	138
ロイヤリング	秋山 太一	142
EU法Q	須網 隆夫	146

企業会計A	小澤 康裕	150
企業会計BQ	小澤 康裕	154
労働法I	原 昌登	158
労働法II	原 昌登	162
民事執行・保全法A	萩澤 達彦	166
倒産処理法IQ	萩澤 達彦	169
倒産処理法II	萩澤 達彦	173
工業所有権法IQ	紋谷 崇俊	176
工業所有権法IIQ	紋谷 崇俊	180
著作権法IQ	紋谷 崇俊	184
著作権法IIQ	紋谷 崇俊	188
環境法	武田 真一郎	192
展開演習III	横山 潤	196
展開演習III	村上 政博	200
展開演習V	原 昌登	204
独占禁止法Q	村上 政博	208
国際私法	横山 潤	214
国際取引法	横山 潤	220
クリニック	上原 由起夫	226
エクスターンシップ	竹村 眞史	228

科目名	憲法II		
教員名	大石 和彦		
科目ナンバー	2080411112	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
履修者（未修2年次生・既修1年次生）が既に憲法に関する概論的基礎知識を獲得済みであることを前提に、基本的には人権各論の体系に沿い、憲法判例（一部下級審判例を取り上げることも皆無ではないが、基本的には最高裁判例）に示された法理の正確な理解のための作業を軸足としつつ、最終的には未知の事案にそれらの法理を応用し、適切な結論を導出するための実力を錬成する。

到達目標
本科目を履修するまでに学んだ憲法解釈論上の知識が、実際の判例の中でどのように活用されているのかを理解し、最終的にはそれらを未知の事象へと適用し、解決への道筋を示すことができる能力を獲得する。

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス	
	不要	0
第2回	包括的基本権 (基本的に「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」3-5をカバー。ただし一部3-16の論点をも含む事例問題を扱う。)	
	配布教材の指定箇所	120
第3回	精神的自由権(1) 思想・良心の自由 (同3-7)	
	配布教材の指定箇所	120
第4回	精神的自由(2) 表現の自由(1) 表現の自由の保護領域 (同3-1及び3-10から3-12まで)	

	配布教材の指定箇所	120
第5回	精神的自由（3） 表現の自由（2） 表現規制の態様 （上記に加え同3-4）	
	配布教材の指定箇所	120
第6回	精神的自由（4） 表現の自由（3） 表現活動に対する援助の拒否の問題 （同上）	
	配布教材の指定箇所	120
第7回	精神的自由権（5） 信教の自由・政教分離 （同3-8及び3-9）	
	配布教材の指定箇所	120
第8回	経済的自由権（1） 営業の自由 （同3-13）	
	配布教材の指定箇所	120
第9回	経済的自由権（2） 財産権 （同3-14）	
	配布教材の指定箇所	120
第10回	適正手続 特に行政手続への適用（または準用）の問題について （同3-15, 3-17, 3-18）	

	配布教材の指定箇所	120
第11回	後国家的権利の論じ方（1） 行政庁または立法府の広い裁量を前提とするケース (同3-19~3-27)	
	配布教材の指定箇所	120
第12回	後国家的権利の論じ方（2） 裁量統制の諸方法 (同3-19~3-27)	
	配布教材の指定箇所	120
第13回	後国家的権利の論じ方（3） （広い）裁量論を前提としないケース (同3-19~3-27)	
	配布教材の指定箇所	120
第14回	平等権 (同3-6)	
	配布教材の指定箇所	120
第15回	まとめと補遺	
	第14回に指示する。	120
授業の方法		

各単元の授業に先立ち、履修者に、検討対象判例、例題その他質問事項をかかげた教材を配布する。履修者は、例題や質問事項につき、答案とまではいかずとも、答案構成くらいは頭の中に用意して、授業に臨んでいただければ効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である(というか、その作業をやっておくのとしないのでは、理解の定着度が格段に違ってくるであろう)。授業では、履修者に適宜発言を求めつつ進行する。

成績評価の方法

期末試験結果(80%)に、平素の授業における発言等(20%)を加味し、総合的に評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申告せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

「憲法Ⅰ」で学ぶレベルの、憲法(特に人権篇)概論上の基礎知識。

テキスト

市販のテキストを予め購入する必要はない。担当教員が作成した教材を初回に配布する。

参考書

憲法判例を対象とした学習教材としては、『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』(現時点での最新版は第6版)が代表的なものであるが、同書第7版が2019年11月中旬に2巻同時発売予定である(本シラバス執筆時点)ため、同書を未購入の学生はそれまで購入を控えられたい。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	行政法II		
教員名	小早川 光郎		
科目ナンバー	2080411122	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

行政の活動（あるいはそれに携わる公務員の行為）により、一定の関係者が不利益を受けるという事態が、しばしば生ずる。これについて関係者の正当な権利利益を保護するために、一定の場合には補償や賠償の措置が問題となる。また、違法不当な行政活動に対しては当該活動それ自体を何らかの方法で是正することが重要である。これらの救済を関係者がみずからの権利として求めることのできる各種の制度、すなわち“損失補償”、“国家賠償”、“行政不服申立て”、“行政訴訟”などに関する法は、一般に“行政救済法”と呼ばれる。講義では、これらの諸制度に関し、特に行政訴訟制度を中心に、その仕組みとそこに含まれる諸論点を解明していく。

到達目標

DP1（専門分野の知識・理解）およびDP2（問題の発見と解決）の趣旨に即して、行政法に関する訴訟事件や行政不服申立事件やあるいは行政上の交渉事務等を取り扱うために必要不可欠な範囲の理論的素養を修得すること。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)	
第1回	行政処分をめぐる諸過程についての諸制度（行政手続法、行政不服申立制度、行政訴訟制度）の概観 〈 1章6節 〉 （上の〈 〉内は、「行政法コアカリウム」（共通的到達目標レベル）の対応部分を示す。以下同じ。）	
	以下各回の授業項目は、講義案の記述の順序に対応する。毎回、講義案の該当箇所と、関連判例（講義案で触れられているもの、授業で指示されたもの等）について予習すること。判例に関しては、関係する個別法令の条文を確認しながら読むことが重要である。	60
第2回	抗告訴訟の概念と所管事項 〈 5章1節 〉	
	同上。	90
第3回	取消訴訟の枠組み：訴え・当事者・裁判管轄 〈 5章1節 〉	
	同上。	90
第4回	取消訴訟の審理の対象と方法・総説 〈 5章3節 〉	
	同上。	90

第5回	取消訴訟の審理対象としての“処分の違法性” 〈 5章3節 〉	
	同上。	90
第6回	取消訴訟の審理対象としての“処分の違法性” (2) 〈 5章3節 〉	
	同上。	90
第7回	取消訴訟の判決 〈 5章4節 〉	
	同上。	90
第8回	処分の無効と無効確認訴訟 〈 5章2節 〉	
	同上。	90
第9回	取消・無効確認訴訟の許否 〈 5章1節・5節 〉	
	同上。	90
第10回	取消・無効確認訴訟の許否 (2) 取消・無効確認訴訟における仮の救済 〈 5章5節 〉 〈 5章8節 〉	
	同上。	90

第11回	不作為違法確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟	〈 5章6節～8節 〉
	同上。	90
第12回	当事者訴訟	〈 6章 〉
	“法律上の争訟” 概念と機関訴訟・民衆訴訟	
第13回	行政不服申立て	〈 4章 〉
	同上。	90
第14回	行政上の損失補償	〈 8章 〉
	国賠1条責任 (1)	〈 7章1節・2節 〉
第15回	同上。	90
	国賠1条責任 (2)、国賠2条責任	〈 7章2節・3節 〉
授業の方法 講義案をふまえた説明と、判例等についての質問・討論による検討を行う。受講者の十分な予習を前提として、双方向的に授業が進むようにしたい。		
成績評価の方法 評価項目およびおむねの評価割合は、学期末試験:70、小テスト:10、平常点(授業への参加状況等):20とし、総合的に評価する。学期末試験の評点が著しく低い者については、その他の項目に関する評価も考慮したうえで、総合評価をFとすることがある。		

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

関連科目：行政法I、憲法、民法（財産法）、民事訴訟法

テキスト

講義案（昨年度の講義案を改訂したもの）を、事前に配付する。
教材として、『行政判例百選I・II』（有斐閣、第7版）。

参考書

宇賀克也『行政法概説I・II』（有斐閣、最新版2017～2018年）
中原茂樹『基本行政法』（日本評論社、最新版2015年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	公法総合 Q		
教員名	武田 真一郎、大石 和彦		
科目ナンバー	2080411131	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
憲法、行政法の授業を補う講義を行うほか、具体的な事例を設定して受講者にレポート作成を求める。受講者は当該事例の法的論点を整理し、解決策をレポートにまとめ、授業ではこれに基づいて討論を行う。

到達目標
憲法、行政法およびこれらの融合した領域に関する諸問題について基本的な知識を整理し、これを応用して問題解決能力および文章力を身につけることを目的とする。公法を含むあらゆる法分野では、既存の法解釈が妥当せず、新たな対応が求められる問題が続出していることは周知の通りである。この講義では憲法や行政法の講義で修得した知識や考え方を応用し、現実の社会で生起する様々な問題に対して説得的な解決策を提示することに特に留意したい。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	<p><憲法分野> 全体のガイダンスと予備的な講義を行う。なお、内容を変更してレポート作成等を行う場合は事前に連絡する。</p>	
	<p>憲法分野の全体についてひととおり復習しておくことが望ましい。</p>	90分
第2回	<p><憲法分野> 課題1 設問について時間内にレポートを作成する。</p>	
	<p>授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。</p>	90分
第3回	<p><憲法分野> 課題1のレポートを返却し、解説と討論を行う。</p>	
	<p>レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。</p>	90分
第4回	<p><憲法分野> 課題2 設問について時間内にレポートを作成する。</p>	
	<p>授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。</p>	90分
第5回	<p><憲法分野> 課題2のレポートを返却し、解説と討論を行う。</p>	

	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第6回	<憲法分野> 課題3 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第7回	<憲法分野> 課題3のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第8回	<行政法分野> 行政法の講義で扱わなかった行政組織法について講義を行う。	
	行政組織法について行政法の講義と同様なレジメを配布するので、これに基づいて予習・復習をする。	90分
第9回	<行政法分野> 課題1 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第10回	<行政法分野> 課題1のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第11回	<行政法分野> 課題2 設問について時間内にレポートを作成する。	

	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第12回	<行政法分野> 課題2のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第13回	<行政法分野> 課題3 設問について時間内にレポートを作成する。	
	授業終了後にさらに課題についてよく検討し、次回の討論に積極的に参加できるように準備をすること。	90分
第14回	<行政法分野> 課題3のレポートを返却し、解説と討論を行う。	
	レポートは添削して返却するので、その指摘を参考とし、さらに授業中の解説と討論を踏まえてレポートを再構成すること。	90分
第15回	公法分野全体についてまとめの講義を行う。	
	必要な資料は前回の講義の際に配布する。	90分
授業の方法		
憲法、行政法の講義では基本的な論点を概説したが、この講義では応用的な論点を取り上げる。また上記のとおり設問に対するレポート作成を課し、これに基づいて討論を行う。討論の際は多くの質問をすることによって受講者の参加を求める予定である。		
成績評価の方法		
平常点による。授業中に作成したレポートを重視し、その平均点に基づいて総合評価する。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
憲法Ⅰ、Ⅱ、行政法Ⅰ、Ⅱを履修済みであるとともに、基本的な知識を習得していること。		
テキスト		

憲法および行政法の講義で使用了テキスト。

参考書

憲法および行政法の講義で使用了参考書。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	企業金融法		
教員名	尾関 幸美		
科目ナンバー	2080411222	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期
テーマ・概要			
企業組織法A・Bに引き続き、会社法のうち、資金調達に関する部分を中心に扱う。具体的には、新株発行、株式の譲渡・担保化、自己株式の取得、敵対的企業買収および防衛策、計算、社債であり、それぞれの法制度の趣旨や概要とこれに関連する判例理論の整理と基礎的な理解を目標とする。			
到達目標			
会社法の各制度の根拠条文、趣旨、判例の見解等につき、正確に理解し、かつそれらの有機的な関係を把握することで、会社法全体の構造を捉えることを目的とする（DP1・2）。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)	
第1回	<p>第1回 募集株式の発行等（その1） 株式会社の資金調達手段と規制の必要性（コアカリキュラム3-3-1）</p> <p>○株式会社の資金調達の方法について、株式の発行、社債の発行、銀行借入などがあることを理解し、それぞれの特徴と異同について（特に株式と社債の異同について）説明することができる。</p> <p>○新株発行の方法について、株主割当て・公募・第三者割当てがあることを理解し、その概要を条文を挙げて説明することができる。</p> <p>○株主割当てによる新株発行が、その他の方法による場合と比べて既存株主の経済的利益・持株比率の維持に資することについて説明することができる。</p> <p>○「募集株式の発行等」として新株の発行と自己株式の処分とにつき同じ法的規律がされている理由を説明することができるとともに、「募集株式の発行等」には含まれない、いわゆる「特殊の新株発行」と呼ばれるものがあることを理解している。</p>		
	教科書および判例百選の該当箇所を左記の授業内容のポイントを確認しながら、読む。以下同じ。 教科書304～316頁を読む。		60分
第2回	<p>第2回 募集株式の発行等（その2） 新株の発行（＃3-3-2）</p> <p>○公開会社と非公開会社とを区別して、新株発行の手続き（募集事項の決定・申込み・割当て・払込み）を、決定権限を持つ機関に触れながら、条文を挙げて説明することができる。</p> <p>○なぜ公開会社と非公開会社とでは募集事項を決定する機関が異なるのかを説明することができる。</p>		
	教科書316～322頁。		60分
第3回	<p>第3回 募集株式の発行等（その3）新株予約権（＃3-3-3）</p> <p>○新株予約権とはどういうものか、およびその仕組み（発行時の払込みと権利行使に際しての払込みの区別、行使期間、取得条項など）について条文に即して説明することができる。</p> <p>○新株予約権の利用方法を説明することができる。</p> <p>○新株予約権の発行の方法について、募集手続による場合と無償割当てによる場合とがあることを理解し、その異同について条文を挙げて説明することができる。</p> <p>○公開会社と非公開会社とを区別して、募集新株予約権の発行手続き（募集事項の決定・申込み・割当て・払込み）を、決定権限を持つ機関に触れながら、条文を挙げて説明することができる。</p> <p>○新株予約権の発行が有利発行（「特に有利な条件」「特に有利な金額」）に当たるか否かの区別はどのように行われるべきか、オプション評価理論に触れながら説明することができる。</p>		
	教科書332～345を読む。 百選27・28・29・101事件		60分
第4回	<p>第4回 募集株式の発行等（その4） 違法な募集株式の発行等の瑕疵（＃3-3-3）</p> <p>○新株発行に瑕疵がある場合に、その無効を主張するためには訴えによらなければならないことを理解し、新株発行無効の訴えについて、その概要（被告・提訴期間・無効判決の効力）、および新株発行の差止めや新株発行の不存在確認の訴えとの違いを条文を挙げて説明することができる。</p> <p>○新株発行無効の訴えにおいて、判例によるとどのような事情が無効事由となると考えられているかを説明することができ、また、募集事項の公示が欠けたことが原則として新株発行の無効事由にあたりと解されていることについてその理由を説明することができる。</p>		
	教科書323～332頁。 百選97・98・100・102事件		60分

第5回	<p>第5回 募集株式の発行等（その5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○募集株式の発行等について特に差止めの制度が用意されていることについて、その理由を説明することができるとともに、どのような場合に差止めが認められるか、具体例を挙げて説明することができる。また、株主に差止めの機会を与えるためにどのようなルールが用意されているかを条文を挙げて説明することができる。 ○公開会社における新株の有利発行について、募集事項の決定を株主総会が行う場合と取締役会が行う場合との適用条項を明らかにしながら、会社法のルールの概要とその理由を説明することができる。 ○取締役と通じて著しく不公正な払込金額で募集株式を引き受けた者が会社に対して負う支払責任について説明することができる。 ○公開会社における新株の不公正発行について、裁判所が採用している差止めの判断基準について説明することができる。 	30～40分
第6回	<p>第6回 自己株式の取得（＃3-5-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己株式の取得に伴い生ずる弊害とそれに対して会社法が採っている規制の概要について説明することができる。 ○会社法が認める自己株式の取得許容事由（会社法155条）について理解している。 ○会社法156条から159条が定める自己株式の買付け手続き・財源規制の内容について理解している。 ○株主との合意による相対取引に際しての手続き・財源規制の内容（会社法160条）について理解している。 ○特定株主からの取得に関して、市場価格がある株式についての例外（会社法161条）、相続人からの取得に際しての例外（会社法162条）、子会社からの取得の例外（会社法163条）、定款の定めがある場合の取得の例外（会社法164条）があるが、各例外が認められている理由について理解している。 ○市場による取引・公開買付けによる取得の例外（会社法165条）が認められている理由について理解している。 ○自己株式の違法取得（手続規制、財源規制に反した取得）の効力について説明することができる。 ○相続人等に対する売渡し請求制度（会社法174条）について理解している。 ○自己株式の地位について理解している。 	60分
第7回	<p>第7回 敵対的企業買収と防衛策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○敵対的企業買収の意味を理解し、メリット・デメリットを説明できる。 ○買収防衛策の種類と概要を理解している。 ○募集新株・新株予約権を使った買収防衛策の具体例とそれぞれの問題点を説明することができる。 	60分
第8回	<p>第8回 社債（その1） 発行手続、社債権者の権利と社債の流通（＃3-3-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担保付社債、振替社債について、会社法以外のどの法令が法規制を置いているかを理解している。 ○株式会社・持分会社が会社法上の社債を発行できることを理解している。 	60分
第9回	<p>第9回 社債（その2） 社債管理者と社債権者集会、新株予約権付社債</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社債管理者について、どのような場合にその設置が強制されるか、設置が強制される理由、社債管理者となるための資格、社債管理者が社債権者に対して負う義務について条文に即して説明することができる。 ○社債権者集会の制度の趣旨および概要を説明することができる。 	60分
第10回	<p>第10回 計算（その1） 計算書類の作成と開示（＃3-5-1・2・3・4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」（会社法431条）と規定されることの意味を説明することができる。 ○「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431条）とは何かを理解し、その具体的内容について例を挙げることができる。 ○「会計帳簿」とは何かを理解し、その帳簿が何であるかについて具体的な例を挙げることができる。 ○「会計帳簿」の閲覧・謄写に係る会社法の規律を理解している。 ○会社計算規則において、「会計帳簿」に関して資産の評価・負債の評価・純資産などについて規定されていることを理解している。 	30～40分

第11回	<p>第11回 計算（その2） 計算書類の種類と作成手続 （＃3-5-4・5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「計算書類」（会社法435条2項・会社計算規則2条3項2号）とは何かを理解している。 ○「臨時計算書類」および「連結計算書類」とは何かを理解し、それらが作成される理由を説明することができる。 ○各事業年度に係る計算書類の確定手続（決算手続）の概要を、株式会社の機関構造の違いに応じて、理解している。 	60分
第12回	<p>第11回 計算（その3） 計算書類の作成手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業報告等及び計算書類等に係る監査報告（監査役監査報告・監査役会監査報告・監査委員会監査報告・会計監査報告）の作成方法及び監査報告の内容を理解している。 （会社法施行規則129条以下、会社計算規則121条以下）。 ○各事業年度に係る計算書類を確定する機関ならびに「承認特則規定」（会社法439条、会社法施行規則116条5号、会社計算規則135条）とは何かおよびその特則規定の適用要件について理解している。 ○計算書類に係る公告が求められる理由および計算書類の公告制度の概要を説明することができる。 <p>12回 計算（その3） 計算書類の作成手続</p>	60分
第13回	<p>第13回 資本金および準備金 （＃3-5-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「資本金」および「準備金」（法定準備金）とはどのようなものか、理解している。 ○資本金または準備金が増加する場合と減少する場合、および資本金または準備金を株主総会決議によって減少する場合に必要なとされる会社法上の手続について、理解している（なお、必要とされる債権者異議手続については、3-7-2-2-4の項目参照）。 ○「欠損の額」（会社法449条1項2号、会社計算規則151条）とは何かを理解している。 ○資本金減少の無効を主張するためには資本金減少無効の訴えという方法によらなければならないことを理解し、資本金減少無効の訴えの無効原因・原告適格・被告・提訴期間・無効判決の効力について、説明することができる。 	分
第14回	<p>第14回 剰余金の配当および剰余金の処分 （＃3-5-6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○剰余金の配当をすることができる時期および剰余金の配当をする場合の手続について理解している。 ○会社法上の手続に違反した剰余金の配当の効力について説明することができる。 ○「中間配当」とは何かを理解している。 ○「分配特則規定」（会社法459条）とは何か、そのような定款規定を置くことができる会社がどのような会社か、およびその定款規定が効力を有するための要件はどのようなものか（会社計算規則155条）、理解している。 ○いわゆる「現物配当」を実行するための手続ならびに「金銭分配請求権」および「基準株式数」に係る制度の内容について理解している。 ○「分配可能額」とは何か、およびその金額が「その他資本剰余金」と「その他利益剰余金」の合計額を基礎とすることを理解している（会社法446条、461条2項、会社計算規則149条）。 ○分配可能額を超過した剰余金の配当の効力と役員等の責任について説明することができる。 ○「剰余金についてのその他の処分」とは何かを理解している（会社法452条）。 	60分
第15回	<p>第15回 解散・清算 （＃3-8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○解散および清算とは何か、ならびに解散と清算の関係を理解している。 ○株式会社の解散事由を理解している。 ○解散判決が認められる要件（会社法471条6号、833条）を理解している。 ○「休眠会社」とは何かを理解し、そのみなし解散の制度（会社法472条）の趣旨について説明することができる。 ○解散株式会社がすることができない行為を理解している（会社法474条）。 ○株式会社を清算しなければならない場合を理解している。 ○清算株式会社が有する能力について説明することができる。 ○清算株式会社の機関について理解している。 ○清算株式会社における債務の弁済および残余財産の分配に関する会社法の規律の概要を理解している。 ○清算株式会社の清算事務が終了したときの手続について理解している。 ○特別清算手続の特徴、他の倒産処理手続との相違点について理解している。 	60分
<p>授業の方法 講義形式を主体とするが、企業組織法A・Bと同様、前回の授業内容の理解度を計るため、質疑応答を行うこともある。また、2～3回、判例の理解度を確認するため、小テストを行う予定である。</p>		
<p>成績評価の方法</p>		

定期試験：70点
平常点：30点(出席状況：15点/小テスト：5点×2回)
その他：発言、質問、討論への参加等考慮する。
小テスト：授業の冒頭で10分～15分程度、判例の確認テストを行う。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）に準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法総則・債権総論・民事訴訟法・商法総則・金融商品取引法

テキスト

- ・伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征著
『リーガルクエスト会社法（第4版）』3132円(有斐閣) ISBN 978-4-641-17927-1
- ・江頭憲治郎他編
『会社法判例百選(第3版)』（有斐閣）

参考書

- ・江頭憲治郎著
『株式会社法（第7版）』（有斐閣）6048円 ISBN978-4641137158
- ・神田秀樹
『会社法（第19版）』（弘文堂）2500円 ISBN978-4335304712

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	民事訴訟法III		
教員名	西田 美昭		
科目ナンバー	2080411224	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
民事訴訟法Ⅱの講義と合わせて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を養うことがこの講義の目的です。

到達目標
次のことができるようになることです。
1 与えられた事実関係を理解し、そこから法の適用を考える上で重要な事実を的確に整理して把握する。
2 これまでに学習した民事訴訟法についての知識を手がかりにして事案に関係した条文、判例、学説を確認、整理した上、与えられた事実関係に民事訴訟法上の要件や基準をあてはめ、その結果どのような帰結となるか検討して結論を得る。
3 与えられた事実関係について法を適用した結果が適切か否か点検することを通じ、判例や諸学説の立場を批判的に検討する。
4 1から3までの作業の各結果と理由を口頭又は文章で的確に説明する。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	(講義全体について) テキストの設例に基づき、設問についての検討を行うことを中心とします。各回に検討する予定のテキストのユニットと主要な主題は以下のとおりです。各回の末尾の()内は、主に関連する共通的到達目標モデル(第2次案修正案)の章と項目番号ですが、そこに掲げられた項目の全てを取り上げるとは限りません。 (第1回について) ガイダンス・UNIT2 送達・訴訟手続の中断 ガイダンスとして授業の進め方、予習、復習の仕方等について説明する。次いで、訴訟における文書の送達及び訴訟手続の中断と受継などについて検討する。(第4章の4-1-3、4-1-4)	
	(全ての回について必要な予習) 1 設例の事実関係を把握してメモを作る。 2 これまでに学習した民事訴訟法の教科書等に基づいて事案に関係した条文、主要な判例、学説の概略の確認、整理をする。 3 テキストの設問中の小問の後に掲げられた文献、判例を、最小限でもテキストに資料として引用された文献、判例を、読んで理解する。 4 テキストの各設問についての答えを自分なりに考え、発言できるようメモをする。 (全ての回について必要な復習) 1 予習で確認しなかったのに、講義の中で言及された条文、概念、判例等を六法、教科書等で再確認して、整理する。 2 テキストの設問についてのクラスメートや教師の解答、説明と自分が予習した解答とを比べて、知識や考え方の誤りの有無を、教科書等で確認する。 3 講義を聞いたり復習をする中で生じた疑問点をメモし、考えてみる。	(全ての回について) 司法試験合格という目標を持っている法科大学院生であり、学習に当てる事のできる時間も大きな違いがある諸氏に、学習時間の目安を示すことの必要性や意味があるとは思われない。あえて最小限を示せば120分
第2回	UNIT2 送達・訴訟手続の中断(つづき) 引き続き、訴訟における文書の送達及び訴訟手続の中断と受継などについて検討する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第3回	UNIT9 弁論主義・自白 弁論主義の内容や裁判上の自白についての論点を検討する。(第4章の4-3-1、4-3-3)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第4回	UNIT9 弁論主義・自白(つづき) 引き続き、弁論主義の内容や裁判上の自白についての論点を検討する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第5回	UNIT9 弁論主義・自白(つづき) 引き続き、弁論主義の内容や裁判上の自白についての論点を検討する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。

第6回	UNIT10 裁判所の訴訟指揮権 釈明、口頭弁論の分離、終結した口頭弁論の再開の問題を検討することを通じて、裁判所の訴訟指揮権の行使について考察する。(第4章の4-2-4、4-3-1)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第7回	UNIT10 裁判所の訴訟指揮権(つづき) 引き続き、釈明、口頭弁論の分離、終結した口頭弁論の再開の問題を検討することを通じて、裁判所の訴訟指揮権の行使について考察する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第8回	UNIT11 口頭弁論の準備 各種の争点整理手続の検討や争点整理の過程で生ずる時機に後れた攻撃防御方法についての対応の検討を通じて、争点整理手続のあり方を考察する。(同上及び第4章の4-2-1、4-2-3)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第9回	UNIT11 口頭弁論の準備(つづき) 引き続き、各種の争点整理手続の検討や争点整理の過程で生ずる時機に後れた攻撃防御方法についての対応の検討を通じて、争点整理手続のあり方を考察する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第10回	UNIT12 事実認定の基礎 ほとんどの民事訴訟事件では、事実認定で勝敗が決まる。その重要な事実認定のしかたの基礎的なことがらについて検討する。(第4章の4-3-4、4-3-5、4-3-7)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第11回	UNIT12 事実認定の基礎(つづき) 引き続き、事実認定のしかたの基礎的なことがらについて検討する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第12回	UNIT13 立証活動 事実を証明するための立証活動についての基本的な考え方、民事訴訟法に定められた証拠収集の手段、その中でも問題点の多い文書提出命令、損害額の立証が困難な場合の対応について考察する。(第3章の3-1、第4章の4-2-1、4-3-7、4-3-9、4-3-12)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第13回	UNIT13 立証活動(つづき) 引き続き、事実を証明するための立証活動についての基本的な考え方、民事訴訟法に定められた証拠収集の手段、その中でも問題点の多い文書提出命令、損害額の立証が困難な場合の対応について考察する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第14回	UNIT15 訴訟上の和解 訴訟上の和解の効力についての論点、訴訟代理人の和解権限、和解の手続的規律について考察する。(第2章の2-2-4、第5章の5-2-4)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第15回	UNIT15 訴訟上の和解(つづき) 引き続き、訴訟上の和解の効力についての論点、訴訟代理人の和解権限、和解の手続的規律について考察する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
授業の方法		

テキストの設例と設問に即して双方向授業を進めます。準備学修（予習、復習）の欄に記載した予習がされていることは当然の前提として、教師からの発問に対する予習に基づいた解答の発表、教師・学生間の問答、学生相互の討論を通じて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を養います。

成績評価の方法

講義中の発表、応答、討論への参加、予習レポートの提出等による平常点（20%）と定期試験の成績（80%）の総合評価によります。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法・商法の基本的知識が必要。民事訴訟法Ⅰの修得が必要。民事訴訟法Ⅱの最低所要出席日数の履修が必要。

テキスト

三木浩一=山本和彦編『ロースクール民事訴訟法 第4版』（有斐閣, 5714円）ISBN978-4-641-13665-6

参考書

- 1 各人が民事訴訟法Ⅰあるいはその他の民事訴訟法の講義で学習した民事訴訟法の教科書（ただし、あまり簡略なもの、古いものを除く）
- 2 テキストの設問中の小問の後に掲げられている文献及び判例
しいて、特定の図書を挙げるならば、掲げられている回数の多い次の図書
高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法上 第2版補訂版』（有斐閣, 5985円）ISBN 978-4-641-13655-7
高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法下 第2版補訂版』（有斐閣, 6264円）ISBN 978-4-641-13688-5

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	民事法総合 Q		
教員名	尾関 幸美、上原 由起夫、渡邊 知行、中田 明、西田 美昭、萩澤 達彦		
科目ナンバー	2080411231	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要			
<p>この授業のねらいは、民事法の判例・条文の知識の確認をした上で、具体的な事案の検討を通じて、それらの有機的な理解および応用的な問題解決能力を養うことである。3年次の学生は、2年次までで民事法のすべての科目を学習済みである。しかし、司法試験の合格という最終目的を考えると、まだそのレベルには達していないと思われる。</p> <p>また、実際に実務家になった時には、単なる法律の基礎的な知識の修得のみならず、実務的な視点からの考察・理解が必要であると考えられるので、各分野につき、実務と理論の架橋を意識した授業内容を心がける予定である。</p> <p>各担当科目の教員は、以下のとおりである。</p> <p>(担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法 上原由起夫、渡邊知行 ・民事訴訟法・民事実務 萩澤達彦、西田美昭 ・商法・会社法 中田明、尾関幸美 			

到達目標			
<p>この講義では判例研究・問題演習を通じて、民法、商法・会社法、民事訴訟法・民事実務を融合して運用できるレベルに到達することを最終的な目標とする【DP1・2】。</p>			

授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	民法(第1回) 上原・渡邊(敬称略。以下同)		
		事前に指示した課題の準備をしておくこと。	120分
第2回	“(第2回)		
		”	120分
第3回	“(第3回)		
		”	120分
第4回	“(第4回)		

	”	120分
第5回	民法（第5回） 試験	
	試験範囲を復習しておくこと。	120分
第6回	民事訴訟法・民事実務（第1回） 萩澤・西田	
	事前に指示した課題の準備をしておくこと。	120分
第7回	”（第2回）	
	”	120分
第8回	”（第3回）	
	”	120分
第9回	”（第4回）	
	”	120分
第10回	”（第5回） 試験	

	試験範囲を復習しておくこと。	120分
第11回	商法・会社法（第1回） 中田・尾関	
	事前に指示した課題の準備をしておくこと。	120分
第12回	”（第2回）	
	”	120分
第13回	”（第3回）	
	”	120分
第14回	”（第4回）	
	”	120分
第15回	”（第5回） 試験	
	試験範囲を復習しておくこと。	120分
授業の方法		

事前に各科目につき、課題をポータルサイト等で指示するので、各担当教員の指示に従い、予め解答を作成・提出し、あるいは教材を予習し、それについて議論をすることにより授業が進行する。

成績評価の方法

科目毎に、5回目に授業内試験を行い、試験、出席状況、レポート提出状況、議論への寄与度等の総合的に評価する（配点の目安は、原則として、試験80%、出席状況、レポート提出状況、議論への寄与度等20%である。ただし、科目により配点異なる場合がある。この場合には、その科目の講義の最初にその旨の指示をする）。また、成績の最終評価は、3科目の合計で評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）に準拠し、3分の2以上の出席が、単位認定の必須条件である。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

財産法、家族法、企業法、民事訴訟法、民事実務基礎

テキスト

- ・ 授業の際に、各科目につき、担当者が具体的に指示するが、現時点で予定しているものは、次のとおりである。
- ・ 民法 講義の最初に指示する。
- ・ 民事訴訟法・民事実務 学期初めに事前配布する資料による。
- ・ 商法・会社法 講義の最初に指示する。

参考書

- ・ 民事訴訟法 三木浩一・山本和彦『ロースクール民事訴訟法（第4版）』有斐閣
- ・ 商法・会社法 江頭憲治郎『株式会社法（第7版）』有斐閣、神田秀樹『会社法（第19版）』弘文堂、伊藤靖史・大杉謙一他『リーガルクエスト会社法（第4版）』有斐閣

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	刑法III		
教員名	高部 道彦		
科目ナンバー	2080411303	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

本科目は、2年次にふさわしい刑法総論及び刑法各論の双方を融合した論点を扱う科目と位置づけて授業を行うこととしたい。

到達目標

法科大学院教育においては、事実の法的評価能力の涵養が大きな課題とされていることから、本科目においては、刑法解釈学の基本だけでなく、刑法の観点からの事実評価の能力の涵養を到達目標とする。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	他人の故意行為の介入と因果関係 第2章第4節(第1編 いわゆるコア・カリキュラム以下同じ)	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第2回	不真正不作為犯における作為義務 第2章第5節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第3回	正当防衛(積極的加害意思、防衛の意思、武器対等の原則) 第3章第4節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第4回	早すぎた構成要件の実現と殺人罪の着手時期 第2章第3節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第5回	共謀共同正犯(共謀と正犯性の実質との関係等) 第6章第2節	

	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第6回	共犯関係からの離脱 第6章第4節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第7回	過失犯の構造と注意義務違反（薬害エイズ事件を素材とし、過失犯概念を整理する。） 第2章第7節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第8回	財産罪における占有概念（刑法における預金の占有概念を含む。） 第2章第2節（第2編以下同じ）	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第9回	強盗罪の諸問題（「強盗の機会、事後強盗罪、強姦犯人による財物の領得等」 第3章	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第10回	不動産侵奪罪の諸問題（最高裁判例を中心に） 第2章第4節	
	事前配布予定の資料を読んで授業に臨むこと	90分
第11回	欺罔行為（クレジットカード詐欺を中心にして） 第4章第3節	

	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第12回	横領と背任の区別 第7章第5節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第13回	放火罪の諸問題（平安神宮事件を素材とする建造物の一個性等） 第1章第2節（第3編）	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第14回	文書偽造罪の諸問題（国際旅行連盟事件を素材にした作成名義人の特定方法等） 第2章（第3編）	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
第15回	身分犯と共犯（刑法65条1項、2項の擬律等） 第6章第4節	
	事前に指定した課題を検討し授業に臨むこと	90分
授業の方法		
昨年度の授業において、あらかじめ報告者に課題に関するレジュメを作成願い、これを受講生が事前に検討した上、授業に臨む方式を採用したところ、双方向授業に資する良い結果が得られたので、本年度も同様の方法によることを考えている。		
成績評価の方法		
成績評価は、期末試験70%に加え、授業への出席状況、報告内容の程度、討議への参加状況等を平常点として、30%として総合評価を行う。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		

未修者については、1年次の刑法各科目の履修を前提とする。

テキスト

事例研究刑事法（刑法・第2版）井田良ほか。

参考書

「時の判例」報告の際、「時の判例」に掲載された最高裁判例の紹介をお願いする予定である。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

学内専用ホームページで周知する。

科目名	刑事訴訟法III		
教員名	高部 道彦		
科目ナンバー	2080411313	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
近年、刑事訴訟法の分野においても、判例の重要性が高まっており、具体的事案を踏まえた判例の正確な理解が不可欠である。また、本科目においては、刑事手続のうち、公判手続を中心とした項目を検討することとなる。特に、公判手続においては、訴因と伝聞証拠の理解が重要である。

到達目標
これまでの授業経験を踏まえると、諸君は訴因変更と伝聞証拠を苦手とし、それが理由で刑事訴訟法に自信がないと感じている諸君が多いように見受けられる。そこで、到達目標は、訴因変更及び伝聞証拠の基本を理解し、苦手意識をなくすことに置きたいと考えている。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容 準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	教科書ユニット1 2 (公訴権の運用とその規制) 第2編第1章 (いわゆるコア・コアカリキュラム以下同じ)	
	少なくとも教科書の以下の設問を予習し、授業において回答できるよう準備すること (以下同じ) 設問 1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27	120分
第2回	教科書ユニット1 3 (公訴の提起) 第2編第2章	
	設問 6, 7, 9, 11, 13, 14, 16, 19, 22, 28, 30, 31, 34, 35, 37, 39, 4154, 57, 62	150分
第3回	教科書ユニット1 4 (訴因の明示・特定) 第3編第1～3章	
	設問 1, 3, 7, 9, 11, 13, 14, 16, 19, 21, 23, 25, 26, 29, 32	120分
第4回	教科書ユニット1 5 (訴因の変更) その1 第3編第4章	
	設問 1, 3, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 13, 15, 18, 19, 21, 22, 25, 27, 31, 35	180分
第5回	教科書ユニット1 5 (訴因の変更) その2 第3編第4章	

	設問 37, 39, 41, 43, 44, 47, 51, 53, 55, 57, 59, 63, 65, 71, 73, 75, 81, 83, 88, 91, 92	180分
第6回	教科書ユニット16 (被告人・弁護人) 第4編第3、4章	
	設問 1, 3, 5, 7, 8, 11, 20, 21, 23, 25	120分
第7回	教科書ユニット17 (黙秘権一自己負罪特権) 第1編第8章第1節	
	設問 1, 2, 3, 4, 5, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 23, 25, 27, 31, 39, 41	150分
第8回	教科書ユニット19 (挙証責任と推定) 第5編第1章第8節	
	設問 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 15, 17, 18, 19, 20, 22, 23, 25	150分
第9回	教科書ユニット20 (証拠の関連性) 第5編第1章第5節	
	設問 1-1 2の全問と13, 15, 17, 19, 21, 23, 25	120分
第10回	教科書ユニット21 (自白の証拠能力) 第5編第2章第1節	
	設問 2, 5, 7, 9, 11, 15, 18, 20, 21, 23, 28, 32, 33, 41, 44, 46, 49, 53, 55, 57	150分
第11回	教科書ユニット22 (補強証拠) 第5編第2章第2節	

	設問 1, 3, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 17, 19, 20, 21, 22, 23	120分
第12回	教科書ユニット2 3 (伝聞証拠の意義) 第5編第3章第1節	
	設問 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 19, 23, 24 27, 29	150分
第13回	教科書ユニット2 4 (伝聞例外) その1 第5編第3章第2節	
	設問 1, 2, 6, 7, 9, 11, 13, 17, 19, 24, 27, 29, 31, 34, 41, 43, 45, 47	180分
第14回	教科書ユニット2 4 (伝聞例外) その2 第5編第3章第2節	
	設問 51, 53, 55, 57, 59, 61, 63, 64, 65, 67, 68, 69, 71, 73, 75	180分
第15回	教科書ユニット2 6 (裁判) 第6編	
	設問 1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19, 21, 23, 25	120分
授業の方法		
<p>従来の授業評価アンケートの結果等を踏まえ、あらかじめ授業で取り上げる予定の設問をお伝えするが、受講者においては、指定された設問だけでなく、他の設問についても検討を行うことが強く期待されていることは言うまでもない。</p> <p>本授業のテキストは、設問相互の関係から、出題者の意図を探ることができる構成となっており、その検討を行うこと自体が法的思考の涵養に役立つものである。</p> <p>予習方法の一例としては、まず、基本書により基礎的理解を確認した上、設問全体を検討する。その上で、「時の判例」及び下記参考書等により、論点を把握するというプロセスが考えられる。</p> <p>授業形式は、受講者の検討結果を踏まえ、討議を双方向形式で行うこととしたい。必要に応じ、レジュメを配布する。</p>		
成績評価の方法		
<p>原則として期末試験の結果に基づき評価（70%）するが、授業への出席回数・授業中の発表内容や討論への参加状況・発言内容等（30%）を加味して、最終的な成績評価とする。</p>		
成績評価の基準		

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申告に準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑事訴訟法1の履修終了又はこれと同程度の刑事訴訟法の理解を必要とする。

テキスト

井上正仁ほか「ケースブック刑事訴訟法第4版」（有斐閣）

参考書

酒巻匡「刑事訴訟法」有斐閣（2015年11月）
大久保隆志「刑事訴訟法」法学叢書（2014年4月）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事法総合 Q		
教員名	竹村 眞史、大塚 裕史		
科目ナンバー	2080411321	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・最終学年の刑事法系の総仕上げとして、刑法及び刑訴法の事例問題の自宅起案や質疑応答、討論を主体としたカリキュラムを行います。 ・刑法分野担当＝大塚 ・刑訴法分野担当＝竹村 			

到達目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的事案の検討、分析能力を身につける。 ・検討・分析した結果を文章化できる起案能力を身につける。 ・検討・分析した結果を整理しわかりやすい形で他人に伝えることができる能力を身につける。 			

授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	【ガイダンス】＝講義の進め方の説明、班分けやスケジュールの確認等。		
	(特になし)		(特になし)
第2回	【刑法】総合事例演習(1)その1 不作為犯、因果関係論に関する基本的知識の確認		
	因果関係・不作為犯の主要論点についてテキストの該当箇所を自習		120分
第3回	【刑法】基本総合演習(1)その2 不作為犯、因果関係を中心とする事例問題演習		
	事例問題について自宅起案		同上
第4回	【刑法】総合事例演習(2)その1 早すぎた構成要件の実現、放火罪に関する基本的知識の確認		
	早すぎた構成要件の実現、放火罪の主要論点についてテキストの該当箇所の自習		同上

第5回	【刑法】総合事例演習（2）その2 早すぎた構成要件の実現、放火罪を中心とする事例問題演習	
	事例問題について自宅起案	同上
第6回	【刑法】総合事例演習（3）その1 横領罪・背任罪・文書偽造罪、共同正犯に関する基本的知識の確認	
	横領・背任罪・文書偽造罪の主要論点についてテキストの該当箇所の自習	同上
第7回	【刑法】総合事例演習（4）その2 横領罪・背任罪・文書偽造罪、共同正犯を中心とする事例問題演習	
	事例問題について自宅起案	同上
第8回	【刑法】即日起案演習 ※A Bまとめて7限（必要に応じて時間延長）に実施	
	必要に応じて総合事例演習（1）～（6）の総復習	（特に定めない）
第9回	【刑訴法】総合演習（1） 捜査分野（公訴含む）	
	捜査・公訴分野についての基礎知識の確認 授業後、指定問題について自宅起案	120分程度
第10回	【刑訴法】総合演習（2） 捜査分野（公訴含む）	
	同上 第9回で指定した問題の起案をベースに復習	同上

第11回	【刑訴法】総合事例演習（3） 捜査分野（公訴含む）	
	公訴・公判分野についての基礎知識の確認 授業後、指定問題について自宅起案	同上
第12回	【刑訴法】総合演習（4） 公判分野（公訴含む）	
	同上 第11回で指定した問題の起案をベースに復習	同上
第13回	【刑訴法】総合演習（5） 公判分野（公訴含む）	
	刑訴法全般の中から基礎知識の確認授業後、指定問題について自宅起案	同上
第14回	【刑訴法】総合演習（6） 公判分野（公訴含む）	
	同上 第13回で指定した問題の起案をベースに復習	同上
第15回	【刑訴法】即日起案演習 ※A Bまとめて7限（必要に応じて時間延長）に実施	
	【刑訴法】総合事例演習（1）～（6）の総復習	（特に定めない）
授業の方法 ・自宅起案は、当該講義日の3週間前に出題、2週間前までに起案（答案構成）提出、という形を予定しますが、詳細は、3月下旬に実施予定の在校生向けオリエンテーションの際に告知します。 ※【第8回】及び【第15回】に実施する即日起案は、7限（必要に応じ時間延長）に行う予定です。 ※本講義における起案や試験答案その他の提出物で、優れた内容のものについては一部を当年度ないし翌年度以降の講義の参考資料として利用させていただく場合があることを、予めご了解願います。		
成績評価の方法		

- ・学期末試験：行いません。
- ・刑法分野と刑訴法分野の評価比率は、1：1とします。
- ・配点比率は、
 - ・刑法・刑訴の合計2回の即日起案：合計40%程度
 - ・自宅起案（答案構成レポートを含む）：合計40%程度
 - ・発表、討論への参加状況（含・出席状況）：合計20%程度
- を予定します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

- ・刑事実体法及び手続法に関する基本的な知識（関連する憲法、国際人権法についての知識を含む。）

テキスト

特に定めません。

参考書

- ・大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅰ総論』第2版（日本評論社、2016年）
- ・大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論』第2版（日本評論社、2018年）
- ・大塚裕史『刑法総論の思考方法 第4版』（早稲田経営出版、2012年）
- ・大塚裕史『刑法各論の思考方法 第3版』（早稲田経営出版、2010年）
- ・田口守一『刑事訴訟法 第6版』（弘文堂、2012年）
- ・安富潔『刑事訴訟法 第2版』（三省堂、2013年）
- ・田口守一・佐藤博史・白取祐司『目で見る刑事訴訟法教材 第2版』（有斐閣、2009年）
- ・各判例百選、重判、最高裁判例解説など

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

【大塚】【竹村】追って、オリエンテーション等の際に告知します。

科目名	(公法系) 基本演習III Q		
教員名	大石 和彦		
科目ナンバー	2080414301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
 主に日本の（基本的には最高裁の）憲法判例の正確な理解を目指す作業を軸足にして行く点は「憲法Ⅱ」と同様であるが、「憲法Ⅱ」ではそれらの憲法判例が人権各論上の目次に従って整理・検討されるのに対し、本科目では憲法訴訟論上の諸論点（その具体例は下掲「授業の計画・内容」の欄を見よ。）を意識した別の視角から検討される。これにより、憲法上の論点を含む事案を、より多角的に分析できる実力を錬成する。

到達目標
 本科目を履修するまでに学んだ憲法解釈論上の知識が、実際の判例の中でどのように活用されているのかを理解し、最終的にはそれらを未知の事象へと適用し、解決への道筋を示すことができる能力を獲得する。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス なし	0
第2回	三段階審査の活用法（1）—保護領域（保護範囲） 現行司法試験問題または予備試験問題を具体的素材として、三段階審査のうち保護領域（保護範囲）論の活用法につき学ぶ。このように書くと、「三段階審査の通り（保護領域・制限・正当化）の順序で答案を書けてことですよ」とか勘違いされるかもしれないが、ここではもちろんそういうレベルのことを言っているのではなく、むしろ答案を書き始める前の、答案構成を練る時点での利用法に焦点が当てられる。 配布教材の該当箇所	120
第3回	三段階審査の活用法（2）—制限 現行司法試験問題または予備試験問題を具体的素材として、三段階審査のうち制限（Eingriff）の有無の判定段階の活用法につき学ぶ。このように書くと、「三段階審査の通り（保護領域・制限・正当化）の順序で答案を書けてことですよ」とか勘違いされるかもしれないが、ここではもちろんそういうレベルのことを言っているのではなく、むしろ答案を書き始める前の、答案構成を練る時点での利用法に焦点が当てられる。 配布教材の該当箇所	120
第4回	三段階審査の活用法（3）—正当化 現行司法試験問題または予備試験問題を具体的素材として、三段階審査のうち正当化論の活用法につき学ぶ。このように書くと、「三段階審査の通り（保護領域・制限・正当化）の順序で答案を書けてことですよ」とか勘違いされるかもしれないが、ここではもちろんそういうレベルのことを言っているのではなく、むしろ答案を書き始める前の、答案構成を練る時点での利用法に焦点が当てられる。 配布教材の該当箇所	120

第5回	司法権の概念とその限界—特に部分社会論(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-1)	
	配布教材の該当箇所	120
第6回	違憲審査の対象(1):法令に対する部分違憲判断(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・郵便法違憲判決、国籍法違憲判決などを参照しつつ検討する。	
	配布教材の該当箇所	120
第7回	違憲審査の対象(2):法令に対する一適用違憲判断(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・猿払事件第1審を参照しつつ検討する。	
	配布教材の該当箇所	120
第8回	違憲審査の対象(3):処分審査(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・吉祥寺駅事件、立川テント村事件、大分県広告物規制条例などを参照しつつ、法令そのものを違憲審査対象とすべきケースと、法令の合憲性を前提に、それを根拠になされた個別具体的適用行為(憲法81条にいう「処分」)を違憲審査対象とすべきケースの見分け方につき検討する。	
	配布教材の該当箇所	120
第9回	違憲審査の対象(4):立法不作為(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・在宅投票制度廃止訴訟、在外国民選挙権訴訟、女子再婚禁止期間規定部分違憲判決のそれぞれ上告審判決の構造を理解し、その応用法につき検討する。	
	配布教材の該当箇所	120
第10回	過剰包摂(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・漠然不明確性または過度の広汎性による文面無効判断 ・合憲限定解釈 ・都教組事件、札幌税関検査事件、泉佐野市民会館事件、堀越判決などの判例を参照する。	
	配布教材の該当箇所	120

第11回	過少包摂(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・人権問題の中には、過大包摂、すなわち不利益的規定の射程の“広過ぎ”の問題のみならず(授益的規定の射程の)“狭過ぎ”の問題もある。後者が問題となった実例として「国籍法違憲判決」を取り上げ、同判決の内在的論理構造の理解を目指す。	
	配布教材の該当箇所	120
第12回	憲法上の争点の主張適格(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」2-3-2) ・第三者の権利の主張適格(第三者所有物没収事件)など	
	配布教材の該当箇所	120
第13回	総合事例演習(1) まとめと補遺をかねて	
	配布教材の該当箇所	120
第14回	総合事例演習(1) まとめと補遺をかねて	
	配布教材の該当箇所	120
第15回	総合事例演習(1) まとめと補遺をかねて	
	配布教材の該当箇所	120
授業の方法		
各単元の授業に先立ち、履修者に、検討対象判例、例題その他質問事項をかかげた教材を配布する。履修者は、例題や質問事項につき、答案とまではいかずとも、答案構成くらいは頭の中に用意して、授業に臨んでいただければ効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である(というか、その作業をやっておくのとしないのでは、理解の定着度が格段に違ってくるであろう)。		
成績評価の方法		
平素の授業での発言等(40%)及び期末試験結果(60%)の両者を総合的に勘案して評価する。		

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

「憲法I」で学ばれる、憲法（特に人権および司法権関係の）概論上の基礎知識。さらに、「憲法II」を同時履修するか、履修済みであることが望ましい。

テキスト

市販のテキストを予め購入する必要はない。担当教員が作成した教材を配布する。

参考書

以下の書籍を読まない本科目の履修上致命的支障を来す、というわけでは決していないが、本科目の（一部）内容に関係の深い例をあげておく（公刊年順）。

曾我部真裕(他)「憲法論点教室」(日本評論社 2012)

穴戸常寿「憲法 解釈論の応用と展開(第2版)」(日本評論社 2014)

小山剛『「憲法上の権利」の作法(第3版)』(尚学社 2016)

憲法判例を対象とした学習教材としては、『憲法判例百選I・II』（現時点での最新版は第6版）が代表的なものであるが、同書第7版が2019年11月中旬に2巻同時発売予定である（本シラバス執筆時点）ため、同書を未購入の学生はそれまで購入を控えられたい。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	(公法系) 基本演習III		
教員名	小早川 光郎		
科目ナンバー	2080414301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
 行政訴訟の訴訟類型や、各類型ごとの訴えの要件や、判決の効果等の、行政訴訟の主要な論点に関する裁判例を取り上げて検討する。

到達目標
 DP1 (専門分野の知識・理解) およびDP2 (問題の発見と解決) の趣旨に即して、行政訴訟に関し、講義では十分に検討しきれない重要な論点についての理解を深めることを目指す。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス	
	行政法に関してこれまで授業(行政法I)などで学修してきたことのなかに、行政訴訟制度と不可分に結びついた事項がいかに多いかを、確認し、整理しておくこと。	60
第2回	事例について質疑応答による検討	
	「授業の方法」の記載を参照	90
第3回	同上	
	同上	90
第4回	同上	
	同上	90
第5回	同上	

	同上	90
第6回	同上	
	同上	90
第7回	同上	
	同上	90
第8回	同上	
	同上	90
第9回	同上	
	同上	90
第10回	同上	
	同上	90
第11回	同上	

	同上	90
第12回	同上	
	同上	90
第13回	同上	
	同上	90
第14回	同上	
	同上	90
第15回	同上	
	同上	90
授業の方法		
教材（行政判例百選）およびそれ以外の裁判例から適当な事例を選んで検討する。1件につき、1回～2回を充てる。参加者は、事案の概要、そこでの法的論点とそれについての判旨、判旨の理論的および実務的な意義と射程などを簡潔にまとめたペーパーを、各授業日の数日前までに作成・提出する。授業は、このペーパーにもとづく質疑応答の形で進める。		
成績評価の方法		
評価項目およびおおむねの評価割合は、授業への参加状況:50、期末レポート・課題レポート:50とする。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		

関連科目：行政法I・II、民事訴訟法

テキスト

教材として、『行政判例百選I・II』（有斐閣、第7版）

参考書

宇賀克也『行政法概説I・II』（有斐閣、最新版2017~2018年）

中原茂樹『基本行政法』（日本評論社、最新版2018年）

山本隆司『判例から探究する行政法』（有斐閣、2012年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(公法系) 基本演習IV Q		
教員名	大石 和彦		
科目ナンバー	2080414401	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期
テーマ・概要			
3年次に進級するまでに学んだ憲法解釈論上の知識を総動員し、事例演習を行う。事例としては、基本的に現行司法試験論文式問題を用いるが、類問がある場合、旧司法試験や予備試験の問題も比較対象とすることがある。			
到達目標			
3年次に進級するまでに学んだ憲法解釈論上の知識を総動員して活用することを通じ、具体的事例に含まれる憲法解釈論上の問題を発見し、適切な解決への道筋を示すことができる能力を錬成する。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)	
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	ガイダンス		
	なし	0	
第2回	H30年現行司法試験問題論文式公法系第1問		
	配布教材の該当箇所	120	
第3回	H29年		
	配布教材の該当箇所	120	
第4回	H28年		
	配布教材の該当箇所	120	
第5回	H27年		

第6回	配布教材の該当箇所	120
	H26年	
第7回	配布教材の該当箇所	120
	H25年	
第8回	配布教材の該当箇所	120
	H24年	
第9回	配布教材の該当箇所	120
	H23年	
第10回	配布教材の該当箇所	120
	H22年	
第11回	配布教材の該当箇所	120
	H21年	

	配布教材の該当箇所	120
第12回	H20年	
	配布教材の該当箇所	120
第13回	H19年	
	配布教材の該当箇所	120
第14回	H18年	
	配布教材の該当箇所	120
第15回	補遺	
	第14回に指示する。	120

授業の方法

各回に先立ち、履修者に、検討対象となる事例問題を配布する。履修者は、答案とまではいかずとも、答案構成くらいは頭の中に用意して、授業に臨んでいただければ効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である(というか、その作業をやっておくのとしないのでは、理解の定着度が格段に違ってくるであろう)。

成績評価の方法

平素の授業での発言等(40%)及び期末試験結果(60%)の両者を総合的に勘案して評価する。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

「憲法Ⅰ」で学ばれる、憲法(特に人権および司法権関係の)概論上の基礎知識。さらに「憲法Ⅱ」を履修済みであることが望ましい。

テキスト

市販のテキストを予め購入する必要はない。担当教員が初回に問題を配布する。

参考書

このうちいずれかを読まないで本科目の履修上致命的支障を来す、というわけでは決してないが、本科目を履修する段階の法科大学院生に広く読まれていると思われるものとして以下に例をあげておく(公刊年順)。

1. 曾我部真裕(他)「憲法論点教室」(日本評論社 2012)
2. 木下智史(他)「事例研究 憲法(第2版)」(日本評論社 2013)
3. 宍戸常寿「憲法 解釈論の応用と展開(第2版)」(日本評論社 2014)
4. 小山剛『「憲法上の権利」の作法(第3版)』(尚学社 2016)
5. 木村草太「憲法の急所—権利論を組み立てる(第2版)」(羽鳥書店 2017)

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	(公法系) 基本演習Ⅴ Q		
教員名	武田 真一郎		
科目ナンバー	2080414501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

本演習は修了年次生を対象とし、行政法学習の仕上げにふさわしい高度な事例解決能力と文章力の養成を目標とする。その際には、廃棄物処理法・公害防止協定、生活保護法、漁業法・漁業調整規則、介護保険法などの個別法の解釈を通じて行政法的な思考力の修得に特に留意するとともに、行政訴訟の実務的な側面にも目を向ける。具体的には以下の授業の方法を参照されたい。

* この演習と前期開講の基本演習Ⅳ（武田担当）の両方を履修することはできません。どちらかを履修してください。

到達目標

1. 公法分野における展開的・先端的な思考力、問題解決能力の養成。
2. 高度な文章作成能力の養成。
3. 行政訴訟における実務的な思考方法、文書作成能力の習得。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	テキスト第3部の総合問題について、報告者の報告に基づき、討論を行う。 第1回は今後の授業についてのガイダンスを行い、設問を割り当てる。その後、当日配布する課題について全員で討論を行う。	
	テキスト第3部を概観してどのような設問があるか把握しておくことが望ましい。	報告者以外は90分。
第2回	第1問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第3回	前回到続き、第1問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第4回	第2問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。

第5回	前回に続き、第2問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第6回	第3問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第7回	前回に続き、第3問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第8回	第4問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第9回	前回に続き、第4問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第10回	第5問・海の埋立をめぐる紛争について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。

第11回	前回に続き、第5問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第12回	第6問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第13回	前回に続き、第6問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第14回	第7問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
第15回	前回に続き、第7問について報告者の報告に基づき、討論を行う。	
	報告者は割り当てられた設問についてレポートを作成し、報告を行う。報告者以外もその設問について予め十分に検討し、討論に参加する準備をすること。報告者は報告後に担当した事例について模擬訴状を作成し、提出する。作成要領については授業中に指示する。	報告者以外は90分。
授業の方法		
受講者に各問題の報告を割り当てる。報告者は割り当てられた問題についてレポートを作成し、全員に配布する。授業では報告者の報告に基づいて討論を行う。討論の際には、各事例で取り上げられている法令の要件事実、その立証責任、反証の方法、証拠方法について具体的に議論する。よって、報告者は可能な限りこの点を意識してレポートを作成する必要がある。提出されたレポートは添削し、評価を付して返却する。		
成績評価の方法		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
成績評価の基準		

平常点（レポート、報告、討論）による。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

行政法Ⅰ、Ⅱを履修済みであることが望ましい。

テキスト

曾和俊文・金子正史編 事例研究行政法・第3版（日本評論社）

参考書

行政法Ⅰ、Ⅱで使用した参考書。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

オフィスアワーについては決まり次第お知らせします。それ以外の時間についてもメール等で相談の上、質問に応じます。

科目名	民事法基本特殊講義 I (債権法改正の検討 I) Q		
教員名	北山 修悟		
科目ナンバー	2080415613	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要			
<p>本講義は、2020年4月1日から施行されることになっている「民法（債権関係）の改正法」について、その内容を確認・理解し、この改正によって影響を受けるであろう司法試験「民法」科目への対応を図ることを目的としている。</p> <p>民法（債権関係）改正法は、すでに2017年6月に成立しており、『ポケット六法』等にも掲載されている。また、最近出版されている民法の教科書類も、この改正法の内容を織り込み済みで記述や説明をしている。すなわち、改正法の内容は、現時点においてすでに実務や学習上の常識となりつつある。</p> <p>今回の改正は、民法の債権法を中心とした改正であるが、その範囲は、民法総則の関連規定をも含めた極めて広範囲に及ぶものである。本講義では、これを逐条解説的に網羅的に確認・検討していく。また、単に条文の変更内容を扱うだけではなく、その改正の趣旨や目的、既存の条文と改正される条文との相互関係、従来の判例法理と改正法との関係、残された問題点とそこから派生する解釈論、そして、司法試験の短答式および論文式の問題に与える影響を検討してゆく。</p>			

到達目標			
<p>①民法（債権関係）の改正内容につき、その基礎から応用まで、深くかつ正確に理解する。</p> <p>②改正法の内容に基づいた（またはそれに関連した）短答式問題及び論文式問題への対応能力を身につける。</p>			

授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	<p>以下のとおりの「民法（債権関係）改正法」の項目別に検討していく。</p> <p>第1 公序良俗（90条関係）</p> <p>第2 意思能力</p> <p>第3 意思表示</p> <p>1 心裡留保（93条関係）</p> <p>2 錯誤（95条関係）</p> <p>3 詐欺（96条関係）</p>		
	<p>【予習】事前に配布された資料を読み、従来の条文・判例・学説と改正法案との違いを確認する。</p> <p>【復習】資料と授業の内容を突き合わせ、理解を深める。また、事例問題が課題として出された回には、その回答を作成する。</p>		60分または120分
第2回	<p>第3 意思表示（承前）</p> <p>4 意思表示の効力発生時期（97条関係）</p> <p>5 意思表示の受領能力（98条の2関係）</p> <p>第4 代理</p> <p>1 代理行為の瑕疵——原則（101条1項関係）</p> <p>2 代理行為の瑕疵——例外（101条2項関係）</p> <p>3 代理人の行為能力（102条関係）</p> <p>4 復代理人を選任した代理人の責任（105条関係）</p> <p>5 自己契約及び双方代理等（108条関係）</p> <p>6 代理権の濫用</p>		
	同上。		同上。
第3回	<p>第4 代理（承前）</p> <p>7 代理権授与の表示による表見代理（109条関係）</p> <p>8 代理権消滅後の表見代理（112条関係）</p> <p>9 無権代理人の責任（117条関係）</p>		
	同上。		同上。
第4回	<p>第5 無効及び取消し</p> <p>1 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果</p> <p>2 追認の効果（122条関係）</p> <p>3 取り消すことができる行為の追認（124条関係）</p> <p>第6 条件及び期限</p> <p>1 効力始期の新設並びに条件及び期限の概念の整理</p> <p>2 不正な条件成就</p>		
	同上。		同上。

第5回	第7 消滅時効 1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点 2 定期金債権の消滅時効 3 職業別の短期消滅時効等の廃止 4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（724条関係） 5 生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効 6 時効の完成猶予及び更新 7 時効の効果	
	同上。	同上。
第6回	第8 債権の目的 1 特定物の引渡しの場合の注意義務（400条関係） 2 選択債権（410条関係） 第9 法定利率 1 変動制による法定利率（404条関係） 2 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則（419条1項関係） 3 中間利息控除	
	同上。	同上。
第7回	第10 履行請求権等 1 履行の不能 2 履行の強制（414条関係） 第11 債務不履行による損害賠償 1 債務不履行による損害賠償とその免責事由（415条関係） 2 債務の履行に代わる損害賠償の要件 3 不確定期限における履行遅滞（412条2項関係） 4 履行遅滞中の履行不能	
	同上。	同上。
第8回	第11 債務不履行による損害賠償（承前） 5 代償請求権 6 損害賠償の範囲（416条関係） 7 過失相殺（418条関係） 8 賠償額の予定（420条1項関係）	
	同上。	同上。
第9回	第12 契約の解除 1 催告解除の要件（541条関係） 2 無催告解除の要件①（542・543条関係） 3 無催告解除の要件②（542・543条関係） 4 債権者に帰責事由がある場合の解除 5 契約解除の効果（545条2項関係） 6 解除権者の故意等による解除権の消滅（548条関係）	
	同上。	同上。
第10回	第13 危険負担 1 危険負担に関する規定の削除（534条・535条関係） 2 反対給付の履行拒絶（536条関係） 第14 受領遅滞 1 民法第413条の削除 2 保存義務の軽減 3 履行費用の債権者負担 4 受領遅滞中の履行不能	
	同上。	同上。
第11回	第15 債権者代位権 1 債権者代位権の要件（423条1項関係） 2 債権者代位権の要件（423条2項関係） 3 代位行使の範囲 4 直接の引渡し等 5 相手方の抗弁 6 債務者の取立てその他の処分の権限等 7 訴えによる債権者代位権の行使 8 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権	
	同上。	同上。

	同上。	同上。
第12回	第16 詐害行為取消権 1 受益者に対する詐害行為取消権の要件（424条1項関係） 2 受益者に対する詐害行為取消権の要件（424条2項関係） 3 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則 4 特定の債権者に対する担保の供与等の特則 5 過大な代物弁済等の特則 6 転得者に対する詐害行為取消権の要件	
	同上。	同上。
第13回	第16 詐害行為取消権（承前） 7 詐害行為取消権の行使の方法 8 詐害行為の取消しの範囲 9 直接の引渡し等 10 詐害行為の取消しの効果 11 受益者の反対給付 12 受益者の債権 13 転得者の反対給付及び債権 14 詐害行為取消権の期間の制限（426条関係）	
	同上。	同上。
第14回	第17 多数当事者 1 連帯債務 2 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等 3 破産手続の開始（441条関係） 4 連帯債務者間の求償関係 5 不可分債務 6 連帯債権 7 連帯債権者の一人について生じた事由の効力等 8 不可分債権	
	同上。	同上。
第15回	第18 保証債務 1 保証債務の付従性（448条関係） 2 主たる債務者の有する抗弁等 3 保証人の求償権 4 連帯保証人について生じた事由の効力（458条関係） 5 根保証 6 保証人保護の方策の拡充	
	同上。	同上。
授業の方法		
<p>基本的には講義形式で進めるが、受講者の理解度を確認し、応用能力を高めるために、学期中に数回、重要なテーマについての簡単な事例問題を提示し、それに口頭で回答してもらい、それを端緒に双方向形式で議論をすることがある。 なお、本講義と「同（債権法改正の検討Ⅱ）」は、場合によっては連続したものとして実施することとなる。</p>		
成績評価の方法		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
成績評価の基準		
<p>授業中の質疑応答の内容等に基づく平常点に5割の比重を置き、学期末の授業回数における口頭試問の結果に5割の比重を置いて、両者の合計で成績評価する。学期末試験や学期末レポートは課さない。</p>		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民法の財産法について一通り理解していることが要求される。		
テキスト		

① 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい、2017年）。このテキストは、必要最小限の情報をまとめたものであるので、本講義では、他のさまざまな資料を用いて、同書の内容を大幅に補充していく。

② 商事法務編『民法（債権関係）改正法新旧対照条文』（商事法務、2017年）。改正法と旧法を比較対象して検討するためには欠かせない資料である。

参考書

特に指定しないが、改正法に関しては数多くの書籍が出ているので、授業の中でその都度紹介していく。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

学内専用ホームページで周知する。

科目名	民法法基本特殊講義 I (債権法改正の検討II) Q		
教員名	北山 修悟		
科目ナンバー	2080415614	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

本講義は、前期で検討した部分に引き続いて、2020年4月1日から施行されることになっている「民法（債権関係）改正法」につき、その内容を確認・理解し、この改正によって影響を受けるであろう司法試験「民法」科目への対応を図ることを目的としている。

今回の改正は、民法の債権法を中心とした改正であるが、その範囲は、民法総則の関連規定をも含めた極めて広範囲に及ぶものである。本講義では、これを逐条的かつ網羅的に確認・検討していく。また、単に条文の変更内容を扱うだけでなく、その改正の趣旨や目的、既存の他の条文と改正される条文との相互関係、従来の判例法理と改正法との関係、残された問題点とそこから派生する解釈論、そして、司法試験の事例式問題に与える影響を検討する。

到達目標

①民法（債権関係）の改正内容につき、その基礎から応用まで、深くかつ正確に理解する。
 ②改正法の内容に基づいた択一式問題及び事例問題への対応能力を身につける。

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)	
第1回	第19 債権譲渡 1 債権の譲渡性とその制限 (466条関係) 2 将来債権譲渡 3 債権譲渡の対抗要件 (467条関係) 4 債権譲渡と債務者の抗弁 (468条関係)	
	【予習】 事前に配布された資料を読み、従来の条文・判例・学説と改正法案との違いを確認する。 【復習】 資料と授業の内容を突き合わせ、理解を深める。また、事例問題が課題として出された回には、その回答を作成する。	60分または120分
第2回	第20 有価証券 1 指図証券 2 記名式所持人払証券 3 指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券 4 無記名証券 第21 債務引受 1 併存的債務引受 2 免責的債務引受の成立 3 免責的債務引受による引受けの効果 4 免責的債務引受による担保権等の移転	
	同上。	同上。
第3回	第22 契約上の地位の移転 第23 弁済 1 弁済の意義 2 第三者の弁済 (474条2項関係) 3 弁済として引き渡した物の取戻し (476条関係) 4 債務の履行の相手方 (478条・480条関係)	
	同上。	同上。
第4回	第23 弁済 (承前) 5 代物弁済 (482条関係) 6 弁済の方法 (483条から487条まで関係) 7 弁済の充当 (488条から491条まで関係) 8 弁済の提供 (492条関係) 9 弁済の目的物の供託 (494条から498条まで関係) 10 弁済による代位	
	同上。	同上。
第5回	第24 相殺 1 相殺禁止の意思表示 (505条2項関係) 2 不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止509条関係) 3 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺 (511条関係) 4 相殺の充当 (512条関係)	
	同上。	同上。

第6回	第25 更改 1 更改の要件及び効果 (513条関係) 2 債務者の交替による更改 (514条関係) 3 債権者の交替による更改 (515条・516条関係) 4 更改の効力と旧債務の帰す (517条関係) 5 更改後の債務への担保の移転 (518条関係) 第26 契約に関する基本原則 1 契約自由の原則 2 履行不能が契約成立時に生じていた場合		
	同上。		同上。
第7回	第27 契約の成立 1 申込みと承諾 2 承諾の期間の定めのある申込み (521条1項・522条関係) 3 承諾の期間の定めのない申込み (524条関係) 4 対話者間における申込み 5 申込者の死亡等 (525条関係) 6 契約の成立時期 (526条1項・527条関係) 7 懸賞広告		
	同上。		同上。
第8回	第28 定型約款 第29 第三者のためにする契約 1 第三者のためにする契約の成立等 (537条関係) 2 要約者による解除権の行使 (538条関係)		
	同上。		同上。
第9回	第30 売買 1 手付 (557条関係) 2 売主の義務 3 売主の追完義務 4 買主の代金減額請求権 5 損害賠償の請求及び契約の解除		
	同上。		同上。
第10回	第30 売買 (承前) 6 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等 7 買主の権利の期間制限 8 競売における買受人の権利の特則 (568条1項) 9 権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶 (576条関係) 10 目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転 11 買戻し (579条ほか関係)		
	同上。		同上。
第11回	第31 贈与 1 贈与契約の意義 (549条関係) 2 贈与者の瑕疵担保責任 (551条関係) 第32 消費貸借 1 消費貸借の成立等 (587条関係) 2 消費貸借の予約 (589条関係) 3 準消費貸借 (588条関係) 4 利息 5 貸主の担保責任 (590条関係) 6 期限前弁済 (591条2項・136条2項関係)		
	同上。		同上。
第12回	第33 賃貸借 1 賃貸借の成立 (601条関係) 2 短期賃貸借 (602条関係) 3 賃貸借の存続期間 (604条関係) 4 不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等 (605条関係) 5 合意による賃貸人たる地位の移転 6 不動産の賃借人による妨害排除請求権		
	同上。		同上。

第13回	第33 賃貸借（承前） 7 敷金 8 賃貸物の修繕等（606条1項関係） 9 減収による賃料の減額請求等（609条・610条関係） 10 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（611条関係） 12 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了 13 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（616条・598条関係） 14 損害賠償の請求権に関する期間制限（621条・600条関係）	
	同上。	同上。
第14回	第34 使用貸借 1 使用貸借の成立（593条関係） 2 使用貸借の終了（597条関係） 3 使用貸借の解除（597条関係） 4 使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（598条関係） 5 損害賠償の請求権に関する期間制限（600条関係） 第35 請負 1 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権 2 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任 3 注文者についての破産手続の開始による解除（642条関係） 第36 委任 1 委任者の自己執行義務 2 報酬に関する規律 3 委任契約の任意解除権（651条関係）	
	同上。	同上。
第15回	第37 雇用 1 報酬に関する規律（労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権） 2 期間の定めのある雇用の解除（626条関係） 3 期間の定めのない雇用の解約の申入れ（627条関係） 第38 寄託 1 寄託契約の成立（657条関係） 2 受寄者の自己執行義務等（658条関係） 3 寄託物についての第三者の権利主張（660条関係） 4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限 5 寄託者による返還請求（662条関係） 6 混合寄託 7 消費寄託 第39 組合 1 契約総則の規定の不適用 2 組合員の一人についての意思表示の無効等 3 組合の債権者の権利の行使（675条関係） 4 組合員の持分の処分等（676条関係） 5 業務執行者がいない場合における組合の業務執行（670条1項関係） 6 業務執行者がある場合における組合の業務執行（670条2項関係）	
	同上。	同上。
授業の方法		
基本的に講義形式で進めるが、受講者の理解度を確認し、応用能力を高めるために、学期中に数回、重要なテーマについて簡単な問題を提示し、それに口頭で回答してもらい、それを端緒に双方向形式で議論をすることがある。 なお、本講義は、場合によっては「同（債権法改正の検討Ⅰ）」と連続したものとして実施されることとなる。		
成績評価の方法		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
成績評価の基準		
授業中の質疑応答の内容等に基づく平常点に5割の比重を置き、学期末の授業回数における口頭試問の結果に5割の比重を置いて、両者の合計で成績評価する。学期末試験や学期末レポートは課さない。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民法の財産法について一通り理解していることが要求される。		
テキスト		
① 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会、2017年）。このテキストは、必要最小限の情報をまとめたものであり、必ず入手しておくべき資料ではあるが、本講義では、他のさまざまな資料を用いて、同書の内容を大幅に補充していく。 ② 商事法務編『民法（債権関係）改正法新旧対照条文』（商事法務、2017年）。改正法と旧法を比較対照して検討するためには欠かせない資料である。		
参考書		

特に指定しないが、改正法に関しては数多くの書籍が出ているので、授業の中でその都度紹介していく。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系) 基本演習III		
教員名	中田 明		
科目ナンバー	2080415301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
 会社法判例百選（第3版）を教材にして、当該判例の会社法の体系における位置を確認し、実務における意味を検討することによって、会社法の理解を深めることを目標にする。

到達目標
 DP1（専門分野の知識・理解）及びDP2（問題の発見と解決）を実現するため、次の4点を到達目標とする。
 ① 会社法判例百選（第3版）に掲載されている判例のすべてにつき、どのような判例があるか頭に入れる。
 ② その判例が、どの条文に関する議論であり、教科書のどこに記載されているかを確認して、会社法の体系における位置を確認する。
 ③ 実務的にはどのような意味を持つ判例であるか理解する。
 ④ 判例の読み方に対する理解を深める。
 ⑤ 最終的には会社法全体の理解を深める。

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス 授業の進め方、発表の仕方について説明する。 会社法判例百選（第3版）1~7事件	
	[予習] シラバスを読んで、授業内容を把握する。 [復習] 授業の進め方と自分の分担について確認する。	10
第2回	会社法判例百選（第3版）8~14事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第3回	会社法判例百選（第3版）15~21事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第4回	会社法判例百選（第3版）22~28事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60

第5回	会社法判例百選（第3版）29~35事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第6回	会社法判例百選（第3版）36-42事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第7回	会社法判例百選（第3版）43~49事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第8回	会社法判例百選（第3版）50~56事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第9回	会社法判例百選（第3版）57~63事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第10回	会社法判例百選（第3版）64~70事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60

第11回	会社法判例百選（第3版）71~77事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第12回	会社法判例百選（第3版）78, 79, 85~89事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第13回	会社法判例百選（第3版）90~96事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第14回	会社法判例百選（第3版）97~104事件	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
第15回	Appendixで重要と思われる判例	
	[予習] 全員、判例を読み、条文と教科書の当該箇所を確認する。 [復習] 当日の判例のキーワード、関連条文、教科書での位置づけを確認する。	60
授業の方法		
順番に判旨を読み、質疑応答を行う。他の人にも討論に参加してもらう。		
成績評価の方法		
出席、質疑応答、討論の総合評価による。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		

必要な予備知識／先修科目／関連科目

会社法の基礎知識

テキスト

岩原紳作ほか編「会社法判例百選（第3版）」

参考書

伊藤靖史ほか「Legal Quest 会社法（第3版）」
江頭憲治郎「株式会社法（第7版）」

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

水曜日の18時から20時の間に研究室で受け付ける。

科目名	民事手続法基本特殊講義II (民事訴訟法事例研究)		
教員名	二羽 和彦		
科目ナンバー	2080415822	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期
テーマ・概要			
民事訴訟法の重要テーマに関する判例を検討する。			
到達目標			
民事訴訟法に関する体系的な理解を深めることを目的とする。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	<p>訴えと訴訟物</p> <p>(1) 占有の訴えと本権の訴え</p> <p>(2) 境界確定の訴えと土地所有権との関係</p>		
	<p>(1) 占有の訴えと本件の訴え 最判昭和40・3・4民集19巻2号197頁(民訴判例百選〈第5版〉34事件)〔所有権と占有権が分属する場合の処理〕</p> <p>(2) 境界確定の訴えと土地所有権との関係 ・取得時効の成否を審判しない 最判昭和43・2・22民集22巻2号270頁(民訴判例百選〈第5版〉35事件) ・境界確定の訴えを提起すると取得時効は中断 最判昭和38・1・18民集17巻1号1頁 ・当事者適格 最判昭和58・10・18民集37巻8号1121頁(民訴判例百選〈第3版〉42事件)〔一方の当事者が隣接地の境界部分の一部を取得時効した場合でも、隣接地の所有者は当事者適格を失わない〕 最判平成7・3・7民集49巻3号919頁〔一方の当事者が隣接地の境界部分の全部を取得時効した場合でも、隣接地の所有者は当事者適格を失わない〕 最判平成7・7・18裁時1151号3頁〔一方の当事者が隣接地の全部を取得時効した場合、隣接地の所有者は当事者適格を失う〕</p>		約2時間の予習を想定している
第2回	<p>一部請求</p> <p>(1) 損害賠償請求訴訟の訴訟物</p> <p>(2) 一部請求と相殺</p> <p>(3) 一部請求後の残部請求</p>		
	<p>一部請求</p> <p>(1) 損害賠償請求訴訟の訴訟物 最判昭和48・4・5民集27巻3号419頁(民訴判例百選〈第5版〉74事件)</p> <p>(2) 一部請求と相殺 ・外側説 最判昭和48・4・5民集27巻3号419頁(民訴判例百選〈第5版〉74事件)〔過失相殺の場合〕 最判平成6・11・22民集48巻7号1355頁(民訴判例百選〈第5版〉113事件)〔通常の相殺の場合〕</p> <p>(3) 一部請求後の残部請求 ・明示的一部請求 最判昭和37・8・10民集16巻8号1720頁(民訴判例百選〈第4版〉81①事件) ・残部請求 最判平成10・6・12民集52巻4号1147頁(民訴判例百選〈第5版〉80事件) 最判平成20・7・10判時2020号71頁(平成20重判民訴7事件)</p>		約2時間の予習を想定している
第3回	<p>重複訴訟の禁止</p> <p>(1) 相殺の抗弁と重複訴訟</p> <p>(2) 一部請求訴訟における残部債権による相殺</p>		
	<p>重複訴訟の禁止</p> <p>(1) 相殺の抗弁と重複訴訟 ・訴え先行型 最判平成3・12・17民集45巻9号1435頁(民訴判例百選〈第5版〉38①事件) ・反訴請求債権を自働債権とし本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁 最判平成18・4・14民集60巻4号1497頁(民訴判例百選〈第5版〉A11事件)</p> <p>(2) 一部請求訴訟における残部債権による相殺 最判平成10・6・30民集52巻4号1225頁(民訴判例百選〈第5版〉38②事件)</p>		約2時間の予習を想定している
第4回	<p>独立当事者参加</p> <p>(1) 独立当事者参加(権利主張参加)の成否</p> <p>(2) 債権者代位訴訟</p>		

	<p>独立当事者参加 (1) 独立当事者参加（権利主張参加）の成否 ・二重譲渡と権利主張参加 最判平成6・9・27判時1513号111頁（民訴判例百選〈第5版〉105事件） (2) 債権者代位訴訟 ・判決効の事後排除 大阪地判昭和45・5・28下民集21巻5・6号720頁（民訴判例百選〈第4版〉88事件） ・判決効の事前排除 最判昭和48・4・24民集27巻3号596頁（民訴判例百選〈第5版〉108事件）</p>	約2時間の予習を想定している
第5回	訴えの利益 (1) 確認の利益・訴訟共同の必要 ・遺言無効確認の訴え ・遺産確認の訴え ・相続人たる地位不存在確認の訴え ・具体的相続分確認の訴え ・遺言者が生存中に提起された遺言無効確認の訴え (2) 条件付き法律関係の確認・将来の法律関係の確認 ・敷金返還請求権確認の訴え ・雇用者たる地位確認の訴え (3) 債務不存在確認訴訟における確認の利益	
	訴えの利益 (1) 確認の利益・訴訟共同の必要 ・遺言無効確認の訴え 最判昭和47・2・15民集26巻1号30頁（民訴判例百選〈第5版〉23事件） ・遺産確認の訴え 最判昭和61・3・13民集40巻2号389頁（民訴判例百選〈第5版〉24事件） ・相続人たる地位不存在確認の訴え 最判平成16・7・6民集58巻5号1319頁（平成16重判民訴4事件） ・具体的相続分確認の訴え 最判平成12・2・24民集54巻2号523頁（民訴判例百選〈第5版〉25事件） 最判平成7・3・7民集49巻3号893頁（平成7重判民訴1事件）〔特別受益財産〕 ・遺言者が生存中に提起された遺言無効確認の訴え 最判昭和31・10・4民集10巻10号1229頁（ケースブック民訴〈第4版〉80頁）〔遺言者自身が訴えを提起〕 最判平成11・6・11判時1685号36頁（民訴判例百選〈第5版〉26事件） (2) 条件付き法律関係の確認・将来の法律関係の確認 ・敷金返還請求権確認の訴え 最判平成11・1・21民集53巻1号1頁（民事訴訟法判例百選〈第5版〉27事件） ・雇用者たる地位確認の訴え 東京地判平成19・3・26判時1965号3頁（民訴判例百選〈第5版〉28事件） (3) 債務不存在確認訴訟における確認の利益 最判平成16・3・25民集58巻3号753頁（民訴判例百選〈第5版〉29事件）〔訴えの利益〕 最判昭和40・9・17民集19巻6号1533頁（民訴判例百選〈第5版〉76事件）〔申立事項〕	約2時間の予習を想定している
第6回	法人でない団体 (1) 固有必要的共同訴訟における訴訟共同の必要 (2) 法人でない団体の当事者能力 (3) 法人でない社団による登記請求 (4) 入会団体による訴訟担当〔当事者適格〕	
	法人でない団体 (1) 固有必要的共同訴訟における訴訟共同の必要 最判平成11・11・9民集53巻8号1421頁（民訴判例百選〈第3版〉102事件）〔共同相続人・境界確定の訴え〕 最判昭和41・11・25民集20巻9号1921頁（判時468号39頁）〔入会団体〕（ケースブック民訴〈第4版〉324頁） 最判平成20・7・17民集62巻7号1994頁（民訴判例百選〈第5版〉97事件）〔入会団体〕 最判平成15・7・11民集57巻7号787頁（民訴判例百選〈第5版〉98事件）共同相続人〕 (2) 法人でない団体の当事者能力 最判平成14・6・7民集56巻5号899頁（民訴判例百選〈第3版〉13事件）〔権利能力なき社団〕 最判昭和37・12・18民集16巻12号2422頁（民訴判例百選〈第5版〉9事件）〔民法上の組合〕 (3) 法人でない社団による登記請求 最判平成26・2・27民集68巻2号192頁（民訴判例百選〈第5版〉10事件） (4) 入会団体による訴訟担当〔当事者適格〕 最判昭和55・2・8判時961号69頁（ケースブック民訴〈第4版〉13頁参照） 最判平成6・5・31民集48巻4号1065頁（民訴判例百選〈第5版〉11事件）	約2時間の予習を想定している
第7回	任意的訴訟担当 (1) 民法上の組合 (2) 法令上の訴訟代理人	
	任意的訴訟担当 (1) 民法上の組合 最判昭和45・11・11民集24巻12号1854頁（民訴判例百選〈第5版〉13事件） (2) 法令上の訴訟代理人 仙台高判昭和59・1・20下民集35巻1～4号7頁（民訴判例百選〈第5版〉A7事件）	約2時間の予習を想定している

第8回	補助参加 (1) 主観的予備的併合と同時審判申出共同訴訟 (2) 補助参加の利益 (3) 当然の補助参加 (4) 補助参加人に対する判決の効力 (5) 訴訟告知と参加的効力 (6) 反射効と共同訴訟	
	補助参加 (1) 主観的予備的併合と同時審判申出共同訴訟 最判昭和43・3・8民集22巻3号551頁（民訴判例百選〈第5版〉A30事件） (2) 補助参加の利益 最判平成13・1・30民集55巻1号30頁（民訴判例百選〈第3版〉A40事件） 東京高決平成20・4・30判時2005号16頁（民訴判例百選〈第5版〉102事件） (3) 当然の補助参加 最判昭和43・9・12民集22巻9号1896頁（民訴判例百選〈第5版〉95事件） (4) 補助参加人に対する判決の効力 最判昭和45・10・22民集24巻11号1583頁（民訴判例百選〈第5版〉103事件） (5) 訴訟告知と参加的効力 最判平成14・1・22判時1776号67頁（民訴判例百選〈第5版〉104事件） (6) 反射効と共同訴訟 最判昭和51・10・21民集30巻9号903頁（民訴判例百選〈第5版〉90事件）	約2時間の予習を想定している
第9回	承継人 (1) 訴訟承継 (2) 口頭弁論終結後の承継人 (3) 「請求の目的物の所持者」の転用	
	承継人 (1) 訴訟承継 最判昭和41・3・22民集20巻3号484頁（民訴判例百選〈第5版〉109事件） (2) 口頭弁論終結後の承継人 最判昭和48・6・21民集27巻6号712頁（民訴判例百選〈第5版〉87事件） (3) 「請求の目的物の所持者」の転用 大阪高判昭和46・4・8判時633号73頁（民訴判例百選〈第5版〉A28事件）	約2時間の予習を想定している
第10回	既判力の時的限界 (1) 取消権（被告側：勝訴するためには行使しなければならない） (2) 建物買取請求権（被告側：敗訴を想定して行使する） (3) 白地手形補充権（原告側：勝訴するためには行使しなければならない）	
	既判力の時的限界 (1) 取消権 最判昭和55・10・23民集34巻5号747頁（民訴判例百選〈第5版〉77事件） (2) 建物買取請求権 最判平成7・12・15民集49巻10号3051頁（民訴判例百選〈第5版〉78事件） (3) 白地手形補充権 最判昭和57・3・30民集36巻3号501頁（民訴判例百選〈第5版〉A26事件）	約2時間の予習を想定している
第11回	既判力の客観的範囲(1) (1) 既判力の減縮論 (2) 信義則による後訴の遮断	
	既判力の客観的範囲(1) (1) 既判力の減縮論 最判平成9・3・14判時1600号89頁①事件（民訴判例百選〈第5版〉A27事件） (2) 信義則による後訴の遮断 最判昭和51・9・30民集30巻8号799頁（民訴判例百選〈第5版〉79事件）	約2時間の予習を想定している
第12回	既判力の客観的範囲(2) (1) 後遺症による損害額の増大 (2) 将来の給付判決における増額請求	
	既判力の客観的範囲(2) (1) 後遺症による損害額の増大 最判昭和43・4・11民集22巻4号862頁（民訴判例百選II 149事件） (2) 将来の給付判決における増額請求 最判昭和61・7・17民集40巻5号941頁（民訴判例百選〈第5版〉83事件）	約2時間の予習を想定している
第13回	当事者からの事実主張の要否 (1) 所有権喪失事由 (2) 相手方の援用しない自己に不利益な事実の陳述 (3) 権利抗弁	

	<p>当事者からの事実主張の要否</p> <p>(1) 所有権喪失事由 最判昭和55・2・7民集34巻2号123頁（民訴判例百選〈第5版〉46事件） 最判昭和25・11・10民集4巻11号551頁（ケースブック民訴〈第4版〉109頁）</p> <p>(2) 相手方の援用しない自己に不利益な事実の陳述 最判平成9・7・17判時1614号72頁（民訴判例百選〈第5版〉50事件）</p> <p>(3) 権利抗弁 最判昭和27・11・27民集6巻10号1062頁（民訴判例百選〈第5版〉51事件） 最判昭和36・2・28民集15巻2号324頁 参考：最判平成10・4・30民集52巻3号930頁（民訴判例百選〈第5版〉44事件） 【相殺に対する反対相殺】</p>	約2時間の予習を想定している
第14回	<p>自白</p> <p>(1) 間接事実の自白 (2) 権利自白</p>	
	<p>自白</p> <p>(1) 間接事実の自白 最判昭和41・9・22民集20巻7号1392頁（民訴判例百選〈第5版〉54事件）</p> <p>(2) 権利自白 最判昭和30・7・5民集9巻9号985頁（民訴判例百選〈第5版〉55事件）</p>	約2時間の予習を想定している
第15回	<p>不服の限度</p> <p>(1) 請求の予備的併合 (2) 一部請求と相殺・不利益変更禁止の原則</p>	
	<p>不服の限度</p> <p>(1) 請求の予備的併合 最判昭和58・3・22判時1074号55頁（民訴判例百選〈第5版〉111事件）</p> <p>(2) 一部請求と相殺・不利益変更禁止の原則 最判平成6・11・22民集48巻7号1355頁（民訴判例百選〈第5版〉113事件）</p>	約2時間の予習を想定している
授業の方法		
<p>各回の授業は、原則として講義形式で行う（ただし、履修者が少数の場合は演習に近い形式になる可能性もある）が、受講生に対して頻繁に質問するので、しっかりと予習してきてほしい。受講生もまた、積極的に質問してほしい。</p> <p>講義が終結するまでに2度、事例式の問題をレポート課題として課す。また、学期末には、期末試験（事例式の問題）を実施する。したがって、予習ばかりでなく、復習をしっかりと行ってほしい。</p> <p>なお、第1週に、この講義のオリエンテーションを行う予定である。</p>		
成績評価の方法		
<p>以下の(1)～(3)を総合して評価する。（括弧内はその比率）</p> <p>(1) 講義への主体的かつ積極的な参加（10%） ＊出席しているだけでは、評価の対象とならない。</p> <p>(2) レポート2回の提出状況とその内容（20%×2=40%）</p> <p>(3) 期末試験の成績（50%）</p>		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）に準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法のほか、民法・商法等の実体法に関する基本的知識が求められる。		
テキスト		
『民事訴訟法判例百選〈第5版〉』、高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂編、有斐閣、2015年、2,800円＋税、ISBN 978-4-641-11527-9		
参考書		
※ 各自が使用している体系書（基本書）を必ず持参すること		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
授業終了後に質問してください。		

科目名	民事手続法基本特殊講義II (民事訴訟法の諸問題I)		
教員名	西田 美昭		
科目ナンバー	2080415823	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要
 民事訴訟法ⅡⅢ及び民事手続法基本特殊講義II (民事訴訟法の諸問題Ⅱ) の講義と合わせて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を更に養うことがこの講義の目的です。

到達目標
 次のことができる能力を一層高めることです。
 1 与えられた事実関係を理解し、そこから法の適用を考える上で重要な事実を的確に整理して把握する。
 2 これまでに学習した民事訴訟法についての知識を手がかりにして事案に関係した条文、判例、学説を確認、整理した上、与えられた事実関係に民事訴訟法上の要件や基準をあてはめ、その結果どのような帰結となるか検討して結論を得る。
 3 与えられた事実関係について法を適用した結果が適切か否か点検することを通じ、判例や諸学説の立場を批判的に検討する。
 4 1から3までの作業の各結果と理由を口頭又は文章で的確に説明する。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容 準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	<p>(講義全体について) テキストの設問に基づき、設問についての検討を行うことを中心とします。各回に検討する予定のテキストのユニットと主要な主題は以下のとおりです。各回の末尾の()内は、主に関連する共通的到達目標モデル(第2次案修正案)の章と項目番号ですが、そこに掲げられた項目の全てを取り上げるとは限りません。 (第1回について) ガイダンス・UNIT 2 7 知的財産権関係訴訟 ガイダンスとして授業の進め方等について説明する。次いで、知的財産権関係訴訟の管轄、当事者照会、民事訴訟手続における秘密保護について検討する。(第2章2-1-3(2)(3)、第4章4-2-1)</p> <p>(全ての回について必要な予習) 1 設例の事実関係を把握してメモを作る。 2 これまでに学習した民事訴訟法の教科書等に基づいて事案に関係した条文、主要な判例、学説の概略の確認、整理をする。 3 テキストの設問中の小問の後に掲げられた文献、判例を、最小限でもテキストに資料として引用された文献、判例を、読んで理解する。 4 テキストの各設問についての答えを自分なりに考え、発言できるようメモをする。</p> <p>(全ての回について必要な復習) 1 予習で確認しなかったのに、講義の中で言及された条文、概念、判例等を六法、教科書等で再確認して、整理する。 2 テキストの設問についてのクラスメートや教師の解答、説明と自分が予習した解答とを比べて、知識や考え方の誤りの有無を、教科書等で確認する。 3 講義を聞いたり復習をする中で生じた疑問点をメモし、考えてみる。</p>	<p>(全ての回について) 司法試験合格という目標を持っている法科大学院生であり、学習に当てる事のできる時間も大きな違いがある諸氏に、学習時間の目安を示すことの必要性や意味があるとは思われぬ。あえて最小限を示せば120分</p>
第2回	<p>UNIT 2 7 知的財産権関係訴訟(つづき) 引き続き、知的財産権関係訴訟の管轄、当事者照会、民事訴訟手続における秘密保護について検討する。(同上)</p> <p>第1回の欄のとおり。</p>	第1回の欄のとおり。
第3回	<p>UNIT 2 3 複数請求訴訟と控訴 複数請求訴訟、とりわけ、訴えの変更、反訴と控訴の関係について検討する。(第6章6-1-2、第7章7-2)</p> <p>第1回の欄のとおり。</p>	第1回の欄のとおり。
第4回	<p>UNIT 2 1 複数請求訴訟と控訴(つづき) 引き続き、複数請求訴訟、とりわけ、訴えの変更、反訴と控訴の関係について検討する。(同上)</p> <p>第1回の欄のとおり。</p>	第1回の欄のとおり。
第5回	<p>UNIT 2 2 補助参加と同時審判申出訴訟 補助参加、同時審判申出訴訟などについて考察する。(第6章6-2-1-3、6-2-2、6-2-3)</p> <p>第1回の欄のとおり。</p>	第1回の欄のとおり。
第6回	<p>UNIT 2 2 補助参加と同時審判申出訴訟(つづき) 引き続き、補助参加と同時審判申出訴訟などについて考察する。(同上)</p> <p>第1回の欄のとおり。</p>	第1回の欄のとおり。
第7回	<p>UNIT 8 筆界確定訴訟 筆界確定訴訟の諸問題について検討する。(第3章3-1)</p>	

	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第8回	UNIT 8 筆界確定訴訟(つづき) 引き続き、筆界確定訴訟の諸問題について検討する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第9回	UNIT14 証拠調べにおける公務秘密 刑事訴訟関係資料についての文書提出命令、公務文書の提出義務、新聞記者の取材源についての証言拒絶について考察する。 (第4章4-3-5、4-3-7)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第10回	UNIT14 証拠調べにおける公務秘密(つづき) 引き続き、刑事訴訟関係資料についての文書提出命令、公務文書の提出義務、新聞記者の取材源についての証言拒絶について考察する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第11回	UNIT20 定期金賠償と鑑定 定期金賠償、判決後の事情変更、鑑定の諸問題について検討する。(第4章4-3-6、第5章5-1-3)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第12回	UNIT20 定期金賠償と鑑定(つづき) 引き続き、定期金賠償、判決後の事情変更、鑑定の諸問題について検討する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第13回	UNIT25 再審と判決の無効 訴えの取下げ、再審、判決の無効等について検討する。(第5章5-1-2、5-2-2、5-1-4、第7章7-6)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第14回	UNIT25 再審と判決の無効(つづき)、UNIT28 消費者関係訴訟 引き続き、訴えの取下げ、再審、判決の無効等について検討する。(同上) 次いで、送達の瑕疵の救済、管轄の合意の効力、和解に代わる決定、少額訴訟手続等について検討する。(第2章2-1-3(2)(3)、第4章4-1-3、第8章8-1、8-3)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第15回	UNIT 27 消費者関係訴訟(つづき) 引き続き、送達の瑕疵の救済、管轄の合意の効力、和解に代わる決定、少額訴訟手続等について検討する。(同上)	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
授業の方法		
<p>テキストの設例と設問に即して双方向授業を進めます。準備学修(予習、復習)の欄に記載した予習がされていることは当然の前提として、教師からの発問に対する予習に基づいた解答の発表、教師・学生間の問答、学生相互の討論を通じて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を養います。</p> <p>2018年度の民事訴訟法Ⅲの授業以上に設問の検討に重点を置きます。</p> <p>受講者の希望により、取り上げるユニットを一定限度で変更する場合があります。</p>		
成績評価の方法		
講義中の報告、応答、討論への参加、小レポートの提出(40%)と定期試験又は期末レポートの成績(60%)の総合評価によります。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識/先修科目/関連科目		
民事訴訟法Ⅱ・民事訴訟法Ⅲの履修が必要。民法・商法の基本的知識が必用。		
テキスト		
三木浩一=山本和彦編『ロースクール民事訴訟法 第4版』(有斐閣, 5,729円) ISBN 978-4-641-13665-6		
参考書		

1 各人が民事訴訟法 I あるいはその他の民事訴訟法の講義で学習した民事訴訟法の教科書（ただし、あまり簡略なもの、古いものを除く）

2 テキストの設問中の小問の後に掲げられている文献及び判例

しいて、特定の図書を挙げるならば、掲げられている回数の多い次の図書

高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法上 第2版補訂版』（有斐閣, 5985円）ISBN 978-4-641-13655-7

高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法下 第2版補訂版』（有斐閣, 6264円）ISBN 978-4-641-13688-5

すでに持っているなら、高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法上 第2版』（有斐閣, 5880円）ISBN 978-4-641-13613-7
及び高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法下 補訂第2版』（有斐閣, 4410円）ISBN 978-4-641-13627-4, 同第2版でもよい。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	民事手続法基本特殊講義II (民事訴訟法の諸問題II)		
教員名	西田 美昭		
科目ナンバー	2080415824	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
 民事訴訟法II、民事訴訟法III、民事手続法基本特殊講義II (民事訴訟法の諸問題I) の講義と合わせて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を更に養うことがこの講義の目的です。

到達目標
 次のことができる力をより高めることです。
 1 与えられた事実関係を理解し、そこから法の適用を考える上で重要な事実を的確に整理して把握する。
 2 これまでに学習した民事訴訟法についての知識を手がかりにして事案に関係した条文、判例、学説を確認、整理した上、与えられた事実関係に民事訴訟法上の要件や基準をあてはめ、その結果どのような帰結となるか検討して結論を得る。
 3 与えられた事実関係について法を適用した結果が適切か否か点検することを通じ、判例や諸学説の立場を批判的に検討する。
 4 1から3までの作業の各結果と理由を口頭又は文章で的確に説明する。

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス・UNIT3 当事者の確定・変更 ガイダンスとして授業の進め方等について説明する。次いで、当事者の確定、被告を間違えて訴えを提起した場合の措置等について検討する。(コアカリキュラム第2章2-2-1)	
	(全ての回について必要な予習) 1 設例の事実関係を把握してメモを作る。 2 これまでに学習した民事訴訟法の教科書等に基づいて事案に関係した条文、主要な判例、学説の概略の確認、整理をする。 3 テキストの設問中の小問の後に掲げられた文献、判例を、最小限でもテキストに資料として引用された文献、判例を、読んで理解する。 4 テキストの各設問についての答えを自分なりに考え、発言できるようメモをする。 (全ての回について必要な復習) 1 予習で確認しなかったのに、講義の中で言及された条文、概念、判例等を六法、教科書等で再確認して、整理する。 2 テキストの設問についてのクラスメートや教師の解答、説明と自分が予習した解答とを比べて、知識や考え方の誤りの有無を、教科書等で確認する。 3 講義を聞いたり復習をする中で生じた疑問点をメモし、考えてみる。	120分
第2回	UNIT3 当事者の確定・変更 (つづき) 引き続き、当事者の確定、被告を間違えて訴えを提起した場合の措置等について検討する。(同上)	
	第1回と同じ。	120分
第3回	UNIT4 集団訴訟 法人でない団体の当事者能力、当事者適格、任意的訴訟担当などについて考察する。(コアカリキュラム第2章2-2-2、第3章3-2-3(2))	
	第1回と同じ。	120分
第4回	UNIT4 集団訴訟(つづき) 引き続き、法人でない団体の当事者能力、当事者適格、任意的訴訟担当などについて考察する。(同上)	
	第1回と同じ。	120分
第5回	UNIT6 宗教法人の内部紛争 宗教に関わる紛争と裁判所の審判権の限界、法人の内部紛争における当事者適格等について考察する。(コアカリキュラム第2章2-1-2、第3章3-2-3(1))	
	第1回と同じ。	120分
第6回	UNIT6 宗教法人の内部紛争(つづき) 引き続き、宗教に関わる紛争と裁判所の審判権の限界、法人の内部紛争における当事者適格等について考察する。(同上)	
	第1回と同じ。	120分

第7回	UNIT 2 3 独立当事者参加 独立当事者参加等について考察する。(コアカリキュラム第6章6-2-4)	
	第1回と同じ。	120分
第8回	UNIT 2 3 独立当事者参加(つづき) 引き続き、独立当事者参加等について考察する。(同上)	
	第1回と同じ。	120分
第9回	UNIT 24 訴訟承継 訴訟承継の諸問題について考察する。(コアカリキュラム第6章6-2-6)	
	第1回と同じ。	120分
第10回	UNIT 2 4 訴訟承継(つづき) 引き続き、訴訟承継の諸問題について考察する。(同上)	
	第1回と同じ。	120分
第11回	UNIT 26 医療関係訴訟 医療関係訴訟における証拠保全、因果関係の認定、陳述書、専門委員の関与のあり方について検討する。(コアカリキュラム第4章4-2-1、4-3-7、4-3-10、4-3-12)	
	第1回と同じ。	120分
第12回	UNIT 26 医療関係訴訟(つづき) 引き続き、医療関係訴訟における証拠保全、因果関係の認定、陳述書、専門委員の関与のあり方について検討する。(同上)	
	第1回と同じ。	120分
第13回	UNIT 2 9 人事関係訴訟 訴訟と非訟の区別、離婚訴訟の審理原則、親子関係不存在確認の効力等について検討する。(コアカリキュラム第1章1-3、第3章3-2-3、3-4-2、第4章4-3-1、4-3-3、第5章5-1-3、5-1-4、5-2-4)	
	第1回と同じ。	120分
第14回	UNIT 29 人事関係訴訟(つづき)、UNIT 30 相続関係訴訟 引き続き、訴訟と非訟の区別、離婚訴訟の審理原則、親子関係不存在確認の効力等について検討する。(同上) 次いで、相続関係訴訟における必要的共同訴訟や限定承認が相続財産を対象とする訴訟に与える影響について検討する。(コアカリキュラム第3章3-2-2(3)、第5章5-1-3、第6章6-2-1-4)	
	第1回と同じ。	120分
第15回	UNIT 30 相続関係訴訟(つづき) 引き続き、相続関係訴訟における必要的共同訴訟や限定承認が相続財産を対象とする訴訟に与える影響について検討する。(同上)	
	第1回と同じ。	120分
授業の方法		
<p>テキストの設例と設問に即して双方向授業を進めます。準備学修(予習、復習)の欄に記載した予習がされていることは当然の前提として、教師からの発問に対する予習に基づいた解答の発表、教師・学生間の問答、学生相互の討論を通じて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を養います。</p> <p>2018年度の民事訴訟法Ⅲの授業以上に設問の検討に重点を置きます。</p> <p>受講者の希望により、取り上げるユニットを一定限度で変更する場合があります。</p>		
<p>テキストの設例と設問に即して双方向授業を進めます。必要な予習は、(1)設例の事実関係の把握、(2)これまでに学習した民事訴訟法の教科書等に基づいて事案に関係した条文、主要な判例、学説の概略の確認、整理、(3)テキストの設問中の小問の後に掲げられた文献、判例を、最小限でもテキストに資料として引用された文献、判例を、読んで理解した上、(4)テキストの各設問についての答えを自分なりに考え、発言できるようメモをすること(できれば文章の形にしておくのが望ましい)です。このような予習に基づいた設問についての教師・学生間の問答、学生相互の討論を通じて、民事訴訟法の条文や法理を実践的に用いることができる能力の基礎を養います。</p>		
成績評価の方法		
講義中の応答、討論への参加、小レポートの提出(40%)と定期試験又は期末レポートの成績(60%)の総合評価によります。		

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申告に準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事訴訟法II・民事訴訟法IIIを履修していること。民法・商法の基本的知識が必用。
民事手続法基本特殊講義II（民事訴訟法の諸問題I）を履修していることが望ましいが、履修は要件ではない。

テキスト

三木浩一=山本和彦編『ロースクール民事訴訟法 第4版』（有斐閣，2014年，5,724円）ISBN978-4-641-13665-6

参考書

1 各人が民事訴訟法Iあるいはその他の民事訴訟法の講義で学習した民事訴訟法の教科書（ただし、あまり簡略なもの、古いものを除く）

2 テキストの設問中の小問の後に掲げられている文献及び判例
しいて、特定の図書を挙げるならば、掲げられている回数の多い次の図書

高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法上 第2版補訂版』（有斐閣，5985円）ISBN 978-4-641-13655-7

高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法下 第2版補訂版』（有斐閣，6264円）ISBN 978-4-641-13688-5

すでに持っているなら、高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法上 第2版』（有斐閣，5880円）ISBN 978-4-641-13613-7
及び高橋宏志著『重点講義 民事訴訟法下 補訂第2版』（有斐閣，4410円）ISBN 978-4-641-13627-4，同第2版でもよい。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトにて告知する。

科目名	(民事法系)基本演習Ⅳ		
教員名	上原 由起夫		
科目ナンバー	2080415401	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期
テーマ・概要			
この演習は、民法（財産法）の講義で学んだ内容をさらに掘り下げて検討することにより、民法（財産法）の総仕上げをすることを目標としている。財産法上の重要問題についてテキストの問題を担当者が報告し、参加者全員で徹底的に討論する。			
到達目標			
到達目標は、民法（財産法）上の重要問題について、疑問点を残すところなく解明し、さらに文章化する作業を通じて、書面作成能力の向上を計ることである。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	最初の授業でガイダンスを行い、受講者の希望を尊重して計画を立てる。報告者は、指定されたテキストである『事例で学ぶ民法演習』の中から、希望する問題を選択して報告することになる。解答を事前に作成してもらい、それをベースに検討する。		
	指定された教科書に目を通し、自分の報告したい問題を選択しておくこと。		30
第2回	報告者の選択したテーマに基づいて徹底的に討論する。		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくること。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。		120 (報告者) 120 (参加者)
第3回	同		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくること。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。		120 (報告者) 120 (参加者)
第4回	同		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくること。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。		120 (報告者) 120 (参加者)
第5回	同		

	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第6回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第7回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第8回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第9回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第10回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第11回	同	

	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第12回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第13回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第14回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第15回	同	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
授業の方法		
担当者の作成した報告書面と口頭による説明をもとに、受講者全員で討論する。		
成績評価の方法		
報告、討論、書面の総合評価である。報告が80%、参加者としての発言、質問が20%で総合評価される。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民法の知識があればよい。足りないところは勉強してもらえばよいからである。国語力は必要である。		
テキスト		

松久三四彦・藤原正則・池田清治・曾野裕『事例で学ぶ民法演習』（成文堂、2014年、2800円＋税 ISBN978-4-7923-2660-9 C3032）。

参考書

関連判例及び調査官解説を読むことが基本である。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系)基本演習Ⅴ Q		
教員名	渡邊 知行		
科目ナンバー	2080415501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

法科大学院での民法学習の仕上げとして、事実の分析、法の解釈・適用などを正確に表現できるように、司法試験（論文試験）の民法の過去問などを素材とする問題演習を行う。（今年の問題については、民事法総合で検討する。平成30年以前についても、民事法総合で検討する。その場合には、重複しないように、本演習では対象としないこともある）各年の問題について、1～2回で検討する。2020年以降は、改正民法が適用される問題が出題される。過去問について、法務省が公表する出題趣旨は、改正前民法を適用するものであるが、改正民法を適用して検討する。
 受講者が事前に提出した答案に基づいて、関連する判例資料などを配布して授業を進める。

到達目標

民法分野について、司法試験に対応できる問題解決能力を修得する。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	授業の進め方や演習教材などについてガイダンスを行う。	
	民法のなかで、学習が不十分であるところを確認しておく。	60分程度
第2回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第3回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第4回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度

第5回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第6回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第7回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第8回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第9回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第10回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度

第11回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第12回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第13回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
第14回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。。	120分程度
第15回	司法試験論文試験問題（民事法・民法分野）の検討	
	事前に答案を作成して提出する。	120分程度
授業の方法		
受講者による演習問題の解答についての説明を踏まえながら、ディスカッション形式の演習を行う。		
成績評価の方法		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
成績評価の基準		
提出された答案、授業への参加状況などを総合的に評価する。		

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事法の諸科目（財産法Ⅰ～Ⅵ、家族関係法、民事実務基礎Ⅰ・Ⅱなど）

テキスト

特定のテキストは指定しない。

参考書

授業のなかで、必要に応じて紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系)基本演習Ⅴ		
教員名	上原 由起夫		
科目ナンバー	2080415501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期
テーマ・概要			
この演習は、民法(財産法・家族関係法)の講義で学んだ内容をさらに掘り下げて検討することにより、民法の総仕上げをすることを目標としている。民事法上の重要問題についてテキストの問題を担当者が報告し、参加者全員で徹底的に討論する。			
到達目標			
到達目標は、民事法上の重要問題について、疑問点を残すところなく解明し、さらに文章化する作業を通じて、書面作成能力の向上を計ることである。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	<p>最初の授業でガイダンスを行い、受講者の希望を尊重して計画を立てる。報告者は、指定されたテキストである『事例研究民事法I(第2版)』の中から、希望する問題を選択して報告することになる。解答を事前に作成してもらい、それをベースに検討する。</p> <p>授業計画で、テーマのモデルを示しておくが、これは過去の例であり、報告者は希望するテーマを選択できる。</p>		
	指定された教科書に目を通し、自分の報告したい問題を選択しておくこと。		30
第2回	カメラ・レンズの重複処分と引渡請求(譲渡担保と所有権留保)		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくること。報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。		120(報告者) 120(参加者)
第3回	賃借人に無断でなされた不動産の譲渡(賃貸人の地位の移転・サブリース契約・敷金返還債務)		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくること。報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。		120(報告者) 120(参加者)
第4回	ゲームセンター建築工事の請負代金請求(抵当権をめぐる諸問題)		
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくること。報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。		120(報告者) 120(参加者)
第5回	先代のした土地取引(土地明渡請求・所有権移転登記請求・土地の取得時効)		

	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第6回	燃料・原材料の買掛債務(債権譲渡禁止特約・動産債権譲渡特例法)	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第7回	テナントが与えた損害とスーパーの責任(名板貸責任と不法行為責任、適時提出主義)	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第8回	新製品開発事業への出資と損失(出資契約と説明義務)	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第9回	ワンルームマンション建築請負工事の瑕疵(建築請負の瑕疵担保・相殺、専門委員制度と弁論主義)	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第10回	亡夫の兄からの土地・建物明渡請求(不動産の共有と遺産分割、全面的価格賠償)	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第11回	委任状等を濫用した土地所有権移転登記(不動産取引と民法94条2項類推適用・表見代理)	

	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第12回	賃借土地の擁壁の亀裂・修復 (賃借権付土地・建物の瑕疵、相殺の抗弁)	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第13回	前回の問題の継続	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第14回	患者を救急搬送中の交通事故 (共同不法行為者の求償権の行使、訴訟告知と参加的効力)	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
第15回	商社を介在させた貝の取引 (介入取引、従業員の権限濫用)	
	[予習] 報告者は、解答を作成し、答案にして、参加者分のコピーを用意してくる事。 報告者以外の参加者は、教科書を熟読し、問題点を把握しておき、質問の準備をすること。	120 (報告者) 120 (参加者)
授業の方法		
担当者の作成した報告書面と口頭による説明をもとに、受講者全員で討論する。		
成績評価の方法		
報告、討論、書面の総合評価である。報告が80%、参加者としての発言、質問が20%で総合評価される。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準 (学則第19条) 及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識/先修科目/関連科目		
民法の知識があればよい。足りないところは勉強してもらえばよいからである。国語力は必要である。		
テキスト		

瀬川信久・七戸克彦・小林量・山本和彦・山田文・永石一郎・亀井尚也編著『事例研究民事法』（日本評論社、2008年 5300円＋税 ISBN978-4-535-51575-8）を毎年、使用していたが、絶版となり、IとIIに分離された第2版が発行されたので、それを使用する。『事例研究民事法（第2版）I』（日本評論社、2013年）が、民法となる（定価3600円＋税 ISBN978-4-535-51912-1）。司法試験論文式の出題傾向が変化しているので、そこに照準を合わせた改訂となった。編集に山野目章夫教授（早稲田大学大学院法務研究科）を加えたことにより、更に充実した内容となっている。なお、テキストは必ず購入すること。著作権を尊重することが基本である。

参考書

テキストにもくわしく掲載されているが、関連判例及び調査官解説を読むことが基本である。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(民事法系) 基本演習 V		
教員名	尾関 幸美		
科目ナンバー	2080415501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期
テーマ・概要			
会社法全般の条文、判例の知識の確認と具体的な事例問題の検討			
到達目標			
企業組織法・企業金融法で学んだ理論と判例の基礎知識を基に、さらに会社法の主要な論点につき理解を深め、具体的な事例問題の検討を通して、応用力を身につけることを目的とする (DP1・2)。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	第1部 1 株式の譲渡 設例 1-1、1-2、1-3		
		報告者は、担当する設例の解答レジュメを用意すること。 報告者以外は、該当する設問を予習し、疑問点をメモしておくこと。	90~120分
第2回	第1部 2 株主総会決議の瑕疵等 設例 2-1、2-2、2-3		
		”	90~120分
第3回	第1部 3 代表行為と取引の安全 設例 3-1、3-2、3-3		
		”	90~120分
第4回	第1部 4 競業取引・利益相反取引 設例 4-1、4-2、4-4		
		”	90~120分
第5回	第1部 5 取締役の報酬 設例 5-1、5-2、5-3、5-4		

	"	90～120分
第6回	第1部6取締役の会社に対する責任 設例6-1、6-2、6-3、6-4、6-5	
	"	90～120分
第7回	第1部7取締役の第三者に対する責任 設例7-1、7-2	
	"	90～120分
第8回	" 設例7-3、7-4	
	"	90～120分
第9回	第1部8違法な募集株式の発行 設例8-1、8-2、8-3	
	"	90～120分
第10回	第1部10代表訴訟 設例10-1、10-2、10-3、10-4	
	"	90～120分
第11回	平成30年司法試験問題の検討	

	平成30年度司法試験論文試験を制限時間内で解答し、疑問点をメモしておくこと。	90～120分
第12回	平成29年司法試験問題の検討	
	平成29年度司法試験論文試験を制限時間内で解答し、疑問点をメモしておくこと。	90～120分
第13回	平成28年司法試験問題の検討	
	平成28年度司法試験論文試験を制限時間内で解答し、疑問点をメモしておくこと。	90～120分
第14回	平成27年司法試験問題の検討	
	平成27年司法試験論文問題を解答し、疑問点をメモしておくこと。	90～120分
第15回	平成26年司法試験問題の検討	
	平成26年度司法試験論文問題を解答し、疑問点をメモしておくこと。	90～120分
授業の方法		
<p>夏休みの間に、報告者の割り当てをし、ポータルサイトで掲示する。報告者は割り当てられた設問に対する解答と簡単な解説を準備し、レジュメを作成・配布する。 報告者以外の者は設問を解き、疑問点をメモしておくこと。 これらを基に、ゼミでは主としてディスカッションを行う。</p>		
成績評価の方法		
<p>定期試験：なし 平常点：（出席状況：15点・発表：30点） その他、発言、質問・討論への参加：15点 中間試験：なし 小テスト：なし 期末レポート： 小レポート：数回提出してもらう予定。その評価が40点 その他（ ）：</p>		
成績評価の基準		

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）に準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

企業組織法A・B、企業金融法A・Bを履修し、単位取得済であること。

テキスト

・前田雅弘・洲崎博史・北村雅史著
『会社法事例演習教材第3版』（2016年・有斐閣）定価 3,240円（本体 3,000円）
ISBN 978-4-641-13740-0

伊藤靖史/伊藤雄司/大杉謙一/斉藤真紀/田中亘/松井秀征編著
『事例で考える会社法（第2版）』（2015年・有斐閣）3780円 ISBN 978-4-641-13729-5

参考書

・神田秀樹
『会社法（第19版）』（2017年・弘文堂）ISBN 978-4335304750
・江頭憲治郎編
『会社法判例百選（第3版）』（2016年・有斐閣）ISBN 978-4-641-11530-9
・江頭憲治郎著
『株式会社法（第7版）』（2017年・有斐閣）ISBN-13: 978-4641137158
その他、必要に応じて資料を配布する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(刑事法系)基本演習III		
教員名	長沼 範良		
科目ナンバー	2080416301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
 捜査法の諸問題について専門的な学識を修得し、個別の主要問題について解決できる能力を涵養する。

到達目標
 捜査法の諸問題について専門的法曹に要求される学識をもとにして、個別問題について専門的解決を図ることができる。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	捜査の端緒(1)	
	指定された判例・文献を読む。指定判例は最新のものを使用するので、現時点では個別の指定はできない。 また、かなりの回数において、事前に配布する課題について各自が60分程度の時間で筆記したものを提出するよう求められる。	180分
第2回	捜査の端緒(2)	
	同上	180分
第3回	強制処分法定主義	
	同上	180分
第4回	逮捕・勾留(1)	
	同上	180分
第5回	逮捕・勾留(2)	

	同上	180分
第6回	逮捕・勾留(3)	
	同上	180分
第7回	逮捕・勾留(4)	
	同上	180分
第8回	被疑者の取調べ	
	同上	180分
第9回	搜索・押収・検証(1)	
	同上	180分
第10回	搜索・押収・検証(2)	
	同上	180分
第11回	搜索・押収・検証(3)	

	同上	180分
第12回	人体に対する強制処分	
	同上	180分
第13回	捜査の限界(1)	
	同上	180分
第14回	捜査の限界(2)	
	同上	180分
第15回	被疑者の防御	
	同上	180ぶん
授業の方法		
いわゆる演習方式である。参加者が担当課題について詳細な準備をし、授業ではその理解を深めることとする。		
成績評価の方法		
提出課題及び授業参加の寄与度による。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
刑事訴訟法		
テキスト		

特になし。
参考書
その都度指定する。
質問・相談方法等(オフィス・アワー)
火曜日の授業前後に非常勤講師控室に申し出ること。

科目名	(刑事法系) 基本演習III		
教員名	伊藤 司		
科目ナンバー	2080416301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

本演習は、司法試験「刑法」論文式問題などに的確に解答できるようにするため、「判例」を前提とした問題につき実際に執筆・解答することを通じて、基礎力・論点把握力などを付けることをテーマとする。

到達目標

「判例」をすべて把握していなければならないというものではないにしても、「判例」を把握しておいた方が有利と思われるので、少なくとも本演習で取り上げた「判例」などはきちんと習得することを目標とする。

なお、法科大学院の学位授与方針 (Diploma Policy ; DP) との関連では、主にDP1の「専門分野の知識・理解」に関わることになる。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	事例問題(1)及びその検討		
	従来の刑法勉強の総復習		60
第2回	事例問題(2)及びその検討		
	同上		60
第3回	事例問題(3)及びその検討		
	同上		60
第4回	事例問題(4)及びその検討		
	同上		60

第5回	事例問題（5）及びその検討	
	同上	60
第6回	事例問題（6）及びその検討	
	同上	60
第7回	事例問題（7）及びその検討	
	同上	60
第8回	事例問題（8）及びその検討	
	同上	60
第9回	事例問題（9）及びその検討	
	同上	60
第10回	事例問題（10）及びその検討	
	同上	60

第11回	事例問題（11）及びその検討	
	同上	60
第12回	事例問題（12）及びその検討	
	同上	60
第13回	事例問題（13）及びその検討	
	同上	60
第14回	事例問題（14）及びその検討	
	同上	60
第15回	事例問題（15）及びその検討 残り10分で、授業評価アンケートを書いて頂く。	
	同上	60

授業の方法

毎回「刑法問題」について、まず執筆・解答して頂く（60分）。つぎに、その答案を読み上げて頂き、ゼミ内で検討・討論をする（30分。15回目は20分）。それを踏まえて、次回採点答案のコピーを返却する。これを15回繰り返す（最後の答案のコピーは原則として期末試験時に返却する）。また、期末試験（120分）も行う。

成績評価の方法

各回の答案得点の合計の1/9の得点（60点×15回＝900点÷9）＋期末試験の得点（100点）の1/2による評価。

成績評価の基準

- ① 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。
- ② 到達目標・評価項目等との関連で、以下の点が評価の判断基準となる。ゼミにおいては、当該「刑法問題」を書き上げることができるか。そして、それについて口頭で説明しかつ討論することができるか。期末試験においては、15回のゼミを履修後、習得できた能力を示すことができるか。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

これまでの全「刑法勉強」が前提となる。

テキスト

テキストは特に指定しない。

参考書

『条解刑法〔第3版〕』、前田雅英編集代表、弘文堂、9500円、I S B N 978-4-335-35559-2、『刑法総論講義〔第6版〕』、前田雅英、東京大学出版会、3600円、I S B N 978-4-13-032373-4、『刑法各論講義〔第6版〕』、前田雅英、東京大学出版会、3600円、I S B N 978-4-13-032377-2、『最新重要判例250刑法第11版』、前田雅英、弘文堂、2500円、I S B N 978-4-335-30123-0、『改訂刑法I（総論）〔補訂版〕』、内田文昭、青林書院、3600円、I S B N 4-417-01013-7、『刑法概要上巻』、内田文昭、青林書院、7500円、I S B N 4-417-00907-4、『刑法概要中巻』、内田文昭、青林書院、13500円、I S B N 4-417-00957-0、『刑法各論〔第三版〕』、内田文昭、青林書院、5800円、I S B N 4-417-00957-0、『刑法第3版』、山口厚、有斐閣、3200円、I S B N 978-4-841-13908-4、『刑法総論〔第3版〕』、山口厚、有斐閣、3100円、I S B N 978-4-641-13915-2、『刑法各論〔第2版〕』、山口厚、有斐閣、4000円、I S B N 978-4-641-04276-6、など、その他多数。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	(刑事法系)基本演習III		
教員名	大塚 裕史		
科目ナンバー	2080416301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
 刑法の重要論点に関する事例問題を検討することを通じ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲで学んだ刑法解釈論の基礎知識の理解を確認し、定着を図り、それを使いこなせる実力を養成するアウトプット重視型の演習を行う。未知の問題を解決するのに必要な分析能力、刑法的思考能力、表現能力を養成することを目的とする。基本演習Ⅲでは刑法各論の基本的な重要論点について、事例問題を通じてその理解を深めることを目的とする。総論に比し各論の学習が十分でない学生が多い。財産犯を中心に問題が予想されるすべての犯罪類型についてしっかりとした実践的応用力を早急に身につける必要がある。本演習では、各論の重要論点をすべてカバーするので、刑法解釈論の力を強化したい学生の積極的な受講を期待したい。

到達目標
 重要論点に関する判例実務の考え方をしっかり理解し、その立場から事例を分析し、法規範を具体的な事案に当てはめ妥当な結論を導き、それを文章の形で表現する能力を涵養することを目標とする。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	窃盗罪(1) 保護法益 占有の意義	
	窃盗罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第2回	窃盗罪(2) 死者の占有 不法領得の意思 親族相盗例	
	窃盗罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第3回	強盗罪(1) 暴行・脅迫 強取の意義 2項強盗罪	
	強盗罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第4回	強盗罪(2) 事後強盗罪 強盗致死傷罪	
	強盗罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分

第5回	詐欺罪・恐喝罪（1） 欺罔行為の意義 交付行為の意義 文書の不正取得	
	詐欺罪に関する基礎知識の確認事例問題について自宅起案	120分
第6回	詐欺罪・恐喝罪（2） クレジットカードの不正使用 権利行使と恐喝	
	恐喝罪に関する基礎知識の確認事例問題について自宅起案	120分
第7回	横領罪 二重売買 横領物の横領 横領と背任の区別	
	横領罪に関する基礎知識の確認事例問題について自宅起案	120分
第8回	背任罪 二重抵当 背任罪の共同正犯	
	背任罪に関する基礎知識の確認事例問題について自宅起案	120分
第9回	盗品等関与罪 追求権の意義 保管の意義 あっせん罪	
	盗品等関与罪に関する基礎知識の確認事例問題について自宅起案	120分
第10回	文書偽造罪 偽造の意義 名義人・作成者の意義 虚偽公文書作成罪の間接正犯	
	文書偽造罪に関する基礎知識の確認事例問題について自宅起案	120分

第11回	放火罪 建造物の一体性 焼損の意義 公共の危険	
	放火罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第12回	賄賂罪 職務関連性 転職前の職務 賄賂罪と恐喝罪	
	賄賂罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第13回	その他の重要犯罪（1） 犯人隠避罪 証拠偽造罪 偽証罪 監禁罪 略取誘拐罪	
	遺棄罪・業務妨害罪・名誉毀損罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第14回	その他の重要犯罪（2） 遺棄罪 業務妨害罪 公務執行妨害罪	
	犯人隠避罪・偽証罪・公務執行妨害罪に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第15回	刑法各論の総まとめ 総合事例演習	
	第1回から第14回までの学習事項の総復習	120分
授業の方法		
対話型演習の方式をとる。事前に配布される事例問題に対して起案（あるいは起案構成）レポートを提出してもらい、事案の分析、規範の定立、事案への当てはめについて徹底的に検討し、実務家として必要な基本的な実務処理能力の養成に努める。		
成績評価の方法		
成績評価は、起案レポート70点、授業中の質疑応答30点の総合評価による。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		

刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲ

テキスト

刑事系基本演習Ⅲ問題集（授業時に配布）

参考書

大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論〔第2版〕』（日本評論社、2018年）
大塚裕史『刑法各論の思考方法第3版』（早稲田経営出版、2010年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後教室で受け付けると共に、随時、電子メールでも受け付ける。

科目名	(刑事法系)基本演習III		
教員名	高部 道彦		
科目ナンバー	2080416301	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

今年度も昨年に引き続き、諸君が刑事訴訟法の修得において最も苦手としていると思われる、捜査分野における違法収集証拠の諸問題、公判分野における伝聞証拠及び訴因変更に焦点をあてた演習を行うこととした。基本的には、刑事訴訟法Ⅱ及びⅢを修得し、その実践を図ろうとしている受講生が対象となるが、刑事訴訟法Ⅱ及びⅢを受講中の諸君も、積極的な参加を求めたい。
3年次以降の諸君の中で、「伝聞証拠」「違法収集証拠」「訴因」を苦手と感じている諸君は、復習の意味で本演習に参加し、その理解に自信をもってもらいたいと考えている。

到達目標

訴因、伝聞証拠及び違法集証拠の諸問題（刑事訴訟法上の証拠能力に関する問題）についての理解を深めること

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容 準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンスと受講生の要望聴取	
	本演習に要望したい事項をあらかじめ準備してきて下さい。 後記「刑事訴訟の実務」の伝聞証拠該当部分のレポート作成にかかる分担の決定	30分
第2回	伝聞証拠の基礎的理解の確認(1)	
	後記「刑事訴訟の実務」の伝聞証拠記載部分のうち、「伝聞・非伝聞」に関する部分の発表と討議	120分
第3回	伝聞証拠の基礎的理解の確認(2)	
	後記「刑事訴訟の実務」の伝聞証拠記載部分のうち、「伝聞・非伝聞」に関する部分の発表と討議	120分
第4回	伝聞証拠(伝聞・非伝聞)を素材にした複合問題の検討(1)	
	第3回に指定した課題に基づき作成した起案に基づき、討論と発表	90分

第5回	伝聞証拠（伝聞・非伝聞）を素材にした複合問題の検討(2)	
	即日起案	60分
第6回	伝聞証拠（伝聞・非伝聞）を素材にした複合問題の検討(3)	
	第5回に即日起案で作成したレポートの討議・検討	90分
第7回	伝聞証拠（伝聞例外）を素材にした複合問題の検討(2)	
	第6回に指定した課題に基づき作成した起案に基づき、討論と発表	90分
第8回	伝聞証拠（伝聞例外）を素材にした複合問題の検討(2)	
	即日起案	60分
第9回	伝聞証拠（伝聞例外(1)）を素材にした複合問題の検討(2)	
	第8回に即日起案で作成したレポートの討議・検討	90分
第10回	類似事実の立証を素材とした複合問題の検討	
	第9回に指定した課題に基づき作成した起案に基づき、討論と発表	90分

第11回	訴因変更を素材とした複合問題の検討(1)	
	第10回に指定した課題に基づき作成した起案に基づき、討論と発表	90分
第12回	訴因変更を素材とした複合問題の検討(2)	
	即日起案	60分
第13回	訴因変更を素材とした複合問題の検討(3)	
	第12回に即日起案で作成したレポートの討議・検討	90分
第14回	違法収集証拠を素材とした複合問題の検討(1)	
	第13回に指定した課題に基づき作成した起案に基づき、討論と発表即日起案	90分
第15回	違法収集証拠を素材とした複合問題の検討(2)	
	第14回に即日起案で作成したレポートの討議・検討	90分
授業の方法		
昨年度以上に刑事訴訟法の複合問題について事前にレポートを作成し、同レポートの問題点等を参加者全員で検討する形式で、授業を進めていきたいと考えている。		
成績評価の方法		
レポート及び即日起案の結果並びに授業における発言内容を総合評価する。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑事訴訟法 I I 履修終了程度の刑事訴訟法の知識を要する。

テキスト

特に指定しない。

参考書

授業において適宜紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトにおいて学生に周知する。

科目名	(刑事法系)基本演習Ⅳ		
教員名	大塚 裕史		
科目ナンバー	2080416401	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要
 刑法の基本的知識を一通り学習しても、それを使いこなす力を身に付けない限り事案を分析・処理することはできない。基本的知識を使いこなす力を身に付けるためには多くの問題に当たって練習するしかない。司法試験・旧司法試験の問題の中には刑法の応用力を養成するのに格好の良問が多い。本演習では、司法試験・旧司法試験の問題の中から刑法総論の重要論点に関する事例問題を検討することを通じ、刑法解釈論の基礎知識の理解を確認し、定着を図り、それを使いこなせる実力を養成するアウトプット重視型の指導を行う。特に、3年次生の場合、これまで学んだ基礎知識を使いこなせる実戦力を早急に養う必要がある。必修科目である「刑事法総合」では刑法は1単位分の時間しか取れないので問題練習量が圧倒的に不足する。そこで、時間の関係で刑事法総合では扱えない司法試験問題をはじめ刑法の理解を深めるのに格好の旧司法試験問題を取りあげ、事例分析力、法律構成力、論述能力を高める為の徹底的なトレーニングを行う。

到達目標
 重要論点に関する判例実務の考え方をしっかり理解し、その立場から事例を分析し、法規範を具体的事案に当てはめ妥当な結論を導き、それを文章の形で表現する能力を涵養することを目標とする。

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	実務刑法学とは何か、その学び方について講義する。	
	実務刑法学の学習方法を確認する。	30分
第2回	総合事例演習(1) 因果関係を中心とする問題演習(旧司法試験平成10年度)	
	因果関係論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第3回	総合事例演習(2) 不真正不作為犯を中心とする問題演習(旧司法試験平成22年度)	
	不作為犯論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第4回	総合事例演習(3) 因果関係と不作為犯を中心とする問題演習(旧司法試験平成20年度)	
	因果関係論・不作為犯論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分

第5回	総合事例演習（４） 早すぎた構成要件の実現を中心とする問題演習（旧司法試験平成19年度）	
	早すぎた構成要件の実現に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第6回	総合事例演習（５） 遅すぎた構成要件の実現を中心とする問題演習（旧司法試験平成15年度）	
	遅すぎた構成要件の実現に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第7回	総合事例演習（６） 事実の錯誤を中心とする問題演習（予備試験平成23年度）	
	事実の錯誤論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第8回	総合事例演習（７） 正当防衛を中心とする問題演習（旧司法試験平成14年度）	
	正当防衛論に関する基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第9回	総合事例演習（８－１） 共謀の射程・共同正犯の錯誤に関する基本的知識の確認	
	共同正犯論に関する主要論点の確認	120分
第10回	総合事例演習（８－２） 共謀の射程・共同正犯の錯誤を中心とする問題演習（司法試験平成20年度）	
	事例問題について自宅起案	120分

第11回	総合事例演習（9-1） 詐欺罪・恐喝罪・共同正犯からの離脱に関する基本的知識の確認	
	詐欺罪・恐喝罪・共同正犯解消論に関する主要論点の確認	120分
第12回	総合事例演習（9-2） 詐欺罪・恐喝罪・共同正犯からの離脱を中心とする問題演習（司法試験平成19年度）	
	事例問題について自宅起案	120分
第13回	総合事例演習（10-1） 正当防衛・殺意の認定・共同正犯に関する基本的知識の確認	
	正当防衛・殺意の認定・共同正犯に関する主要論点の確認	120分
第14回	総合事例演習（10-2） 正当防衛・殺意の認定・共同正犯を中心とする問題演習（司法試験平成21年度）	
	事例問題について自宅起案	120分
第15回	刑法総論実戦演習	
	第1回から第14回までの復習	120分
授業の方法		
対話型演習の方式をとる。事前に配布される事例問題に対して起案（あるいは起案構成）レポートを提出してもらい、事案の分析、規範の定立、事案への当てはめについて徹底的に検討し、実務家として必要な基本的な実務処理能力の養成に努める。		
成績評価の方法		
成績評価は、起案レポート70点、授業中の質疑応答30点の総合評価による。		
成績評価の基準		

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑法Ⅰ、刑法Ⅱ

テキスト

大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅰ総論〔第3版〕』（日本評論社、2019年）
大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論〔第2版〕』（日本評論社、2018年）

参考書

大塚裕史『応用刑法Ⅰ総論』（日本評論社、2019年）
大塚裕史『ロースクール演習刑法第3版』（法学書院、2019年）
大塚裕史『刑法総論の思考方法第4版』（早稲田経営出版、2012年）
大塚裕史『刑法各論の思考方法第3版』（早稲田経営出版、2010年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けるほか、随時、電子メールで受け付ける。

科目名	(刑事法系)基本演習Ⅴ		
教員名	大塚 裕史		
科目ナンバー	2080416501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

司法試験の過去問をはじめとする長文の事例問題を検討し、論点を発見し、法規範を定立し、事案に当てはめる実務的処理能力の向上を目標とする実戦演習を行う。時間の関係で「刑事法総合」の授業で取上げることができなかった過去問を徹底的に検討する。過去問は、限られた時間内で未知の問題を解決するのに必要な分析能力、刑法的思考能力、表現能力を養成するのに最適の教材である。本演習は、過去問を多角的に検討することを通じて万全の刑法解釈力を養成することを目的とする。

到達目標

重要論点に関する判例実務の考え方をしっかり理解し、その立場から事例を分析し、法規範を具体的事案に当てはめ妥当な結論を導き、それを的確な文章の形で表現する能力を涵養することを目標とする。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	総合事例演習(1-1) 正当防衛・共同正犯を中心とする問題演習(平成23年度)	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第2回	総合事例演習(1-2) 正当防衛・共同正犯を中心とする問題演習(平成23年度)	
	自宅起案の再点検	120分
第3回	総合事例演習(2-1) 過失犯・不作為犯を中心とする問題演習(平成22年度)	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第4回	総合事例演習(2-2) 過失犯・不作為犯を中心とする問題演習(平成22年度)	
	自宅起案の再点検	120分

第5回	総合事例演習（3-1） 間接正犯・共犯と身分・横領罪・監禁罪を中心とする問題演習（平成21年度）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起家	120分
第6回	総合事例演習（3-2） 間接正犯・共犯と身分・横領罪・監禁罪を中心とする問題演習（平成21年度）	
	自宅起家の再点検	120分
第7回	総合事例演習（4-1） 占有の存否、不法領得の意思、違法性阻却事由の錯誤を中心とする問題演習（平成27年度）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起家	120分
第8回	総合事例演習（4-2） 占有の存否、不法領得の意思、違法性阻却事由の錯誤を中心とする問題演習（平成27年度）	
	自宅起家の再点検	120分
第9回	総合事例演習（5-1） 承継的共同正犯、2項強盗罪、強盗致死罪を中心とする問題演習（平成28年度）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起家	120分
第10回	総合事例演習（5-2） 承継的共同正犯、2項強盗罪、強盗致死罪を中心とする問題演習（平成28年度）	
	自宅起家の再点検	120分

第11回	総合事例演習（6-1） 詐欺罪、共同正犯と正当防衛、死者の占有を中心とする問題演習（平成29年度）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起案	120分
第12回	総合事例演習（6-2） 詐欺罪、共同正犯と正当防衛、死者の占有を中心とする問題演習（平成29年度）	
	自宅起案の再点検	120分
第13回	総合事例演習（7） 名誉毀損罪・不作為犯・不能犯を中心とする問題演習（平成30年度）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について自宅起	120分
第14回	総合事例演習（8） 刑法総論・各論の重要論点を中心とする問題演習 （2019年度）	
	自宅起案の再点検	120分
第15回	総合事例演習（9） 占有の帰属、共謀の成否、横領罪を中心とする問題演習（プレテスト）	
	関連基礎知識の確認 事例問題について起案 起案の再点検	120分
授業の方法		
対話型演習の方式をとる。事前に配布される事例問題に対して起案（あるいは起案構成）レポートを提出してもらい、事案の分析、規範の 定立、事案への当てはめについて徹底的に検討し、実務家として必要な基本的な実務処理能力の養成に努める。		
成績評価の方法		
成績評価は、起案レポート70点、授業中の質疑応答30点の総合評価による。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		

刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲ

テキスト

大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅰ総論〔第3版〕』（日本評論社、2019年）
大塚裕史＝十河太郎＝塩谷毅＝豊田兼彦『基本刑法Ⅱ各論〔第2版〕』（日本評論社、2018年）

参考書

大塚裕史『応用刑法Ⅰ総論』（日本評論社、2019年）
大塚裕史『ロースクール演習刑法第3版』（法学書院、2019年）
大塚裕史『刑法総論の思考方法第4版』（早稲田経営出版、2012年）
大塚裕史『刑法各論の思考方法第4版』（早稲田経営出版、2017年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けると共に、随時、電子メールでも受け付ける。

科目名	(刑事法系) 基本演習Ⅴ		
教員名	関 聡介		
科目ナンバー	2080416501	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要	
<p>〔テーマ・概要〕 刑法と刑事訴訟法の両方の論点を含む事例を分析し、実体法と手続法の両方の観点から問題点を分析し論述する、という内容の演習。 具体的には、 ①偶数回の講義時間に、教員が作成したオリジナルの事例問題（司法試験と同程度の長文事例問題）について、各受講生がその場で答案を作成する（いわゆる即日起案） ②毎週までの間に教員が各答案を添削する ③奇数回の講義時間に、担当の受講生が当該事例問題の検討結果や課題について報告し、ディスカッションを行い、その後、教員が講評を行う ——というサイクルを、7回繰り返すことによって、刑法及び刑事訴訟法の全分野について、理解度や論述力（司法試験合格レベルに達しているかどうか）の確認と総仕上げを行う。</p>	

到達目標	
<p>DP1（専門分野の知識・理解）及びDP2（問題の発見と解決）を涵養するため、以下の2点を主たる目標とする。 ①刑事実体法と手続法双方についての正確かつ具体的な知識を習得する。 ②具体的な事案に関して、実体法・手続法両方の観点からそれぞれ問題点を発見し、当該問題点に関して説得力ある論述を行う能力を向上させる。</p>	

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)	
第1回	ガイダンス	
	【予習】 刑法・刑訴法の基本的な知識と理解の確認	60
第2回	第1問 答案作成	
	【予習】 刑法・刑訴法それぞれ事前に告知する出題分野についての、知識の確認	60
第3回	第1問 報告・討論・講評	
	【予習】 前週に自分が書いた答案の検討（前週の起案終了後直ちに、各自の答案のコピーを、復習用にお渡しします）	60
第4回	第2問 答案作成	

	【予習】第2回と同様	60
第5回	第2問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60
第6回	第3問 答案作成	
	【予習】第2回と同様	60
第7回	第3問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60
第8回	第4問 答案作成	
	【予習】第2回と同様	60
第9回	第4問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60
第10回	第5問 答案作成	

	【予習】第2回と同様	60
第11回	第5問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60
第12回	第6問 答案作成	
	【予習】第2回と同様	60
第13回	第6問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60
第14回	第7問 答案作成	
	【予習】第2回と同様	60
第15回	第7問 報告・討論・講評	
	【予習】第3回と同様	60
授業の方法		

<p>前記「テーマ・概要」欄記載のとおり。 本演習は、2005年度以降、担当教員が司法研修所教官であった2015～17年度以外は、毎年開講されてきたことから、本年度も開講することとした（2020年度以降開講するかどうかは未定）。従前、授業アンケート等でも概ね高い評価を得るとともに多数の合格者を輩出してきたことから、基本的には従前の方式を踏襲することを予定するものの、ガイダンス時の受講生の意見も踏まえて柔軟に対応する。 なお、従前から研究生の聴講（採点や報告分担については受講生と同等）も歓迎している。</p>
<p>成績評価の方法 7回の答案の成績80%、担当回における報告内容＋それ以外の回の議論への参加状況20%</p>
<p>成績評価の基準 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申告せに準拠する。</p>
<p>必要な予備知識／先修科目／関連科目 刑法・刑訴法についての基本的知識全般</p>
<p>テキスト 特に指定しない。（刑法及び刑事訴訟法の講義で使用した教科書等を適宜参照されたい）</p>
<p>参考書 特に指定しない。（刑法及び刑事訴訟法の講義で使用した教科書等を適宜参照されたい）</p>
<p>質問・相談方法等(オフィス・アワー) ガイダンス時に受講者の予定も踏まえて定める。なお、第1回講義より前の問い合わせ等は、事務局経由でメールを送付されたい。 担当教員は本年度から非常勤となることからオフィス・アワーは設けないので、必要に応じてメール等で相談や面談予約に随時応じる予定とする。</p>

科目名	民事実務基礎 I		
教員名	西田 美昭		
科目ナンバー	2080431004	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要
 2020年度前期の民事実務基礎Ⅱと併せて、民事訴訟法の学習と民事訴訟実務を架橋し、実務修習に必要な事項の初歩を習得することをテーマとする講義です。

到達目標
 2020年度前期の民事実務基礎Ⅱと併せて、
 第1段階の目標は、テキスト1の模擬民事訴訟記録に基づいて、民事訴訟の記録の構成や内容を知り、民事訴訟法の講義で学んだ事柄が、実際の民事訴訟実務ではどのように表れ、記録にどのように記載されるかを把握することです。
 第2段階の目標は、要件事実論の基礎を修得し、典型的な訴訟物に関する攻撃防御方法についての具体的な設例において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理をすることができること並びにそのような分析・整理の結果を簡潔な文章で適切に表現することができることです。
 第3段階の目標は、民事事実認定と民事判決起案の手法の基礎を習得し、主要な争点についてのサマリー起案ができることです。
 本講義では、第1段階と第2段階の途中までを目標とします。

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)	
第1回	民事訴訟の記録の構成と内容1 テキスト1による。	
	予め指定されたテキストの箇所を熟読し、双方向授業に備えること。 指定されたレポートは、少なくともテキストに指定された文献は読んで作成すること。	(全ての回について) 司法試験合格という目標を持っている法科大学院生であり、学習に当てる事のできる時間も大きな違いがある諸氏に、学習時間の目安を示すことの必要性や意味があるとは思われない。あえて最小限を示せば120分
第2回	民事訴訟の記録の構成と内容2 テキスト1による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第3回	貸金返還請求訴訟及び保証債務履行請求訴訟の要件事実1 テキスト1、2、3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第4回	貸金返還請求訴訟及び保証債務履行請求訴訟の要件事実2 テキスト1、2、3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第5回	貸金返還請求訴訟及び保証債務履行請求訴訟の要件事実3 テキスト1、2、3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第6回	売買契約に基づく代金支払請求訴訟及び目的物引渡請求訴訟の要件事実1 テキスト2、3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第7回	売買契約に基づく代金支払請求訴訟及び目的物引渡請求訴訟の要件事実2 テキスト2、3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。

第8回	売買契約に基づく代金支払請求訴訟及び目的物引渡請求訴訟の要件事実3 テキスト2, 3による。 中間レポート1出題	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第9回	所有権に基づく土地明渡請求訴訟及び所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟の要件事実1 テキスト2, 3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第10回	所有権に基づく土地明渡請求訴訟及び所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟の要件事実2 テキスト2, 3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第11回	中間レポート1講評	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第12回	所有権に基づく土地明渡請求訴訟及び所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟の要件事実3 テキスト2, 3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第13回	不動産登記手続請求訴訟の要件事実1 テキスト2, 3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第14回	不動産登記手続請求訴訟の要件事実2 テキスト2, 3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第15回	不動産登記手続請求訴訟の要件事実3 テキスト2, 3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
授業の方法		
テキストの予め指定した範囲を読んで予習したこと、あるいは提出されたレポートの内容を前提とする双方向授業とレクチャー方式を織り交ぜて進めます。		
成績評価の方法		
講義中の応答、討論への参加、中間レポートの提出状況、期末レポートの提出状況とそれらの内容を総合して評価する。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ・民法・商法の基本知識が必要		
テキスト		
1 司法研修所監修「4訂 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」（法曹会）1500円（税別） 2 司法研修所編「新問題研究 要件事実」（法曹会）1429円（税別） 3 司法研修所編「改訂 紛争類型別の要件事実、民事訴訟における攻撃防御の構造」（法曹会）2300円（税別） 4 司法研修所編「10訂 民事判決起案の手引」（法曹会）1600円（税別） 5 司法研修所編「民事演習教材」＜司法協会＞1429円（税別） 6 司法研修所編「民事事実認定教材 保証債務履行請求事件」＜司法協会＞905円（税別） これらのテキストは2020年度前期の民事実務基礎Ⅱ（必修）においても使用します。		
参考書		

司法研修所編 「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」(法曹会)
司法研修所編 「民事訴訟における要件事実 第2巻」(法曹会)

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事実務基礎 I		
教員名	竹村 眞史		
科目ナンバー	2180431005	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
 刑法 I・II 及び刑事訴訟法 I・II の履修を終了した受講生に対し、刑事訴訟法の実務を具体的な事例を教材として、捜査から公判までの各段階において、検察官、弁護士、裁判所の各役割を意識しつつ、その理論と実務について理解することを目標とする。課題によっては必要な起案もしてもらう予定である。
 また、併せて裁判員裁判対象事件の教材を利用して模擬裁判も行い、実務的感覚も体感・把握してもらうことも目標に置く。

到達目標
 本講座受講終了時には、司法修習の実務修習に赴いたときに、違和感なく修習に臨める程度の知識・作法等（書面作成も含む）を身につけることを目標とする。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	以下の各段階において、具体的事例を教材として受講生に予め検討させ、必要な作業をさせ、レポートないし発表をしてもらい、それを踏まえて討論し、理解度と応用力を確認する。 1 検察官、弁護人の職務と心構え 第1回の教材は当日配布（その場で考えて答えてもらう） 第2回の教材配布 ※ 模擬裁判グループ分け 検察官グループに資料配布、検討開始 被告人役・証人役等に資料配布 弁護士グループは被告人役との接触可 第13回～第15回の授業については、法廷教室で行う。	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね40～50ページ程度）。	既に勉強済みの箇所であるので概ね60分程度と思われる。
第2回	2 任意捜査と強制捜査 第3回の教材配布 ※ 模擬裁判 各グループで資料検討（第1回より継続）	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね20ページ前後） ※ 模擬裁判については、できる限り資料を読み込むようにすること	基本書読みは40分程度 ※ 模擬裁判の準備は最低でも1時間程度
第3回	3 接見交通権(被疑者の身柄拘束も含む) 第4回の教材配布 ※ 模擬裁判 各グループで資料検討 弁護士グループは被告人役より事情聴取（第1回から継続）	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね40ページ） ※ 模擬裁判については引き続き資料をよく読みこむこと	基本書読みは60分程度 ※模擬裁判の資料読み込みは1時間程度
第4回	4 搜索・差押 第5回教材配布 ※ 模擬裁判 検察官グループ起訴状提出期限	
	各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね40ページ） ※ 模擬裁判 参考書等を利用して起訴状を作成	基本書読みは1時間程度 ※模擬裁判はそれなりの時間がかかると思われる

第5回	<p>5 起訴・保釈</p> <p>第6回教材配布</p> <p>※ 模擬裁判 弁護人グループ：起訴状の検討、被告人役に事実関係確認</p>	
	<p>各自使用の基本書の該当部分を読んでくる（概ね最大50ページ）</p> <p>※ 模擬裁判 授業計画に沿うよう検討</p>	<p>基本書読みは1時間程度</p> <p>※ 模擬裁判準備はそれなりに時間はかかると思われる</p>
第6回	<p>6 公判準備・公判前整理手続・医療観察法・少年法について</p> <p>第7回教材配布</p> <p>※ 模擬裁判 検察官グループ：証明予定事実記載書及び証拠調べ請求期限 ⇒ それをもとに、当方から弁護人グループに証拠開示</p>	
	<p>各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね30ページ）</p> <p>事前配布の教材で基本書に載っていないものについては、必ず条文をひくこと</p> <p>※ 模擬裁判 授業計画に沿うよう書面提出</p>	<p>基本書読みと条文引きで1時間程度</p> <p>※ 模擬裁判は参考書を参考に起案するためそれなりに時間はかかるものと思われる</p>
第7回	<p>7 公判・冒頭手続・裁判員選任手続</p> <p>第8回教材配布</p> <p>※ 模擬裁判 弁護人グループ：第1回公判前整理手続に向けて開示証拠等の検討 検察官グループ：弁護人側からの求釈明等があることを想定してその回答の準備</p> <p>※ 全員提出の起訴状起案用資料配布</p>	
	<p>各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね30ページ）</p> <p>※ 模擬裁判 授業計画に沿うように準備すること</p>	<p>基本書読みは40分程度</p> <p>※ 模擬裁判準備は最低でも2時間くらいは必要</p>
第8回	<p>8 証拠調べ全般（概要）</p> <p>第9回教材配布</p> <p>※ 模擬裁判 第1回公判前整理手続</p>	
	<p>各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね30ページ）</p>	<p>基本書読みは40分程度</p> <p>※ 模擬裁判（第1回公判前整理手続）の準備はそれなりにかかると思われる</p>
第9回	<p>9 供述調書等の証拠能力・証明力</p> <p>第10回教材配布</p> <p>※ 模擬裁判 弁護人グループ：類型証拠開示請求期限</p>	
	<p>各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね30ページ）</p> <p>※ 模擬裁判は授業計画に沿うよう準備すること</p>	<p>基本書読みは40分程度</p> <p>※ 模擬裁判準備は1時間30分程度</p>

第10回	<p>10 違法収集証拠の証拠能力</p> <p>第11回教材配布</p> <p>※ 模擬裁判 検察官グループ：類型証拠開示請求に対する回答期限 ⇒ それを受けて当方で弁護人グループに類型証拠を開示</p> <p>※ 全員起案の起訴状提出期限</p>	
	<p>各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね20ページ）</p> <p>※ 模擬裁判は授業計画に沿うよう準備すること</p>	<p>基本書読みは30分程度</p> <p>※ 模擬裁判準備は1時間30分程度</p>
第11回	<p>11 自白・補強証拠</p> <p>第12回教材配布</p> <p>※ 模擬裁判 第2回公判前整理手続</p>	
	<p>各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね20ページ）</p> <p>※ 模擬裁判は授業計画に沿うよう準備すること</p>	<p>基本書読みは30分程度</p> <p>※ 模擬裁判（第2回公判前整理手続）はそれなりに時間がかかるものと思われる</p>
第12回	<p>12 証人尋問・被告人質問・情状の主張立証</p> <p>第13回教材配布</p> <p>※ 模擬裁判 弁護人グループ：予定主張書、証拠調べ請求期限</p> <p>第3回公判前整理手続</p>	
	<p>各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね20ページ）</p> <p>※ 模擬裁判は授業計画に沿うように準備すること</p>	<p>基本書読みは30分程度</p> <p>※ 模擬裁判（第3回公判前整理手続を含む）はそれなりの時間がかかると思われる</p>
第13回	<p>13 論告・求刑と弁論（法廷教室使用）</p> <p>第14回教材配布</p> <p>※ 模擬裁判 冒頭手続・証人尋問（できるところまで）</p> <p>※ 全員起案の起訴状についての講評</p>	
	<p>各自使用の基本書の該当部分を読んでくること（概ね数ページ）</p> <p>※ 模擬裁判は、各グループとも授業計画に沿うよう準備をしてくること</p>	<p>基本書読みは15分程度</p> <p>※ 模擬裁判の準備は数時間程度</p>
第14回	<p>14 判決とその後の手続（法廷教室利用）</p> <p>第15回教材配布</p> <p>※ 模擬裁判 証人尋問（残り）、被告人質問</p>	

	各自使用の基本書の該当部分を読んてくること（概ね20ページ） ※ 模擬裁判 各グループとも授業計画に沿うように準備すること	基本書読みは30分程度 ※ 模擬裁判は数時間程度はかかると思われる
第15回	15 上訴（法廷教室利用） ※ 模擬裁判 被告人質問（残り）、論告・弁論	
	各自使用の基本書の該当部分を読んてくること（概ね40ページ） ※ 模擬裁判 各グループとも授業計画に沿うよう準備すること	基本書読みは60分程度 ※ 模擬裁判の準備は数時間程度かかるものと思われる
授業の方法		
上記授業計画に指摘したとおり。 質問は、アランダムにするので、各自、そのつもりで予習等をしてきてほしい。		
成績評価の方法		
<ul style="list-style-type: none"> ・学期末試験：実施しない。 <平常点> ・出席状況：15点 ・授業中の発言、質問、討論への参加等：25点 ・起訴状起案：45点 ・模擬裁判関連起案等：20点 <p>上記合計100点満点で採点，獲得点数をもって成績点とする。</p>		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
刑法Ⅲ・刑事訴訟法Ⅲ		
テキスト		
特に指定しない。各自がそれまで基本書として使用してきたものを利用していただきたい。		
参考書		
刑事訴訟実務の基礎 記録編 解説編 第2版 前田雅英編集 青木英憲・藤井俊郎・丸山哲巳・峰ひろみ著 弘文堂 目で見える刑事訴訟法教材【第2版】 田口守一・佐藤博史・白取祐司編著 有斐閣		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
ポータルサイトで周知する		

科目名	民事実務基礎II Q		
教員名	西田 美昭		
科目ナンバー	2180431006	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要
2018年度後期で履修済みの民事実務基礎 I と併せて、民事訴訟法の学習と民事訴訟実務を架橋し、実務修習に必要な事項の初歩を習得することをテーマとする講義です。

到達目標
2018年度後期で履修済みの民事実務基礎 I と併せて、
第1段階の目標は、テキスト1の模擬民事訴訟記録に基づいて、民事訴訟の記録の構成や内容を知り、民事訴訟法の講義で学んだ事柄が、実際の民事訴訟実務ではどのように表れ、記録にどのように記載されるかを把握することです。
第2段階の目標は、要件事実論の基礎を修得し、典型的な訴訟物に関する攻撃防御方法についての具体的な設例において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理をすることができること並びにそのような分析・整理の結果を簡潔な文章で適切に表現することができることです。
第3段階の目標は、民事事実認定と民事判決起案の手法の基礎を習得し、主要な争点についてのサマリー起案ができることです。
本講義では、第2段階の途中からと第3段階までを目標とします。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	民事判決書について1 テキスト1、4による 中間レポート1出題	
	予め指定されたテキストの箇所を熟読し、双方向授業に備えること。 指定されたレポートは、少なくともテキストに指定された文献は読んで作成すること。	(全ての回について) 司法試験合格という目標を持っている法科大学院生であり、学習に当てる事のできる時間も大きな違いがある諸氏に、学習時間の目安を示すことの必要性や意味があるとは思われない。あえて最小限を示せば120分
第2回	賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実1 テキスト2、3による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第3回	賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実2 テキスト2、3による。	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第4回	賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟の要件事実3 テキスト2、3による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第5回	中間レポート1講評 民事判決書について2	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。
第6回	動産引渡請求訴訟の要件事実1 テキスト2、3による	
	第1回の欄のとおり。	第1回の欄のとおり。

第7回	動産引渡請求訴訟の要件事実2 テキスト2, 3による		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第8回	民事事実認定について1 テキスト7, 4による		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第9回	民事事実認定について2 テキスト7, 4による 中間レポート2出題		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第10回	民事事実認定について3 テキスト7, 4による		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第11回	民事事実認定について4 テキスト7, 4による		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第12回	中間レポート2講評		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第13回	民事事実認定について5 テキスト7, 4による		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第14回	民事実務基礎のまとめと補充1		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
第15回	民事実務基礎のまとめと補充2		
	第1回の欄のとおり。		第1回の欄のとおり。
授業の方法			
テキストの予め指定した範囲を読んで予習したこと、あるいは提出されたレポートの内容を前提とする双方向授業を進めますが、主題と状況によって、レクチャー方式を進める場合もあります。			
成績評価の方法			
講義中の応答、討論への参加、中間レポートの提出状況、期末レポートの提出状況とそれらの内容を総合して評価する。			
成績評価の基準			
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。			

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法Ⅲ・民法・商法の基本知識及び民事実務基礎Ⅰで学修した知識が必要

テキスト

- 1 司法研修所監修「4訂 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」（法曹会）1500円（税別）
- 2 司法研修所編「新問題研究 要件事実」（法曹会）1429円（税別）
- 3 司法研修所編「改訂 紛争類型別の要件事実、民事訴訟における攻撃防御の構造」（法曹会）2300円（税別）
- 4 司法研修所編「10訂 民事判決起案の手引」（法曹会）1600円（税別）
- 5 司法研修所編「民事演習教材」＜司法協会＞1429円（税別）
- 6 司法研修所編「民事事実認定教材 保証債務履行請求事件」＜司法協会＞905円（税別）

以上のテキストは2018年度後期の民事実務基礎Ⅰで指定したものと同じです。

新たに次のものを指定します。

- 7 司法研修所編「事例で考える民事事実認定」（法曹会）1713円（税別）

参考書

- 1 司法研修所編「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」（法曹会）
- 2 司法研修所編「民事訴訟における要件事実 第2巻」（法曹会）

以上の参考書は2018年度後期の民事実務基礎Ⅰで推奨したものと同じです。

新たに次のものを推奨します。

- 3 司法研修所編「民事訴訟における事実認定」（法曹会）2571円（税別）

（同じ法曹会から同じく司法研修所編の「民事訴訟における事実認定- 契約分野別研究（製作及び開発に関する契約）-」が発行されていますが、それではなく、副題のない方です。）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	刑事実務基礎II Q		
教員名	竹村 真史		
科目ナンバー	2080431007	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要
 刑事実務基礎 I の履修を終了した受講生に対し、より実務的内容の授業を行うとともに、実務に必要な起案能力の醸成を目指す。

到達目標
 刑事実務基礎 I 同様、本講座終了時に、司法修習の実務修習において、より高度な知識・作法等（書面作成も含む）をみにつけることを目標とする。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容 準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	1 刑事記録の見方（第一審について） 「刑事第一審公判手続の概要 -参考記録に基づいて- 平成21年版」を利用し、実際の刑事記録がどのように編成されているかを見るときともに、どういう点に注意して記録を見るかについても理解する。	
	「刑事第一審公判手続の概要 -参考記録に基づいて- 平成21年版」を一覧し、どういう内容が記載されているかを事前に把握する（少なくとも目次はきちんと読んでくること）。	指定テキストの一覧で約60分程度。
第2回	2 捜査弁護の注意点 捜査弁護における一般的注意点を、捜査手続全般について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners 2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約120分程度。
第3回	3 公判弁護の注意点 公判弁護における一般的注意点を、公判手続全般（公判前整理手続を含む）について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners 2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約60分程度。
第4回	4 外国人事件弁護の注意点 外国人事件における注意点を、刑事手続やその周辺手続も含めて把握・理解する。	
	事前に配布する資料（第3回で配布予定）を読んでくること。	指定テキスト該当箇所です約40分程度。
第5回	5 少年事件における注意点 少年事件における注意点を、その特有の問題とともに把握・理解する。	

	事前に配布する資料（第4回で配布予定）を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 約45分程度。
第6回	6 障害者弁護における注意点（医療観察法対応も含めて） 障害者が被疑者・被告人・対象者となった場合における注意点について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 約60分程度。
第7回	7 刑事尋問技術 刑事実務基礎Iの模擬裁判で使用した公判における尋問について検討し、より効果的な尋問について理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくることと、刑事実務基礎Iで実際に使用した尋問事項書を見て検討してくること。	指定テキスト概要箇所 約30分程度、尋問事項書 検討で約60分程度。
第8回	8 控訴審弁護の注意点 控訴審弁護を受任した際の一般的注意点と記録の見方について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 約30分程度。
第9回	9 上告審弁護の注意点 上告審弁護を受任した際の一般的注意点と記録の見方について把握・理解する。	
	「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 約30分程度。
第10回	10 起訴状における公訴事実の記載要領（刑法犯） 刑法犯について、具体的にどのように公訴事実を記載するかを検討・理解する。	
	刑事実務基礎Iで配布した「公訴事実記載例集」のうち、刑法犯のものをよく読んで、各犯罪類型の構成要件該当事実を押さえてくること。	指定予習で約60分 程度。
第11回	11 起訴状における公訴事実記載要領（特別法犯） 特別法犯について、具体的にどのように公訴事実を記載するかを検討・理解する。	

	刑事実務基礎 I で配布した「公訴事実記載例集」のうち、特別法犯のものをよく読んで、各犯罪類型の構成要件該当事実を押さえてくること。	指定予習で約 60 分程度。
第12回	1 2 供述調書作成要領（刑法犯） 刑法犯のいくつかの類型について、どのような内容の供述調書を作成するのかを把握・理解する。	
	第 1 1 回の講義において、具体的に犯罪類型を指定するので、その類型に即してどのような調書にするべきかを考えてくること。	指定予習で約 90 分程度。
第13回	1 3 供述調書作成要領（特別法犯） 特別法犯のいくつかの類型について、どのような内容の供述調書を作成するのかを把握・理解する。	
	第 1 2 回の講義において、具体的に犯罪類型を指定するので、その類型に即してどのような調書にするべきかを考えてくること。	指定予習で約 90 分程度。
第14回	1 4 刑事判決書について 刑事判決書の意義、有罪判決の起案の仕方について、その作法等を把握・理解する。	
	「刑事判決起案の手引き 平成 19 年版」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約 100 分程度。
第15回	1 5 刑事判決書について その 2 刑事判決書のうち、無罪・免訴・公訴棄却・管轄違いの判決について把握・理解するとともに、「罪となるべき事実」の記載例についても勉強する。	
	「刑事判決起案の手引き 平成 19 年版」の該当箇所を読んでくること。	指定テキスト該当箇所 で約 90 分程度。
授業の方法		
上記授業計画に指摘したとおり。 質問は、アランダムにするので、各自、そのつもりで予習等をしてくること。 第 2 回講義時に、刑事判決書起案のための資料を配布予定（別途指示に基づき事務室にて回収します。）。 刑事判決書起案は、第 1 2 回講義時まで提出すること。		
成績評価の方法		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第 19 条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
成績評価の基準		

- ・学期末試験：実施しない。
- <平常点>
- ・出席状況：15点
 - ・授業中の発言、質問、討論への参加等：30点
 - ・刑事判決書起案：55点
- 採点対象箇所については、資料配布の際に開示する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

刑事実務基礎 I

テキスト

- 「刑事第一審公判手続の概要 -参考記録に基づいて- 平成21年版」 法曹会 本体2,619円
- 「季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護Beginners2」 現代人文社 本体3,000円
- 「刑事判決起案の手引き 平成19年版」 法曹会 本体1,850円

参考書

- 「季刊 刑事弁護 増刊 外国人事件Beginners」 現代人文社 本体3,200円
- 「季刊 刑事弁護 増刊 少年事件Beginners」 現代人文社 本体2,800円
- 「Q&A 心神喪失者等医療観察法解説 第2版」 三省堂 本体3,500円
- 「改訂版 刑事尋問技術」 ぎょうせい 本体3,048円
- 「実践的 刑事事実認定と状況証拠 第2版」 立花書房 本体1,300円
- 「刑事控訴審の手続及び判決書の実際」 法曹会 本体2,200円

※ 実務家になったときに役に立ちますので、紹介しておきます。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	リーガル・ライティング A		
教員名	松村 幸生		
科目ナンバー	2080433003	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要

実務法曹は、文章を唯一のツールとして、依頼者、相手方、裁判所等とコミュニケーションし、紛争の解決と予防を実現しなくてはならない。したがって文章力は不可欠なスキルであるが、それは単なるレトリックではない。「事実をして語らしめよ、法をして語らしめよ」という法諺のとおり、事実の正確な分析と法として要件事実に基づいた文章力が求められる。それは、法曹にとっての終わりなき修行でもある。そのためには、事案を分析し、法的な基礎を踏まえた文章を構成・起案するトレーニングが必要となる。そこで講義では、民事実務の事例素材を用いて、各種の法律書面について、実際に起案や構成メモを作り、これを講評・解説することを中心に進める。判決文や研究者・実務家の文章・文例なども素材にしつつ、より明晰なよりわかりやすい文章とは何かを検討する。法的文章にまつわる実務上の参考例、失敗例も含めた具体例なども提供しながら実践的な講義をすすめていく。

到達目標

到達目標

- ①事案を分析し、その中に含まれる法律問題を的確に抽出できる。
- ②要件事実を意識して、法律的に過不足の無い文書が作成できる。
- ③読み手の性質（紛争の相手方、依頼者、裁判所、契約の相手方等）に応じた適切な書き分けができる。
- ④民事訴訟における立証構造を踏まえた起案が出来る。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)	
第1回	<p>ガイダンス</p> <p>(1) 授業の内容、進め方、予習復習の仕方等を説明する。</p> <p>(2) 法律文書の種類と作成のスタンスについて解説する。</p> <p>(3) 次回の授業のテーマと課題の確認（例題1を配布する）。</p>	
	<p>【復習】</p> <p>法律文書の種類と機能の概観を理解する</p>	30
第2回	<p>訴状・答弁書①</p> <p>テーマ:事案→要件事実→訴状のライティング</p> <p>(1) 事前に配布した例題1の事案分析と法律問題の抽出</p> <p>(2) 要件事実を意識して、一方当事者の主張を構成する手法</p> <p>(3) 訴状の記載事項、各記載が民事訴訟手続において有する意義</p> <p>(4) 起案A(訴状)配布と起案にあたっての注意</p>	
	<p>【予習】</p> <p>例題1を熟読し、事案を分析した上で、法的な問題を検討しておく。</p> <p>【復習】</p> <p>課題である訴状起案Aに際し講義の内容を再確認する。</p>	65
第3回	<p>訴状・答弁書②</p> <p>テーマ 起案の講評からよりよい訴状のあり方</p> <p>(1) 事前提出された訴状起案Aの講評を行う。</p> <p>(2) 起案の中に現れた問題点を検討する。</p> <p>(3) 次回の授業のテーマと課題の確認（例題2を配布する）</p>	
	<p>【予習】</p> <p>課題である訴状起案Aを起案して提出する。</p> <p>【復習】</p> <p>講評の内容を確認しつつ自分の起案した訴状をどのように修正するかを考える。</p>	90
第4回	<p>訴状・答弁書③</p> <p>テーマ:争点整理を意識した事実認否と反論を考える</p> <p>(1) 事前に配布した例題2の事案分析・法律問題の抽出</p> <p>(2) 要件事実を意識して、一方当事者の主張を構成する</p> <p>(3) 相手方の反論を予想して、要件事実のほかに、訴状にどのような事実を記載すべきか。</p> <p>(4) 起案課題B(答弁書)配布</p>	
	<p>【予習】</p> <p>例題2を熟読し、事案を分析した上で、法的問題を検討しておく。</p> <p>【復習】</p> <p>課題である起案Bに際し講義の内容を再確認する。</p>	65

第5回	<p>訴状・答弁書④</p> <p>テーマ：答弁書起案から学ぶ争点の絞り込みと主張の連携</p> <p>(1) 事前提出された起案Bの講評を行う。</p> <p>(2) 起案の中に現れた問題点を検討する。</p> <p>(3) 訴状答弁書起案全般の留意点を再確認する。</p> <p>(4) 次回の授業のテーマと課題の確認（例題3を配布する）</p>	
	<p>【予習】</p> <p>課題である訴状Bを起案して提出する。</p> <p>【復習】</p> <p>講評の内容を確認しつつ自分の起案した訴状をどのように修正するかを考える。</p>	90
第6回	<p>準備書面・攻撃防御の展開①</p> <p>テーマ 事実の争いがある場合のライティングの注意点</p> <p>(1) 事前に配布した例題3の事案分析・法律問題の抽出</p> <p>(2) 噛み合う議論のためにどうライティングするか</p> <p>(3) 主張の認否と弁論主義の関係</p> <p>(4) 起案課題Cの配布</p>	
	<p>【予習】</p> <p>弁論主義の意義とそれが立証活動にどのように影響するのかを考えておく。</p> <p>【復習】</p> <p>課題である起案Cに際し、講義の内容を再確認する。</p>	65
第7回	<p>準備書面・攻撃防御の展開②</p> <p>テーマ 事実と証拠について争いがある場合のライティングの注意点</p> <p>(1) 事前提出された起案Cの講評を行う。</p> <p>(2) 起案の中に現れた問題点を検討する。</p> <p>(3) 証拠評価に争いがある場合の論じ方</p> <p>(4) 次回の授業のテーマと課題の確認（例題4を配布する）</p>	
	<p>【予習】</p> <p>課題である起案Cを提出する。</p> <p>【復習】</p> <p>講評の内容を確認しつつ自分の起案した答弁書をどのように修正するかを考える。</p>	90
第8回	<p>準備書面・攻撃防御の展開③</p> <p>テーマ：法律上の主張が争点となる場合</p> <p>(1) 事前に配布した例題4の事案分析・法律問題の抽出</p> <p>(2) 法律上の主張についての注意点</p> <p>(3) 主張の認否と弁論主義</p> <p>(4) 例題5の配布</p>	
	<p>【予習】</p> <p>例題4の検討</p> <p>【復習】</p> <p>法律上の主張の留意点を確認する</p>	65
第9回	<p>和解条項①</p> <p>テーマ 和解の基本事項を確認する</p> <p>(1) 和解の意義、実務上の位置づけについて</p> <p>(2) 和解条項を起案する上での留意点</p> <p>(3) 和解条項の型について</p> <p>(4) 起案課題D（和解条項）を配布する</p>	
	<p>【予習】</p> <p>訴訟上の和解の効果、和解調書の効力について民事訴訟法を復習しておく。</p> <p>【復習】</p> <p>授業中に行った起案について不明な点や疑問な点を調べられる程度で調べてみる。</p>	65
第10回	<p>和解条項②</p> <p>テーマ：最終解決のための和解条項のあり方</p> <p>(1) 和解条項起案Dの講評を行う。</p> <p>(2) 起案の中に現れた問題点を検討する。</p> <p>(3) 和解全般の復習と和解にまつわる実務上の留意点の解説を行う。</p> <p>(4) 例題6を配布する。</p>	
	<p>【予習】</p> <p>前回の授業で配布されたレジュメに目を通しつつ、和解条項を起案する。</p> <p>【復習】</p> <p>和解条項の構造を再度イメージしてみる。</p>	90

第11回	<p>契約書①</p> <p>テーマ 紛争予防のための英知の結集としての契約書の基本 例題6をベースに以下の点について講義を行う。</p> <p>(1) 契約書の種類、意義について (2) 契約書作成のスタンスについて（依頼者の利益保護と公平さの確保） (3) 契約書にみられる定型句の解説 (4) 次回の授業のテーマと課題の確認（起案課題Eを配布する）</p>	
	<p>【予習】 例題6を通じて契約書の骨格を考える</p> <p>【復習】 契約書の基本事項の確認</p>	65
第12回	<p>契約書②</p> <p>テーマ 実践的な契約書のライティングの検討</p> <p>(1) 事前提出された起案課題Eの講評を行う。 (2) 起案の中に現れた問題点を検討する。 (3) 契約の相手方との交渉のポイントについて討論する。 (4) 次回の授業のテーマと課題の確認</p>	
	<p>【予習】 課題である契約書を起案して提出する。</p> <p>【復習】 講評の内容を確認しつつ自分の起案した契約書をどのように修正するかを考える。</p>	90
第13回	<p>報告書及び法律意見書</p> <p>(1) 報告書の種類、意義及び重要性（依頼者との信頼関係維持） (2) 法律意見書の種類、意義、一般的な構成及び実務における活用場面</p>	
	<p>【予習】 依頼者に提出する方向書に必須な項目は何かをイメージしてくる。 法律意見書が実務上果たす役割を想像してくる。</p> <p>【復習】 法律意見書や報告書が実務でどのような場面で用いられるかを考える。</p>	65
第14回	<p>通知書①</p> <p>テーマ 通知書・クレームレターの基本</p> <p>(1) 通知書・クレームレターの基本 (2) 内容証明郵便の機能その他これに関連する実務の考え方を解説する。</p> <p>(3) 起案Fの配布</p>	
	<p>【予習】 内容証明郵便の形式と性質</p> <p>【復習】 講義の内容を確認しつつ自分の起案した通知書をどのように構成するかを考える。</p>	65
第15回	<p>通知書②</p> <p>テーマ 紛争の展開を予測した通知書・クレームレターのあり方</p> <p>(1) 事前に提出された起案課題Fの講評を行う。 (2) クレームレターに関連する実務の考え方を解説する。 (3) 第1回から第14回までの総括</p>	
	<p>【予習】 課題である通知書を起案して提出する。</p> <p>【復習】 講評の内容を確認しつつ自分の起案した通知書をどのように修正するかを考える。</p>	90
<p>授業の方法</p> <p>授業方法</p> <p>1 素材と内容 授業は、「例題」と「起案課題」に基づいて進める。「例題」は解説講義のための素材である。授業前に各自検討しておくことを予定しており、起案の必要はないが、自主的に起案した場合は、すべて添削・講評のうえ返却する。 「起案課題」は、実際に起案し提出してもらい、その講評を中心とした講義となる。 なお講義の合間に、ライティングについてワンポイントの論点について、コラムのような補足解説講義も行うことがある。</p> <p>2 講義のあり方 講義においては、講師からの一方通行にならないように、適宜、受講者の発言を求めると共に、その場での討論や意見交換を行うこともある。 授業は、講義、起案講評のいずれも、実務を意識した実践的な内容とし、学説や判例の詳細には深入りしないこととし、その分、実務法曹として将来役に立つエピソードを多く紹介するように努める。</p> <p>3 進捗と内容について 進捗と内容については、シラバスのとおりとするが、起案・講義等を通じその理解度・到達度によっては、特定のテーマを重点的に取り扱うこともあり、若干ではあるが、シラバスの進行や内容が変更されることがある。</p>		

成績評価の方法 成績評価の対象となる課題（以下「評価対象課題」という）の起案の内容と、講義への参加状況等を踏まえて判断する。定期試験は行わない。 評価対象課題は、全部で6回行う予定の起案のうち、事前にその旨の予告をした2回を予定している。 講義への参加状況は、出席の状況、発言の内容・態度、課題（対象課題以外の課題）の事前検討の状況、起案の提出状況等を総合的に評価する。 配点は、評価対象課題を66ポイント（1課題につき33ポイント×2）、講義への参加状況を34ポイントとし、合計ポイントが50ポイント以下の場合を「F」評価とする。
成績評価の基準 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。
必要な予備知識／先修科目／関連科目 要件事実の基礎 民法・民事訴訟法の基礎
テキスト
参考書 随時紹介する
質問・相談方法等(オフィス・アワー) 授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	リーガル・ライティング BQ		
教員名	松村 幸生		
科目ナンバー	2080433003	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要
 実務法曹は、文章を唯一のツールとして、依頼者、相手方、裁判所等とコミュニケーションし、紛争の解決と予防を実現しなくてはならない。したがって文章力は不可欠なスキルであるが、それは単なるレトリックではない。「事実をして語らしめよ、法をして語らしめよ」という法諺のとおり、事実の正確な分析と法そして要件事実に基づいた文章力が求められる。それは、法曹にとっての終わりなき修行でもある。そのためには、事案を分析し、法的な基礎を踏まえた文章を構成・起案するトレーニングが必要となる。そこで講義では、民事実務の事例素材を用いて、各種の法律書面について、実際に起案や構成メモを作り、これを講評・解説することを中心に進める。判決文や研究者・実務家の文章・文例なども素材にしつつ、より明晰なよりわかりやすい文章とは何かを検討する。法的文章にまつわる実務上の参考例、失敗例も含めた具体例なども提供しながら実践的な講義をすすみたい。

到達目標
 到達目標
 ①事案を分析し、その中に含まれる法律問題を的確に抽出できる。
 ②要件事実を意識して、法律的に過不足の無い文書が作成できる。
 ③読み手の性質（紛争の相手方、依頼者、裁判所、契約の相手方等）に応じた適切な書き分けができる。
 ④民事訴訟における立証構造を踏まえた起案が出来る。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス (1) 授業の内容、進め方、予習復習の仕方等を説明する。 (2) 法律文書の種類と作成のスタンスについて解説する。 (3) 次回の授業のテーマと課題の確認(例題1を配布する)。	
	【復習】 法律文書の種類と機能の概観を理解する	30
第2回	訴状・答弁書① テーマ:事案→要件事実→訴状のライティング (1) 事前に配布した例題1の事案分析と法律問題の抽出 (2) 要件事実を意識して、一方当事者の主張を構成する手法 (3) 訴状の記載事項、各記載が民事訴訟手続において有する意義 (4) 起案A(訴状)配布と起案にあたっての注意	
	【予習】 例題1を熟読し、事案を分析した上で、法的な問題を検討しておく。 【復習】 課題である訴状起案Aに際し講義の内容を再確認する。	65
第3回	訴状・答弁書② テーマ 起案の講評からよりよい訴状のあり方 (1) 事前提出された訴状起案Aの講評を行う。 (2) 起案の中に現れた問題点を検討する。 (3) 次回の授業のテーマと課題の確認(例題2を配布する)	
	【予習】 課題である訴状起案Aを起案して提出する。 【復習】 講評の内容を確認しつつ自分の起案した訴状をどのように修正するかを考える。	90
第4回	訴状・答弁書③ テーマ:争点整理を意識した事実認否と反論を考える (1) 事前に配布した例題2の事案分析・法律問題の抽出 (2) 要件事実を意識して、一方当事者の主張を構成する (3) 相手方の反論を予想して、要件事実のほかに、訴状にどのような事実を記載すべきか。 (4) 起案課題B(答弁書)配布	
	【予習】 例題2を熟読し、事案を分析した上で、法的問題を検討しておく。 【復習】 課題である起案Bに際し講義の内容を再確認する。	65

第5回	<p>訴状・答弁書④</p> <p>テーマ：答弁書起案から学ぶ争点の絞り込みと主張の連携</p> <p>(1) 事前提出された起案Bの講評を行う。</p> <p>(2) 起案の中に現れた問題点を検討する。</p> <p>(3) 訴状答弁書起案全般の留意点を再確認する。</p> <p>(4) 次回の授業のテーマと課題の確認（例題3を配布する）</p>	
	<p>【予習】</p> <p>課題である訴状Bを起案して提出する。</p> <p>【復習】</p> <p>講評の内容を確認しつつ自分の起案した訴状をどのように修正するかを考える。</p>	90
第6回	<p>準備書面・攻撃防御の展開①</p> <p>テーマ 事実の争いがある場合のライティングの注意点</p> <p>(1) 事前に配布した例題3の事案分析・法律問題の抽出</p> <p>(2) 噛み合う議論のためにどうライティングするか</p> <p>(3) 主張の認否と弁論主義の関係</p> <p>(4) 起案課題Cの配布</p>	
	<p>【予習】</p> <p>弁論主義の意義とそれが立証活動にどのように影響するのかを考えておく。</p> <p>【復習】</p> <p>課題である起案Cに際し、講義の内容を再確認する。</p>	65
第7回	<p>準備書面・攻撃防御の展開②</p> <p>テーマ 事実と証拠について争いがある場合のライティングの注意点</p> <p>(1) 事前提出された起案Cの講評を行う。</p> <p>(2) 起案の中に現れた問題点を検討する。</p> <p>(3) 証拠評価に争いがある場合の論じ方</p> <p>(4) 次回の授業のテーマと課題の確認（例題4を配布する）</p>	
	<p>【予習】</p> <p>課題である起案Cを提出する。</p> <p>【復習】</p> <p>講評の内容を確認しつつ自分の起案した答弁書をどのように修正するかを考える。</p>	90
第8回	<p>準備書面・攻撃防御の展開③</p> <p>テーマ：法律上の主張が争点となる場合</p> <p>(1) 事前に配布した例題4の事案分析・法律問題の抽出</p> <p>(2) 法律上の主張についての注意点</p> <p>(3) 主張の認否と弁論主義</p> <p>(4) 例題5の配布</p>	
	<p>【予習】</p> <p>例題4の検討</p> <p>【復習】</p> <p>法律上の主張の留意点を確認する</p>	65
第9回	<p>和解条項①</p> <p>テーマ 和解の基本事項を確認する</p> <p>(1) 和解の意義、実務上の位置づけについて</p> <p>(2) 和解条項を起案する上での留意点</p> <p>(3) 和解条項の型について</p> <p>(4) 起案課題D（和解条項）を配布する</p>	
	<p>【予習】</p> <p>訴訟上の和解の効果、和解調書の効力について民事訴訟法を復習しておく。</p> <p>【復習】</p> <p>授業中に行った起案について不明な点や疑問な点を調べられる程度で調べてみる。</p>	65
第10回	<p>和解条項②</p> <p>テーマ：最終解決のための和解条項のあり方</p> <p>(1) 和解条項起案Dの講評を行う。</p> <p>(2) 起案の中に現れた問題点を検討する。</p> <p>(3) 和解全般の復習と和解にまつわる実務上の留意点の解説を行う。</p> <p>(4) 例題6を配布する。</p>	
	<p>【予習】</p> <p>前回の授業で配布されたレジュメに目を通しつつ、和解条項を起案する。</p> <p>【復習】</p> <p>和解条項の構造を再度イメージしてみる。</p>	90

第11回	契約書① テーマ 紛争予防のための英知の結集としての契約書の基本 例題6をベースに以下の点について講義を行う。 (1) 契約書の種類、意義について (2) 契約書作成のスタンスについて（依頼者の利益保護と公平さの確保） (3) 契約書にみられる定型句の解説 (4) 次回の授業のテーマと課題の確認（起案課題Eを配布する）	
	【予習】 例題6を通じて契約書の骨格を考える 【復習】 契約書の基本事項の確認	65
第12回	契約書② テーマ 実践的な契約書のライティングの検討 (1) 事前提出された起案課題Eの講評を行う。 (2) 起案の中に現れた問題点を検討する。 (3) 契約の相手方との交渉のポイントについて討論する。 (4) 次回の授業のテーマと課題の確認	
	【予習】 課題である契約書を起案して提出する。 【復習】 講評の内容を確認しつつ自分の起案した契約書をどのように修正するかを考える。	90
第13回	報告書及び法律意見書 (1) 報告書の種類、意義及び重要性（依頼者との信頼関係維持） (2) 法律意見書の種類、意義、一般的な構成及び実務における活用場面	
	【予習】 依頼者に提出する方向書に必須な項目は何かをイメージしてくる。 法律意見書が実務上果たす役割を想像してくる。 【復習】 法律意見書や報告書が実務でどのような場面で用いられるかを考える。	65
第14回	通知書① テーマ 通知書・クレームレターの基本 (1) 通知書・クレームレターの基本 (2) 内容証明郵便の機能その他これに関連する実務の考え方を解説する。 (3) 起案Fの配布	
	【予習】 内容証明郵便の形式と性質 【復習】 講義の内容を確認しつつ自分の起案した通知書をどのように構成するかを考える。	65
第15回	通知書② テーマ 紛争の展開を予測した通知書・クレームレターのあり方 (1) 事前に提出された起案課題Fの講評を行う。 (2) クレームレターに関連する実務の考え方を解説する。 (3) 第1回から第14回までの総括	
	【予習】 課題である通知書を起案して提出する。 【復習】 講評の内容を確認しつつ自分の起案した通知書をどのように修正するかを考える。	90
授業の方法 授業方法 1 素材と内容 授業は、「例題」と「起案課題」に基づいて進める。「例題」は解説講義のための素材である。授業前に各自検討しておくことを予定しており、起案の必要はないが、自主的に起案した場合は、すべて添削・講評のうえ返却する。「起案課題」は、実際に起案し提出してもらい、その講評を中心とした講義となる。 なお講義の合間に、ライティングについてワンポイントの論点について、コラムのような補足解説講義も行うことがある。		
2 講義のあり方 講義においては、講師からの一方通行にならないように、適宜、受講者の発言を求めると共に、その場での討論や意見交換を行うこともある。 授業は、講義、起案講評のいずれも、実務を意識した実践的な内容とし、学説や判例の詳細には深入りしないこととし、その分、実務法曹として将来役に立つエピソードを多く紹介するように努める。		
3 進捗と内容について 進捗と内容については、シラバスのとおりとするが、起案・講義等を通じその理解度・到達度によっては、特定のテーマを重点的に取り扱うこともあり、若干ではあるが、シラバスの進行や内容が変更されることがある。		
成績評価の方法		

成績評価の対象となる課題（以下「評価対象課題」という）の起案の内容と、講義への参加状況等を踏まえて判断する。定期試験は行わない。

評価対象課題は、全部で6回行う予定の起案のうち、事前にその旨の予告をした2回を予定している。講義への参加状況は、出席の状況、発言の内容・態度、課題（対象課題以外の課題）の事前検討の状況、起案の提出状況等を総合的に評価する。

配点は、評価対象課題を66ポイント（1課題につき33ポイント×2）、講義への参加状況を34ポイントとし。合計ポイントが50ポイント以下の場合を「F」評価とする。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

要件事実の基礎

民法・民事訴訟法の基礎

テキスト

参考書

随時紹介する

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	ロイヤリング		
教員名	秋山 太一		
科目ナンバー	2080433007	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

学生が実務法曹となった際に身につけておくべき、(1)基礎コミュニケーション能力、(2)依頼者との信頼関係の構築・維持、(3)相手方等との交渉、(4)判例・現場等の調査を含めた情報収集とその証拠化、(5)書面の作成などといった基本的な作業能力を身につけ、その理解を深めることがこの講義のテーマです。

講師の弁護士としての実務上の経験を踏まえつつ、具体例を用いながら基本的事項について解説します。民事・刑事を問わず多様なシチュエーションを想定して、模擬法律相談、交渉、接見などの実技やディスカッション等の方法を活用することにより、具体的なイメージを持ってもらえるようにしたいと思います。

到達目標

この講義では、とくに「コミュニケーションの基本的技術」(上記(1)～(3))の理解と習得を重視します。なぜならば、この理解が、以降に続くすべての技術の出発点・土台となるからです。また、実務家に必要な素養・技術を理解することを通じて、「実務家登用試験としての」司法試験に必要なこと・求められているものも、その理由とともに理解してほしいと思います。

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	法科大学院でロイヤリングを学ぶ意味、ロイヤリング概説	
	不要	0
第2回	同上(続)	
	テキスト該当部分を読んでください。	30
第3回	コミュニケーションの基礎、交渉概論	
	テキスト該当部分を読んでください。	30
第4回	法律相談(相談者との初回面談・・信頼関係の構築、問題点の把握、回答方法・方針決定、面談内容の記録等)	

	テキスト該当部分を読んでください。	30
第5回	同上（続）★実演実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。	30
第6回	交渉（相手方との交渉，依頼者への報告，方針の再検討・依頼者との協議等）★模擬交渉，模擬打合せ実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。 実演の振り返りと次回実演の方針検討をしてください。	30
第7回	同上（続）★模擬交渉・模擬打合せ実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。 実演の振り返りと次回実演の方針検討をしてください。	30
第8回	同上（続）★模擬交渉・模擬打合せ実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。 実演の振り返りと次回実演の方針検討をしてください。	30
第9回	同上（続）★模擬交渉・模擬打合せ実施予定	
	テキスト該当部分を読んでください。 実演の振り返りと次回実演の方針検討をしてください。	30
第10回	同上（続）★模擬交渉・模擬打合せ実施予定	

	テキスト該当部分を読んできてください。実演の振返りと次回実演の方針検討をしてきてください。	30
第11回	模擬交渉，模擬打合せの総括，書面作成（合意文書作成）★書面作成演習実施予定	
	テキスト該当部分を読んできてください。実演の振返りと次回実演の方針検討をしてきてください。	30
第12回	同上（続），合意文書講評等	
	テキスト該当部分を読んできてください。	30
第13回	接見（身体拘束中の被疑者・被告人との接見）	
	テキスト該当部分を読んできてください。	30
第14回	接見（続）★模擬接見実施予定	
	テキスト該当部分を読んできてください。次回実演を踏まえた事前準備をしてきてください。	30
第15回	法曹倫理とロイヤリング、実務上の注意点、法廷弁論・文書作成への応用等	
	テキスト該当部分を読んできてください。	30
授業の方法		

最低限必要な部分は講義形式とします。ただし、基本的な進め方としては、(1) 具体的事例を用いた模擬法律相談・模擬交渉・模擬接見等の実演、講評(2) 実演を踏まえたディスカッション(3) 実演を踏まえた書面作成等の方法による、能動的・双方向的学習方法を、時間の許す限り取り入れていきたいと思ひます。

なお、講義中にミニレポートを実施することがあります(講義に参加していれば、難しいものではありません)。また、実技中心の授業となるので、遅刻は極力しないよう努力してください。

成績評価の方法

成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

成績評価の基準

- ・学期末試験：実施しません。
- <評価の目安>
- ・平常点(講義参加、発言・質問・積極性等)：40
 - ・実演、書面作成等：30
 - ・課題への対応・修正、柔軟性、その他：30

必要な予備知識／先修科目／関連科目

講義の学習効果をあげるためには、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、ある程度の学習を終了していることが望ましいと思ひます。

その他関連科目として、法曹倫理、民事・刑事模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ、リーガル・ライティング等は関連が深く、これらの関連科目とのつながりを意識して受講していただくと、学習効果がより高まると思ひます。

テキスト

名古屋ロイヤリング研究会編「実務ロイヤリング講義-弁護士の法律相談・調査・交渉・ADR活用等の基礎的技能」(民事法研究会)

参考書

和田仁孝「実務基礎としての『弁護士面談・交渉の技法』」(法律時報74巻3号)
塚原英治「法律家に必要な『話を聞く』技術」(法学セミナー570号)
菅原郁夫他「法律相談のための面接技法」(商事法務)
ロジャー・フィッシャー他「ハーバード流交渉術」(三笠書房)
ゲーリー・スペンス「議論に絶対負けない法」(三笠書房)
田中豊「法律文書作成の基本」(日本評論社)
田中豊「和解交渉と条項作成の実務」(学陽書房)
木山泰嗣「センスのよい法律文章の書き方」(中央経済社)
太田勝造他「ロースクール交渉学」(白桃書房)
ディーパック・マルホトラ他「交渉の達人」(日本経済新聞出版社)

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付けます。

科目名	EU法 Q		
教員名	須網 隆夫		
科目ナンバー	2080453008	単位数	2
配当年次	1	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
 EUは、日本では、国際政治・国際経済の文脈で語られることが多いが、本講義は、法的観点から、EUの全体構造を明らかにしようとしている。EUは、「主権国家」にも、通常の「国際組織（国際機構）」にも該当しない、歴史上初めて生まれた独自の統治機構であり、国境を越える国際的な統治・政治体制である。そして、EUには、「EU法」と呼ばれる独自の法秩序が成立している。EU法は、国家法である加盟国法とも、通常の国際法とも区別される独立した法秩序であると言われ、EUの基礎を構成している。このEU法が、本講義の対象であり、EUの司法機関である、欧州司法裁判所（リスボン条約発効後は、EU司法裁判所）の解釈を基礎に、その全体像を明らかにしようとしている。但し、本講義は、それらの司法機関の判断にのみ依拠しているわけではない。EU法は、加盟国国内法との緊張関係を内包した多元的な法秩序であり、EU司法機関の判断が、現実のEU法の適用と常に一致するわけではない。
 EU法は、21世紀に日本で生きる我々にとり、どのような意味を持つのであろうか。幾つかの観点から、その意義を見出すことができるが、特にEU法においては、国民国家の枠組みの中で成立した近代法が、当然の前提としてきた、様々な法概念の意味が問い直されている。

到達目標
 EU法の基本原理を理解するとともに、EUで問われている、「国家主権」、「憲法」、「民主主義」、また「立憲主義」、「基本的人権の保護」、「法の支配」、「国際法」という近代法の基本原理を考え直す視点を獲得する。

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)	
第1回	<p>「EU法の意義」 法律家の仕事とは、リーガル・クリニックで扱っているような、国内の紛争解決を中心とする仕事に限定されるのだろうか。また、国境を越える仕事と言えば、エクスターンシップの受け入れ先になっている国連のような国際機関における仕事・開発途上国に対する法整備支援もあるかもしれないが、どうしても企業間の国際取引が中心にならざるを得ないのだろうか。そもそも法律では、グローバル化に伴って生じている様々な問題に対して、直接に立ち向かうことはできないのだろうか。このような突拍子もない問題を考えるのが、EU法を主題とするこの講義の目的である。その意味で、EU法を学ぶ意義は、主権国家法である他の外国法とは著しく異なる。 特に現在、日本を含むアジアでは、「東アジア共同体」の構築に向けた議論が始まっている。同じ共同体という用語を使いながら、「東アジア共同体」は、法的にはEUとは全く別物になりそうである。しかし、それで果たしていいのだろうか。同じ地域統合として、EUの経験は常に参照されなければならない。</p>	
	予習は不要。DVDを見たうえで、問題意識を議論する。	0分
第2回	<p>「講義・EU/ECの法秩序と司法制度：EU/EC法・欧州司法裁判所」 EU、EUの機構、EUの司法制度、訴訟手続き、EU法の基本原則などにつき、講義する。</p>	
	配布するレジメに従い講義する。	0分
第3回	<p>「EU法の直接効果（1）-Van Gend en Loos事件先決裁定-」 「EC法の直接効果」と「EC法の加盟国法に対する優位」は、EC法の基本原則の中でも最も重要なものであり、これらの原則が確立したことにより、ECは、個人が国内裁判所に提起する訴訟を利用して、加盟国の行動を強力にコントロールすることができるようになったのである。 第3回は、「直接効果(direct effect)の理論」を確立したことで署名な1963年のVan Gend en Loos事件先決裁定を検討する。直接効果は、国際条約の自動執行性を起源とするが、欧州司法裁判所は、これをEC法の解釈問題として扱うことによって、独自の法秩序としてEC法が発展することを可能にした。 欧州司法裁判所における手続に参加した加盟国政府・法務官は、いずれも直接効果を認めることに異議を唱えていた。しかし、裁判所は、それらの異議を斥けて、個人が国内裁判所においてEC法に直接依拠することを認めた。裁判所はなぜ直接効果をECの発展にとって不可欠なものと考えたのであろうか。</p>	
	1事件「EC条約規定の直接効果-ファン・ヘント・エン・ロース事件」を熟読されたい。	90分
第4回	<p>「EU法の加盟国法に対する優位（1）-Costa v. ENEL事件先決裁定-」 EU法に直接効果が認められ、個人が、EU法を根拠に国内裁判所に訴訟提起でき、又は提起された訴訟の中でEU法を根拠に権利主張できることになっても、「EU法の加盟国法に対する優位」が認められなければ、EU法に矛盾する国内法を排除することはできず、EU法が創設した権利を実現することはできない。したがって、EU法が、独自の法秩序として成立するためには、EU法の優位が認められることは不可欠である。 第4回は、Van Gend en Loos事件判決の翌1964年に下され、「EC法の優位」を確立したことで有名なCosta v. ENEL事件判決を検討する。</p>	
	テキスト2事件「EC法の国内法に対する優位-コスタ対エネル事件」を熟読されたい。	90分
第5回	<p>「EU法の直接効果（2）-Defrenne v. SABENA事件先決裁定-」 第3回・第4回で扱った裁定は、いずれも「個人対国家（加盟国）」間の国内裁判所における訴訟において、ECUが個人によって援用された事案であった。そのような場面における直接効果は、普通、「垂直的直接効果(Vertical Direct Effect)」と呼ばれる。しかし、EU法は、「個人対個人」という水平的場面においても影響を及ぼす（「水平的直接効果(Horizontal Direct Effect)」）。第5回で扱うDefrenne v. SABENA事件は、「同一労働同一賃金の原則」を定めるEEC条約119条（旧EEC条約141条、現EU運営条約157条）の直接効果を認めた裁定であるとともに、その効果の及ぶ範囲についても重要な判断を示している。EC法が、域内の一人一人の個人にとって、いかに大きな影響を及ぼす存在であるかを理解するのに適した事例である。</p>	
	テキスト5事件「EC条約規定の水平的直接効果と男女労働者の同一賃金原則-ドゥフレンヌ（第二）事件」を熟読されたい。	90分

第6回	<p>「EU法の加盟国法に対する優位（2）-Simmenthal事件先決裁定-」</p> <p>EU法の加盟国法に対する優位は、既に第4回で扱ったCosta v. ENEL事件裁定で確定していた。しかし、その内容には、未だ不明確な部分も残っていた。その一つが、加盟国憲法との関係であった。イタリア憲法は、憲法裁判所を設置し、法律の合憲性の審査を同裁判所に委ねていた。そして、EU法に反する加盟国法は違憲と考えられており、違憲判決が下されると判決の翌日から違憲である法令は効力を失うとされていた。本件では、EU法が加盟国法に優先することを前提に、下級審は、憲法裁判所の違憲判決を待たなければならないのか、それとも違憲判決を待つことなく、矛盾する国内法の適用を排除して良いのかが争われた。この争点に対する結論を導き出すことは、EU法の統一の適用の意味をどのように考えるかに関連する。加えて、EU法と加盟国憲法の優劣関係に対する回答が、結論の前提となる。</p> <p>EU法の優位とともに、加盟国法制度の自律性にも関係する判例である。</p>	
	テキスト3事件「EC法の絶対的優位性-シンメンタル事件」を熟読されたい。	90分
第7回	<p>「加盟国国内裁判所の対応-ドイツ連邦最高裁・マーストリヒト事件判決-」</p> <p>これまで、EU司法裁判所の重要な判例の検討を通じて、EU法の基本原則を検討してきた。これらにより、EU法が、国際法と異なり、加盟国の国内法に対して如何に大きな規制力を及ぼしているかが理解できたことと思う。</p> <p>ところで、今までの検討には、EUの領域における法現象を包括的に理解する上で、大きな欠陥があった。それは、これまでの検討はEU司法裁判所の側からの検討であったからである。EU司法裁判所が革新的な法原則を確立しても、国内裁判所が、それを無視する可能性は存在する。もちろん国内裁判所がEU司法裁判所の判例を無視することは、加盟国によるEU法違反を構成する。しかし、加盟国を強制的にEU法に従わせる手段がEU条約では必ずしも与えられていないことは、これまでも指摘したところである。そのため、結局のところ、国内裁判所が、EU及びEU法をどのように理解し、EU司法裁判所の立場を支持するのかが要点となる。</p> <p>本判決は、EUを創設したマーストリヒト条約の批准のドイツ憲法（基本法）適合性に関して、ドイツの連邦憲法裁判所が下した著名な判決である。EUを受け入れながらも、それに一定の限界を設定しようとする加盟国国内裁判所のEU法に対する複雑な立場を理解することができるだろう。</p>	
	テキスト4事件「各国憲法からEC・EU法秩序への立憲的諸原則の要請-ドイツ連邦憲法裁判所のマーストリヒト判決」を熟読されたい。	90分
第8回	<p>「EU法の間接効果-Marleasing事件先決裁定-」</p> <p>これまで「EU法の直接効果」について検討してきたが、それらの事件で問題となったのは、基本条約条文の「直接効果」であった。しかし基本条約だけではなく、同条約を根拠に制定された二次立法の条文も、同様に要件を満たせば「直接効果」を生じる。</p> <p>しかし、「指令の直接効果」については、他のEU法と異なる特徴がある。「直接効果」に垂直的・水平的という2種類の区別があることは、既に第5回でDefrenne事件について検討したが、EU司法裁判所は、指令については「水平的直接効果」を認めない立場を堅持している（Case 152/84 Marshall v. Southampton and South-West Hampshire Area Health Authority, [1986] ECR 723, 749）（基本判例集6事件）。指令は、二次立法の中で最も良く利用される立法形態であり、その影響は大きい。</p> <p>そのため、「直接効果」とは別に、指令の水平的場面の効果を確保するための方法が追及される。その一つが、国内法を指令に適合させて解釈する義務を国内裁判所に負わせるという指令の「間接効果」を認めることである。</p> <p>指令を国内的に実施するために制定された国内法が、基となった指令に従って解釈されることは、ある意味で当然であるが、「間接効果」は、その種の国内法以外の国内法にも及ぶのだろうか。また、解釈という行為の範囲如何によって、「間接効果」の実質的な意義が決定されることにも注意しなければならない。</p>	
	テキスト7事件「国内法のEC法適合解釈義務-マーリーシング事件」を熟読されたい。余裕があれば、6事件「EC指令の水平的直接効果の否定-マーシャル（第一）事件」にも目を通して頂きたい。	90分
第9回	<p>「EU法に違反した加盟国の損害賠償責任」</p> <p>EU法の「直接効果」・「間接効果（適合解釈義務）」は、EU法に矛盾する加盟国国内法の適用を排除することに貢献し、これらの判例理論によって、EU法の実効性は著しく増大し、EU法の優位が貫かれることとなった。しかし、これらの理論では、なおカバーできない事態が存在することも確かである。例えば、「直接効果」を生じないEU法に違反する事態が加盟国に存在することによって、個人が損害を被った場合には、個人は、EU法を根拠にして、当該加盟国に対して何を請求することができるだろうか。また、「間接効果」の対象となる国内法が存在せず、国内法の解釈を云々する余地がない場合はどうしたらいいのだろうか。それが、今回の判例のテーマである。</p> <p>本法理は、1990年代以降に作られたEU司法裁判所の判例法の中で、もっとも重要と考えられているものの一つである。本法理が、EU法、特に指令の実効性・指令の優位にどのような影響を及ぼしたかを各自よく検討されたい。</p>	
	テキスト10事件「構成国のEC条約違反行為（作為・不作為）の損害賠償責任」を熟読されたい。	90分
第10回	<p>「EU法の実効性の理論-加盟国手続法の自律性-」</p> <p>前回までの諸原則は、いずれも実体法上の権利に関する問題であり、そこではEU法によって保障される権利・利益の享受が、矛盾する加盟国法によって妨げられている場合の取り扱いが議論されていた。しかし、EU法上の権利・利益が、国内裁判所において実現される場合には、その権利・利益の実現の程度は、訴訟手続きを含む加盟国の権利救済制度の内容に影響されざるを得ない。EU法の観点から、そのような場面をどのように扱うかが、今回のテーマである。</p> <p>今回の事例は、加盟国の定める権利救済制度を尊重して、EU法上の権利の実現の程度が各国において異なることをどこまで許容するのか、加盟国法による権利救済に限界がある場合には、国内裁判所は、どうすべきかが問われた事案である。</p>	
	テキスト9事件「実効的救済の保障-ファクタタイム事件」を熟読されたい。	90分

第11回	<p>「域内市場と物の自由移動-Cassis de Dijon事件先決裁定-」(12/4)</p> <p>3回以降、前回までの講義で、EU司法裁判所の判例によって構築された「EU法の基本原則」を明らかにすることができた。そこで今回と次回は、テーマを変えて、EUの主要目的である「域内市場」創設のために、EU法がどのような役割を果たしてきたかを考察する。「域内市場」とは、加盟国ごとに独立して存在していた国内市場を統合した「単一市場(Single Market)」を意味し、別の観点から定義すれば、人・商品・サービス・資本という経済活動にとって不可欠な諸要素が、域内国境を越えて自由に移動することを保証される領域である。</p> <p>今回は、それら4つの自由移動のうち「商品の自由移動(Free Movement of Goods)」を扱う。「物の自由移動」に対する障壁は、「関税障壁」と「非関税障壁」に大別され、後者の代表は、「数量制限(Quantitative Restrictions)」である。そしてEU運営条約は、数量制限を禁止するが、数量制限とともにそれと「同等の効果を有する措置(All measures having equivalent effect)」を合わせて禁止している。「同等の効果を有する措置」という概念は、数量制限に該当しない非関税障壁を意味する概念であり、同概念の範囲如何により禁止される非関税障壁の範囲が画定されることになる。本件では、特に加盟国の定める製品規制が、これに該当するかどうか争われているが、さらに禁止される「同等の効果を有する措置」が、どのような場合に例外として正当化されるかも重要な争点となっている。</p> <p>なお本裁定は、「商品の自由移動」に止まらず、域内市場一般にとつての原則を確立した判決として著名である。</p>	90分
第12回	<p>「域内市場と人の自由移動-Vlassopoulou事件先決裁定-」</p> <p>今回は、四つの自由移動のうち、「人の自由移動」、特に自営業者の「開業の権利(right of establishment)」を「弁護士の自由移動」を素材に検討する。弁護士などの専門職の場合、専門職資格が、個々の加盟国によって付与されることが、自由移動の障害となり得る。一国で資格を取得しても、他の加盟国においてその資格が認められなければ、他の加盟国における資格取得が必要となり、実際には移動は困難であるからである。他方、専門職の資格要件を定める基本的権限は、なお加盟国に存する。両者の関係をどのように扱うかが、ここで問われる問題であるとともに、本裁定は、法律家の本質的能力は何であるのかについて貴重な示唆を与えている。</p>	90分
第13回	<p>「EU権限の行使-EUと加盟国の権限関係-」(12/19)</p> <p>主権は、EUを理解するためのキーとなる概念であり、また全ての国内法の源にある概念でもある。しかし、主権は抽象的な概念であり、その把握は難しい。今回は、この主権概念を基礎に、EUと加盟国の権限関係を考えてみたい。</p> <p>EU司法裁判所は、EUは、主権の分割可能性を前提に、加盟国より移譲された主権的権限を基礎に成り立っていると理解している。しかし、そのような理解に反対する見解もなお存在している。それらは、加盟国の国家主権は、EUによって変化していないと強調する。国家主権とはそもそも何か。加盟国からEUに移譲された権限は、国家主権の移譲と考えられるのだろうか。また主権の移譲とは、通常の国際条約による主権の制限と何が異なるのであろうか。これらの問題を考察することによって、EUと加盟国の関係がより明らかになるであろう。</p> <p>前回までの判例の検討とは異なる課題であるが、判例によって構築されてきたEU法の基本原則の示すECと加盟国の関係を前提に、本課題の検討に望んでほしい。</p>	90分
第14回	<p>「EUの意思決定手続-EUは民主的な機関か-」</p> <p>今日、民主主義を否定する者は誰もいない。しかし他方で、民主主義の現状に対する危機的な認識が広がり、その空洞化が指摘されていることも事実である。例えば、我々は、日本における民主主義の現状に十分に満足していると言えるだろうか。EUにおける民主主義も、このような民主主義を取り巻く全体的な状況の中で考察する必要がある。</p> <p>今日、主権国家における民主主義的な意思決定制度については、世界的に一定のコンセンサスが存在している。それは、直接選挙によって選出された国民代表によって構成される議会による立法制であり、一般には、議会による意思決定と「表現の自由」・「知る権利」などの基本的人権の保護とが組み合わさって、民主的な意思決定が実現されると信じられている。例えば、日本国憲法もそのような制度を構築している。しかし、EUは主権国家ではない。そのためEUは、閣僚理事会(加盟国議会によって統制される加盟国政府代表によって構成される)と欧州議会(加盟国ごとに実施される直接選挙で選出された議員によって構成される)による共同決定を制度化している。確かに、民主主義の主権国家モデルを単純にEUに当てはめることはできない。それでは、このようなEUの意思決定制度は、民主的制度であると評価できるのであろうか。一方では、EUにおいて「民主主義の欠損(赤字)」が存在することが指摘されている。これらの問題に答えるためには、民主主義とは何かという根源的な問いへの答えが必要であるかもしれない。</p>	90分
第15回	<p>「EUの性格-国家・国際組織・超国家的機関-」</p> <p>おそらく、EU法研究にとつての最大の課題は、「EUとは法的には何か」という問いに答えることである。</p> <p>今日の国際社会は、主権国家により構成され、他方主権国家間の合意により、主権国家を構成員とする多くの国際組織が形成されている。EUは、国際社会のプレイヤーとして既に独自の活動を展開している。EUは、共通外交政策の一環として、旧ユーゴ地域に平和維持を目的として戦闘部隊を派遣し、またEACは、日本とともに、北朝鮮の核開発危機に対応して設けられた「朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)」のメンバーでもある。EUは、世界貿易機関(WTO)の原構成員でもある。</p> <p>他方EUは、各加盟国の国内社会にも大きな影響を及ぼしている。今日、各加盟国の国内議会で制定される立法の過半数は、EC立法(特に指令)の国内的实施を目的とするものである。加えて、欧州司法裁判所の判例法が、加盟国法を超越して、加盟国の個人に様々な権利を付与していることは、既に検討した通りである。</p> <p>現在のEUが、統治権限を加盟国と分担する、ある種の連邦的制度であることは認められるとしても、それは、これまでの法的言説では何に該当するのであろうか。主権国家であるのか、国際組織であるのか、それともどちらにも属さない新しい主体が生成しつつあるのか。15回の講義の最後に、この課題を検討したい。</p>	120分
<p>授業の方法</p> <p>最初の数回は、教員より講義するが、その後は、判例に係わる質疑を中心に、双方向的な授業を行う。また、履修人数によっては、学生間の議論を組織することもある。</p>		
<p>成績評価の方法</p> <p>期末試験を基本にして、授業中の発言・質問など、授業への積極的な参加を加味して、総合評価する。</p>		

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。
EU法についての知識ではなく、法論理の組み立て方・法論理の水準を重視する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

憲法に加えて、国際法の予備知識があることが望ましいが、必須ではない。国際法未修者にも理解しやすく講義するつもりである。

テキスト

中村民雄・須網隆夫編著『EU法基本判例集〔第2版〕』（日本評論社・2010年）。

参考書

必要に応じて、指示する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付ける。

科目名	企業会計 A		
教員名	小澤 康裕		
科目ナンバー	2080453007	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

この講義では、初学者を対象とし、まずは簿記の基礎をざっと解説した上で、企業会計に関する基本的な考え方、財務情報に係る制度や財務情報の利用方法等を取り上げていきます。

高度に発達した経済社会に生きる私たちにとって、企業会計の知識は必要不可欠になっています。今や新聞紙上で、企業会計や会計監査の話題が掲載されない日はないと言っても良いほどです。また、今日の会計の国際化や政治化の進展も著しいものがあります。

そこで、基本的な知識の習得とともに、新聞や雑誌の記事を使って実際の事例を取り上げ、解説することで、今日の経済社会における企業会計の役割も理解していただきます。

到達目標

企業会計の基本的知識を習得し、会社の計算についての理解を深めること。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス (授業の範囲, 授業の進め方, 評価方法等の説明)	
	【予習】当日の日本経済新聞で企業の財務情報に目を通しておくこと。 テキストの第1章を読んでおくこと。	60分
第2回	簿記の基本的な仕組み	
	前回の復習をし、テキスト第2章2「複式簿記の構造」を読むこと。	60分
第3回	会計の種類と役割 (小テストを実施)	
	前回の復習をし、テキスト第3章1を読むこと。	120分
第4回	財務会計のシステムと基本原則	
	前回の復習をし、テキスト第2章(2を除く)を読むこと。	60分

第5回	企業の設立と資金調達	
	前回の復習をし、テキスト第3章を読むこと。	60分
第6回	仕入・生産活動	
	前回の復習をし、テキスト第4章を読むこと。与えられた課題についての小レポートを執筆すること。	120分
第7回	販売活動	
	前回の復習をし、テキスト第5章を読むこと。	60分
第8回	設備投資と研究開発	
	前回の復習をし、テキスト第6章を読むこと。	60分
第9回	資金の管理と運用	
	前回の復習をし、テキスト第7章（5を除く）を読むこと。	60分
第10回	税金と配当	
	前回の復習をし、テキスト第9章（1から3まで）を読むこと。	60分

第11回	剰余金の額と配当制限及び会社法と会社計算規則1	
	前回の復習をし、テキスト第9章（4及び5）及び会社法の該当箇所を一読すること。	60分
第12回	剰余金の額と配当制限及び会社法と会社計算規則2	
	前回の復習をし、テキスト第9章（4及び5）及び会社計算規則第七編を一読すること。	60分
第13回	財務諸表の作成と公開	
	前回の復習をし、テキスト第10章（8を除く）を読むこと。また、与えられたテーマに関するレポートを作成すること。	80分
第14回	到達度確認テスト ・理解度を確認するためのテストを実施する	
	【予習】到達度確認テストに備え、これまでの内容を確認する。	120分
第15回	到達度確認テストの解説・質疑応答 授業のまとめ	
	【復習】到達度確認テストの結果と解説を吟味し、この授業を振り返り、不足している知識を補うこと。	60分
授業の方法		
授業はテキストをもとに講義中心に進める。ただし、インタラクティブな授業形式をとるため、受講者には頻繁に発言を求めていく。また、授業において1回または2回の小レポート課題を提示する。なお、提出されたレポートをもとに授業をすすめることもある。		
成績評価の方法		
小テスト（1回：10%） 小レポート（30%） 到達度確認テスト（1回：60%）		
成績評価の基準		

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

予備知識は特に必要ありませんが、下記のテキストは必ず入手してください。
必要があれば、個別に相談の上、授業の理解を促すためのテキスト等を紹介します。

テキスト

『財務会計・入門』（最新版）、桜井久勝・須田一幸、有斐閣。

参考書

『新・現代会計入門』（第2版）、伊藤邦雄、日本経済新聞出版社、3,780円、ISBN:978-4532134631
『ビジネス・アカウンティング』（第3版）、山根節他、中央経済社、2,800円、ISBN:978-4502188916

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付ける。

科目名	企業会計 BQ		
教員名	小澤 康裕		
科目ナンバー	2080453007	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

この講義では、初学者を対象とし、まずは簿記の基礎をざっと解説した上で、企業会計に関する基本的な考え方、財務情報に係る制度や財務情報の利用方法等を取り上げていきます。

高度に発達した経済社会に生きる私たちにとって、企業会計の知識は必要不可欠になっています。今や新聞紙上で、企業会計や会計監査の話題が掲載されない日はないと言っても良いほどです。また、今日の会計の国際化や政治化の進展も著しいものがあります。

そこで、基本的な知識の習得とともに、新聞や雑誌の記事を使って実際の事例を取り上げ、解説することで、今日の経済社会における企業会計の役割も理解していただきます。

到達目標

企業会計の基本的知識を習得し、会社の計算についての理解を深めること。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス（授業の範囲、授業の進め方、評価方法等の説明）	
	【予習】当日の日本経済新聞で企業の財務情報に目を通しておくこと。 テキストの第1章を読んでおくこと。	60分
第2回	簿記の基本的な仕組み	
	前回の復習をし、テキスト第2章2「複式簿記の構造」を読むこと。	60分
第3回	会計の種類と役割（小テストを実施）	
	前回の復習をし、テキスト第3章1を読むこと。	120分
第4回	財務会計のシステムと基本原則	
	前回の復習をし、テキスト第2章（2を除く）を読むこと。	60分

第5回	企業の設立と資金調達	
	前回の復習をし、テキスト第3章を読むこと。	60分
第6回	仕入・生産活動	
	前回の復習をし、テキスト第4章を読むこと。与えられた課題についての小レポートを執筆すること。	120分
第7回	販売活動	
	前回の復習をし、テキスト第5章を読むこと。	60分
第8回	設備投資と研究開発	
	前回の復習をし、テキスト第6章を読むこと。	60分
第9回	資金の管理と運用	
	前回の復習をし、テキスト第7章（5を除く）を読むこと。	60分
第10回	税金と配当	
	前回の復習をし、テキスト第9章（1から3まで）を読むこと。	60分

第11回	剰余金の額と配当制限及び会社法と会社計算規則1	
	前回の復習をし、テキスト第9章（4及び5）及び会社法の該当箇所を一読すること。	60分
第12回	剰余金の額と配当制限及び会社法と会社計算規則2	
	前回の復習をし、テキスト第9章（4及び5）及び会社計算規則第七編を一読すること。	60分
第13回	財務諸表の作成と公開	
	前回の復習をし、テキスト第10章（8を除く）を読むこと。また、与えられたテーマに関するレポートを作成すること。	80分
第14回	到達度確認テスト ・理解度を確認するためのテストを実施する	
	【予習】到達度確認テストに備え、これまでの内容を確認する。	120分
第15回	到達度確認テストの解説・質疑応答 授業のまとめ	
	【復習】到達度確認テストの結果と解説を吟味し、この授業を振り返り、不足している知識を補うこと。	60分
授業の方法		
授業はテキストをもとに講義中心に進める。ただし、インタラクティブな授業形式をとるため、受講者には頻繁に発言を求めていく。また、授業において1回または2回の小レポート課題を提示する。なお、提出されたレポートをもとに授業をすすめることもある。		
成績評価の方法		
小テスト（1回：10%） 小レポート（30%） 到達度確認テスト（1回：60%）		
成績評価の基準		

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

予備知識は特に必要ありませんが、下記のテキストは必ず入手してください。
必要があれば、個別に相談の上、授業の理解を促すためのテキスト等を紹介します。

テキスト

『財務会計・入門』（最新版）、桜井久勝・須田一幸、有斐閣。

参考書

『新・現代会計入門』（第2版）、伊藤邦雄、日本経済新聞出版社、3,780円、ISBN:978-4532134631
『ビジネス・アカウンティング』（第3版）、山根節他、中央経済社、2,800円、ISBN:978-4502188916

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

授業終了後に教室で受け付ける。

科目名	労働法 I		
教員名	原 昌登		
科目ナンバー	2080473002	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

労働法の基礎、労働法総論、雇用関係法（テキスト①における前半部分）について授業を行います。
 なお、労働法 I と II は合わせてひとまとまりの内容となっており、I、II それぞれの内容（授業内容の配分）については年度ごとに見直しを行う可能性があります。このため、労働法 I と II は同一年度に履修するようにしてください。

到達目標

労働法の基本的な枠組みを正確に理解すること、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにあります。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	イントロダクション 労働法の基礎①	
	【予習】テキスト③（入門書）の1～61頁をよく読む 【復習】授業の内容を見直し、テキストの該当箇所を再読する	90
第2回	労働法の基礎②	
	【予習】テキスト③の62～116頁をよく読む 【復習】授業の内容を見直し、テキストの該当箇所を再読する	90
第3回	労働法の基礎③	
	【予習】テキスト③（入門書）の117～183頁をよく読む 【復習】授業の内容を見直し、テキストの該当箇所を再読する	90
第4回	労働法の基礎④	
	【予習】テキスト③（入門書）の184～243頁をよく読む 【復習】授業の内容を見直し、テキストの該当箇所を再読する	90

第5回	第5回以降、各回の授業内容は以下を予定しています（タイトルはケースブックのUnitに対応） 〔労働法総論〕 労働法上の「労働者」 労働法上の「使用者」	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す なお、ケースブックのUnitごとに教科書の該当箇所や設問の重要度等をまとめた詳細な「予習ガイド」を授業開始時に配付するので、詳細は予習ガイドを参照のこと（以下同じ）	120
第6回	労働法規・労働契約	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第7回	就業規則	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第8回	〔雇用関係法〕 労働関係の成立-募集、採用、内定、試用など	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第9回	人事	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第10回	懲戒	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120

第11回	労働関係の終了1-解雇	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第12回	労働関係の終了2-雇止め，退職，合意解約，定年	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第13回	合併・事業譲渡・会社分割と労働関係	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第14回	雇用関係法におけるその他の問題 （以下のUnitから予習ガイド等で指定した重要箇所を取り上げる） ・労働者の人権-労基法上の人権擁護規定，人格権・プライバシー保護・セクハラなど ・雇用差別-労基法3条・4条，男女雇用機会均等法，均等・均衡処遇，年齢差別など ・知的財産・知的情報と労働関係	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み，テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第15回	全体のまとめ	
	【予習・復習】これまでの授業の内容を見直し，疑問点についてテキスト①（教科書）で確認する	120

授業の方法

重要判例を素材に，受講者と教員の対話を中心に進めていきます。具体的には，ケースブック（テキスト②）の全設問に対する解答を受講者に求め，必要に応じ，教員が教科書（テキスト①）等も用いながら解説を行います。
なお，今年度は長期休業期間等を利用して集中講義で実施します。1日5コマずつ実施する予定なので，受講者の負担は決して小さくはありません。履修を検討する際は十分に注意してください。

成績評価の方法

定期試験（論述式）90%，平常点（対話の内容及び授業への参加状況）10%の割合で評価します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。

次の点に着目し、その達成度により評価を行います。

- ・労働法の基本的な枠組みを正確に理解できているか
- ・具体的な事例問題について、法律上の問題点を指摘しつつ検討することができるか

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法（特に契約法、不法行為法）。なお、この授業で初めて労働法を学ぶ場合は、開講までにテキスト③をよく読み込んでおくようにしてください。

テキスト

教材として、次の3点を指定します。

- ①『労働法（第7版）』水町勇一郎（有斐閣，2018）
- ②『ケースブック労働法（第4版）』荒木尚志ほか（有斐閣，2015）
- ③『コンパクト労働法』原 昌登（新世社，2014）

参考書

開講時に紹介します。特に有用なものとして、次の2点を挙げておきます。

- ①『労働法（第11版補正版）』菅野和夫（弘文堂，2017）※2019に改訂予定あり
- ②『事例演習労働法（第3版）』水町勇一郎・緒方桂子編（有斐閣，2017）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

質問は授業後に教室で受け付けます。オフィス・アワーについてはポータルサイトで周知します。

科目名	労働法II		
教員名	原 昌登		
科目ナンバー	2080473004	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要
 雇用関係法（テキスト①における後半部分）、労使関係法、労働市場法、労働法の総合的考察について授業を行います。
 なお、労働法ⅠとⅡは合わせてひとまとまりの内容となっており、Ⅰ、Ⅱそれぞれの内容（授業内容の配分）については年度ごとに見直しを行う可能性があります。このため、労働法ⅠとⅡは同一年度に履修するようにしてください。

到達目標
 労働法の基本的な枠組みを正確に理解すること、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにあります。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	各回の授業内容は以下を予定しています（タイトルはケースブックのUnitに対応） 〔雇用関係法〕 賃金	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す なお、ケースブックのUnitごとに教科書の該当箇所や設問の重要度等をまとめた詳細な「予習ガイド」を授業開始時に配付するので、詳細は予習ガイドを参照のこと（以下同じ）	120
第2回	労働時間	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第3回	休暇・休業	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第4回	安全衛生・労働災害	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第5回	雇用関係法におけるその他の問題 （以下のUnitから予習ガイド等で指定した重要箇所を取り上げる） ・労働者の人権-労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど ・雇用差別-労基法3条・4条、男女雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など ・知的財産・知的情報と労働関係	

	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第6回	〔労使関係法〕 労働組合と団体交渉	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第7回	労働協約	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第8回	団体行動	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第9回	不当労働行為	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第10回	労働紛争の処理	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第11回	〔労働市場法〕 労働市場と法規制-労働者派遣法など	

	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第12回	【総合的考察】 労働条件の変更	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第13回	企業組織再編と労働関係	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第14回	使用者の権限と労働者の権利保護	
	【予習】テキスト①（教科書）の該当箇所を読み、テキスト②（ケースブック）の設問を検討する 【復習】授業の内容を見直す	120
第15回	全体のまとめ	
	【予習・復習】これまでの授業の内容を見直し、疑問点についてテキスト①（教科書）で確認する	120
授業の方法		
重要判例を素材に、受講者と教員の対話を中心に進めていきます。具体的には、ケースブック（テキスト②）の全設問に対する解答を受講者に求め、必要に応じ、教員が教科書（テキスト①）等も用いながら解説を行います。 なお、今年度は長期休業期間等を利用して集中講義で実施します。1日5コマずつ実施する予定なので、受講者の負担は決して小さくはありません。履修を検討する際は十分に注意してください。		
成績評価の方法		
定期試験（論述式）90%、平常点（対話の内容及び授業への参加状況）10%の割合で評価します。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。 次の点に着目し、その達成度により評価を行います。 ・労働法の基本的な枠組みを正確に理解できているか ・具体的な事例問題について、法律上の問題点を指摘しつつ検討することができるか		

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民法（特に契約法，不法行為法）。なお，労働法の基礎については労働法Ⅰで概観しますので，労働法Ⅰを受講せずにこの授業で初めて労働法を学ぶ場合は，開講までにテキスト③を熟読し，労働法の全体像を独習しておいてください。

テキスト

教材として，次の3点を指定します。

- ①『労働法（第7版）』水町勇一郎（有斐閣，2018）
- ②『ケースブック労働法（第4版）』荒木尚志ほか（有斐閣，2015）
- ③『コンパクト労働法』原 昌登（新世社，2014）

参考書

開講時に紹介します。特に有用なものとして，次の2点を挙げておきます。

- ①『労働法（第11版補正版）』菅野和夫（弘文堂，2017）※2019に改訂予定あり
- ②『事例演習労働法（第3版）』水町勇一郎・緒方桂子編（有斐閣，2017）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

質問は授業後に教室で受け付けます。オフィス・アワーについてはポータルサイトで周知します。

科目名	民事執行・保全法 A		
教員名	萩澤 達彦		
科目ナンバー	2080473005	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要

民事執行及び民事保全は、教科書で学んだ実体法上の権利を現実社会で実現する手段であるから、実体法の理解と車の両輪の関係にある。特に当事者の意識は、裁判における勝敗だけでなく、そこで得られた結論の実現可能性や、そこに至るまでの時間、労力、費用等を含めた総体の中で形成されるのであるから、この権利実現過程に対する正確な理解がなければ、社会の中で私法上の権利を適切に取り扱うことができない。

また、一般の民事訴訟手続が二当事者対立構造を前提として構築されるのに対し、実社会では複数当事者によるパイの奪い合いが行われるのであるから、競合関係に立つ他の当事者との法律関係がいかなる規律をうけるかについて手続的裏付けから把握することは、社会における法規範の役割を理解するうえでもきわめて重要性が高い。

そこでこの講義では、単なる手続の説明にとどまることなく、実体法の理解を前提として、民事執行手続と民事保全手続が実体上の権利の実現にどのような助力を与えようとしているのか、手続保障や裁判所の後見的機能などその手続の中での価値判断にはどういったものがあるのか、といった法社会の広がり・ダイナミズムの中で、私法上の権利の実現過程を自分のものにするを目的とする。

到達目標
民事執行の仕組みと実用性を理解すること。

授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)	
第1回	ガイダンス ・ 授業の進め方、予習・復習の仕方等について説明する。 民事手続法全体の概略 ・ 民事手続制度（民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続）の関係を理解する。 民事執行・保全制度の概略 ・ 民事執行・保全制度の流れを理解する。		
	教科書の第1章（pp1-15）を前もって読んでおく。	60分	
第2回	民事執行の基礎 民事執行の種類・態様 ・ 執行の方法と手続、基本的な流れを理解する。		
	教科書の第2章（pp16-28）、第3章（pp29-44）を前もって読んでおく。	60分	
第3回	執行手続の主体 ・ 執行手続の当事者と執行機関について理解する。 強制執行の要件 ・ 債務名義と執行文の意義について理解する。		
	教科書の第4章（pp45-51）、第5章（pp52-87）を前もって読んでおく。	60分	
第4回	強制執行手続開始の要件、執行手続の停止・取消し・終了 ・ 執行機関の審査内容などについて理解する。 執行手続上の不服申立手段、執行対象財産 ・ 違法執行と不当執行の違いを理解する。責任財産について理解する。		
	教科書の第6章（pp88-92）、第7章（pp93-95）、第8章（pp96-102）、第9章（pp103-119）を前もって読んでおく。	60分	
第5回	不動産の強制競売（1） ・ 申立てと差し押さえについて理解する。 ・ 債権調査手続、権利関係等の調査手続について理解する。		
	教科書の第10章第1節、第2節、第3節（pp120-136）、第4節、第5節（pp136-148）を前もって読んでおく。	60分	
第6回	不動産の強制競売（2） ・ 売却条件の決定、目的不動産の価格の維持の制度について理解する。		
	教科書の第10章第6節、第7節（pp148-174）を前もって読んでおく。	60分	
第7回	不動産の強制競売（3） ・ 売却の実施、売却の許可について理解する。		

	教科書の第10章第8節、第9節（pp174-192）を前もって読んでおく。	60分
第8回	不動産の強制競売（4） ・売却の実施，売却の許可について理解する。	
	教科書の第10章第10節～第12節（pp192-211）を前もって読んでおく。 教科書の第11章第12章（pp212-224）を前もって読んでおく。	60分
第9回	担保権実行としての不動産競売，強制管理・ ・担保不動産収益執行について理解する。 動産に対する民事執行 ・動産に対する民事執行を理解する。	
	教科書の第11章第12章（pp212-224），第13章（pp225-237）を前もって読んでおく。	60分
第10回	金銭債権に対する民事執行（1） ・金銭債権に対する民事執行の申立てと差押さえについて理解する。 ・差押えの競合，配当などについて理解する。	
	教科書の第14章第1節，第2節第1項～第3項（pp238-258），第2節第4項～第8項（pp259-266）を前もって読んでおく。	60分
第11回	金銭債権に対する民事執行（2） ・取立てについて理解する。 ・少額訴訟債権執行，電子記録債権に対する執行，不要義務等にかかる定期金債権についての強制執行の特則，金銭債権に対する担保権実行の制度を理解する。	
	教科書の第14章第2節第9項～第12項（pp266-277），第3節～第6項（pp278-291）を前もって読んでおく。	60分
第12回	動産の引渡請求権に対する強制執行，その他の財産権に対する民事執行 非金銭執行 ・動産の引渡請求権に対する強制執行，その他の財産権に対する民事執行，物の引渡し・明渡しの強制執行の制度を理解する。 非金銭執行（2） 民事執行制度についての小括 ・作為不作為の強制執行，意思表示義務の強制執行の制度について理解する。民事執行制度についてのまとめもする。	
	教科書の第15章，第16章，第17章第1節・第2節（pp292-303），第3節・第4項（pp303-310）を前もって読んでおく。	60分
第13回	民事保全（1） ・民事保全の概要・種類・手続の流れについて理解する。 ・民事保全の申立て・審理手続，担保の提供について理解する。	
	教科書の第18章第1節～第3節（pp311-316），第4節～第6節（pp316-331）を前もって読んでおく。	60分
第14回	民事保全（2） ・民事保全の発令・執行，不服申立手続，担保の取消し・取り戻しについて理解する。	
	教科書の第18章第7節～第10節（pp331-353）を前もって読んでおく。	60分
第15回	講義内容の総まとめ。講義内容についての質疑応答。学期末試験についての注意。	
	授業中の指示に従うこと。	60分
授業の方法		
講義は配付した教材を中心に行われる。教科書や判例などを素材にした教材を前もって予習しておくことを前提に，受講生との議論を通じて問題意識を深めていく。		
成績評価の方法		
講義中への参加度（20%）と期末試験（80%）の総合評価による。		
成績評価の基準		

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

民事訴訟法I・民事訴訟法II・民事訴訟法IIIのほか、民法・商法の基本的知識が必用。

テキスト

平野哲郎『実践民事執行法民事保全法 〔第2版〕』（日本評論社、2013年）ISBN：978-4-535-51975-6

参考書

福永有利『民事執行法・民事保全法 第2版』（有斐閣、2011年2,520円）ISBN 978-4-641-13602-1

上原敏夫-長谷部由起子-山本和彦編『民事執行・保全判例百選 第2版』（有斐閣、2012年、2310円）ISBN 978-4-641-11508-8

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

学内ポータルサイトで指示する。

科目名	倒産処理法 I Q		
教員名	萩澤 達彦		
科目ナンバー	2080473006	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 前期
テーマ・概要			
テーマ	「倒産処理法の入門編」です。		
概要	倒産処理法（破産法と民事再生法が中心）の基本的な知識を提供し理解してもらうことを目指す。		
到達目標			
到達目標	破産法・民事再生法の基本的な考え方を理解すること。		
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	倒産処理法の特徴		
	プレップ破産法の破産法のない世界を読む 民事再生法入門の1 民事再生法の位置付けを読む	60分	
第2回	倒産処理法の目的、立法趣旨、管財人とDIP		
	プレップ破産法の破産法の世界、破産関税人の地位・権限を読む 民事再生法入門の再生債務者の地位・手続機関を読む	60分	
第3回	破産手続による、とは？ 届出調査確定の手続 配当、配当によらない終了		
	プレップ破産法の破産手続開始決定、その効果、配当による終了を読む 民事再生法入門の再生手続の概要を読む	60分	
第4回	配当／配当以外の終了と再生計画		
	プレップ破産法のその他の終了原因を読む 民事再生法入門の再生計画の条項および再生計画案の提出を読む	90分	
第5回	破産財団		

	プレップ破産法の破産財団の形成、取戻権、破産財団の管理換価を読む	45分
第6回	破産開始の原因と民事再生の開始原因	
	プレップ破産法の破産手続開始の原因を読む。 民事再生法入門の開始原因、申立権者を読む。	90分
第7回	破産債権・財団債権	
	プレップ破産法の破産債権を読む。 民事再生法入門の再生債権・共益債権等を読む	45分
第8回	倒産処理と担保権	
	プレップ破産法の別除権を読む 民事再生法入門の別除権、コラム別除権協定を読む	60分
第9回	倒産処理と相殺権	
	プレップ破産法の相殺権を読む 民事再生法入門の相殺権を読む	60分
第10回	破産と双方未履行の双務契約	
	プレップ破産法の破産者をめぐる法律関係の処理を読む 民事再生法入門の契約関係の処理を読む	90分
第11回	破産と双方未履行の双務契約（その2）	

	プレップ破産法の破産者をめぐる法律関係の処理を読む 民事再生法入門の契約関係の処理を読む	45分
第12回	破産と係属中の訴訟等	
	プレップ破産法の係属中の訴訟等の処理を読む	90分
第13回	否認権	
	プレップ破産法の破産手続開始前の逸出財産の回復を読む	90分
第14回	否認権（その2）	
	同上	30分
第15回	免責	
	プレップ破産法の免責とは、免責の手続、免責の効果を読む 民事再生法入門の再生計画の効力を読む	60分
授業の方法		
教科書の内容を学生と確認しながら進める。		
成績評価の方法		
定期試験（80%）と平常点（20%）の総合点で成績を評価します。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
民法 会社法 民事訴訟法		

テキスト

プレップ破産法（第6版）、徳田和幸、弘文堂、ISBN978-4-335-31322-6
民事再生法入門（第2版）、松下淳一、有斐閣、ISBN978-4-641-13706-6

参考書

倒産判例百選（第5版）、伊藤眞＝松下淳一編、有斐閣、ISBN978-4-641-11516-3

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	倒産処理法II		
教員名	萩澤 達彦		
科目ナンバー	2080473007	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期
テーマ・概要			
<p>倒産法制は、かつては他人の不幸を題材とする日陰の存在であった。しかし、最近の不況によって飛躍的に倒産が増加する事態となり、倒産をどのように法的処理するかが社会の重要な問題となってきている。倒産処理法2では、この分野の基本法としての地位にある破産法の理論的・実務的問題について講義する。</p>			
到達目標			
破産法と民事再生法の基本的知識の習得と重要な裁判例の確認。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)	
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	<p>倒産手続の選択及び手続相互の関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私的整理は、一般的にはどのように進行するか。私的整理の得失としてどのような点が指摘されているか。 2 法的整理としての破産手続はどのような場面で必要になるであろうか。 3 再建型倒産手続(再生手続・更生手続)は、清算型倒産手続と比べてどのような特徴を有するか。 4 再生手続及び更生手続は、それぞれどのような特徴を有するか心いずれの手続を選択するかを判断する際に考慮すべき要因としてどのようなものがあるか。 5 同一の債務者に複数の倒産手続が競合する場合はどのような処理がなされるか。 6 再建型倒産手続が事業再建の目的を達成しないままに途中で挫折する場合には、どのような処理がなされるか。 7 利害関係人の合意にもとづく事業再建としてどのようなものがあるか。 		
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分	
第2回	<p>倒産手続の開始</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再生手続とは、倒産四法の中でどのような位置を占める手続か。 2 再生手続ほか、倒産手続について裁判所はどのように取り組んでいるか。 3 再生手続の開始原因とその申立てに関する規律はどうなっているか。 4 再生手続開始の申立てから開始決定までの間というのは、どのような問題が現れ、法はこれにどのような対応をしているか。 5 再生手続の開始決定は、誰にどのような効果をもたらすことになるか。それに例外はあるか。 		
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分	
第3回	<p>手続機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再生手続において、再生債務者はどのような法律上の地位を有するか。 2 再生手続において、監督委員や調査委員はどのような役割を果たすか。 3 再生債務者の公平誠実義務とは何か。 4 債権者はその意思をどのように手続に反映させるか。 5 破産管財人はどのような義務を負うか。 		
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分	
第4回	<p>契約関係の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産者が破産開始後にした行為は、どのような効力を有するか。 2 破産開始時に双方未履行の双務契約は、どのように扱われるか。 3 注文者が破産した場合、双方未履行の請負契約はどのように扱われるか。 4 ゴルフクラブ会員が破産した場合、ゴルフクラブ会員契約はどのように扱われるか。 		
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分	
第5回	<p>賃借権の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賃借人に再生手続が開始された場合、この手続において賃借借契約はどのように取り扱われるか。 2 再生手続開始前に賃借人が行った将来の賃料債権の処分は、手続の開始によりどのような影響を受けるか。 3 再生手続の開始後において賃借人による相殺に制限はあるか。 4 賃借人が有する敷金返還請求権は、再生手続においてどのように取り扱われるか。 5 ライセンス契約の継続中にライセンサーに再生手続が開始された場合、ライセンス契約はどのように取り扱われるか。 6 賃借人に対して再生手続が開始された場合、賃借借契約はどのように取り扱われるか。 		
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分	

第6回	<p>担保権者の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒産処理手続において担保権はどのように取り扱われるか。 2 再生手続において担保権はどのように処遇されるか。債権届出・調査や再生計画作成の際には、どのような点に注意すべきか。 3 再生手続において担保権を制限するための制度にはいかなるものがあるか。とくに担保権消滅請求制度とはどのような制度か。 4 再生手続および他の倒産処理手続で商事留置権はどのように取り扱われるか。民事留置権はどうか。 5 動産売買先取特権の目的財産に対する権利実行およびそれに基づく物上代位権の行使方法はどのようになるか。 6 リース契約の処理はどのようになされるべきか。 	
テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		90分
第7回	<p>債権の優先順位</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再生計画によらずに優先弁済される場合として、民事再生法上どのような制度があるか。 2 以下の債権は、Aの民事再生手続においてどのように取り扱われるのか。 3 以下の債権は、Aの破産手続においてどのように取り扱われるのか。 4 破産手続遂行の費用は誰が負担するのか。 5 財団不足の場合、破産財団はどのように分配(配当)されるのか。 	
テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		90分
第8回	<p>否認権(1) — 詐害行為の否認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 詐害行為の否認の要件は、どのようなものか。 2 否認権と詐害行為取消権との関係はどうか。 3 適正価額売買は、否認できるか。 4 対抗要件の否認とは、いかなるものか。 5 否認の効果は、どのようなものか。 6 否認の登記とは、どのようなものか。 7 否認権は、どのように行使されるか。 	
テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		90分
第9回	<p>否認権(2) — 偏頗行為の否認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 偏頗行為否認の要件はどのようなものか。 2 特別な否認としてどのようなものがあるか。 3 否認権の行使の方法はどのようなものか。 	
テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		90分
第10回	<p>相殺権</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産手続における相殺権の行使は、どのような場合に制限されるか。 2 破産手続における相殺権は、どのような形で行使されるか。 	
テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		90分
第11回	<p>破産債権の届出・調査・確定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産債権とは何か。 2 係属中の債権者代位訴訟は破産手続でどのように扱われるか。 3 破産債権の届出はどのようになされるか。 4 破産債権はどのように調査・確定されるか。 5 同一の給付を目的として1人の債権者に対して数人の債務者が債務を負担している場合において、債務者の一部ないし全部が破産した場合、どのように処理されるか。 	
テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		90分
第12回	<p>破産財団の管理・換価・配当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 破産管財人による破産財団の管理。 2 破産財団の換価および処分について。 3 配当手続の種類とその異同について。 	
テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		90分
第13回	<p>再生計画の成立・変更・履行の確保</p>	
テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		90分
第14回	<p>消費者破産</p>	
テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。		90分

第15回	個人再生	
	テキストの参考文献を読んで、設問の解答を作成しておく。	90分
授業の方法		
教科書の『ロースクール倒産法』を前もって予習してくることを前提に、受講生との議論を通じて問題意識を深めていく。したがって、受講生は予習をした上で積極的に発言することが求められる。		
成績評価の方法		
講義中への参加度（20%）と学期末試験（80%）の総合評価による。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申告に準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
倒産処理法Ⅰ・民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱ・民事訴訟法Ⅲ・民事執行・保全法のほか、民法・商法の基本的知識が必用。		
テキスト		
三木浩一＝山本和彦編『ロースクール倒産法〔第3版〕』（有斐閣，2014年，4,428円）ISBN 978-4-641-13672-4		
参考書		
山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版補訂版〕』（弘文堂，2015年，4,860円）ISBN 978-4-335-35610-0 伊藤真『破産法・民事再生法〔第4版〕』（有斐閣，2018年，8,964円）ISBN 978-4-641-13744-8 徳田和幸『プレップ破産法〔第6版〕』（弘文堂，2015年，1296円）ISBN 978-4-335-31322-6 伊藤真＝松下淳一編『倒産判例百選〔第5版〕』（有斐閣，2520円）ISBN 978-4-641-11516-3		
質問・相談方法等(オフィス・アワー)		
ポータルサイトにて告知する。		

科目名	工業所有権法 I Q		
教員名	紋谷 崇俊		
科目ナンバー	2080473011	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要

資本主義的競争体制の下に在って、競業者に対して強力な法律上の市場参入障壁を創出する工業所有権(産業財産権)及び育成者権は、企業が市場競争力を獲得する有力な手段である。従って、かかる知的財産権たる工業所有権等の保護及び活用は著作権のそれと同様に、現在、企業のみならず我が国の重要な課題となっている。

本講では、それらを規制する特許法を中心として、判例等ケースも踏まえて講義し、かつ実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び種苗法等にも触れつつ、独占禁止法等との関連をも視野に入れ、各法制を横断的、体系的に説明し、併せて経営管理上の問題にも触れる。なお、重要な問題点については、諸外国の法制度をも併せて解説する。

なお、授業では、工業所有権法の基本的な講義に加え、実際に、日本や海外において知的財産権関係の訴訟や契約書作成等に弁護士・弁理士・NY州弁護士として関与し、また知的財産法改正や知財戦略に経済産業省産業政策局知的財産政策室課長補佐として関与した経験も踏まえ、近時のニュース・知財実務や裁判例・法改正の動向などにも適宜言及しつつ、法曹実務家としての法的な考え方など、実践的な話もする予定である。

工業所有権法IBとIIB(紋谷担当)はそれぞれ連続して行うので、IB・IIBの両方を履修することが望ましい。

到達目標

①工業所有権法の知識及び考え方を身につけ、説明ができる。
 ②工業所有権法に関する実務上の諸問題について関心を持ち、論理的に解決できる応用力を身につける。
 ③工業所有権法の学習を通じて、法的な分析や記載方法を含め、法曹実務家としての法的な思考方法を習得する

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)	
第1回	イントロダクション	
	シラバス テキスト1章	約30分
第2回	工業所有権法(含・種苗法、以下同じ)の概要	
	テキスト1章、2章の冒頭	約30分
第3回	工業所有権(含・育成者権、以下同じ)の対象 (概要)	
	テキスト2章の該当部分	約30分

第4回	工業所有権の対象 (1) 発明その他の創作	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第5回	工業所有権の対象 (1) 発明その他の創作、(2) 標識	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第6回	工業所有権の対象 (2) 標識、(3) 重畳的保護など	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第7回	工業所有権の法的性格 (1) 概要	
	テキスト3章の該当部分	約30分
第8回	工業所有権の法的性格 (2) 公共上の制約	
	テキスト3章の該当部分	約30分
第9回	工業所有権の法的性格 (3) 権利の不安定性、(4) 権利範囲の不明確性、(5) 共有	
	テキスト3章の該当部分	約30分

第10回	工業所有権の発生（概要）	
	テキスト3章の該当部分	約30分
第11回	工業所有権の発生（1）主観的要件	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第12回	工業所有権の発生（1）主観的要件（含・職務発明）	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第13回	工業所有権の発生（2）客観的要件	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第14回	工業所有権の発生（3）手続要件	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第15回	工業所有権の発生（4）権利発生手続	
	テキスト4章の該当部分	約30分

授業の方法

工業所有権法の基礎的理論を、ケースを踏まえ質疑応答を通じて講義する。なお、適宜、プロジェクタ等も用い、実務的な話にも言及する予定である。(なお、演習が休講のため、特に後期では、多少は演習的要素も考慮する予定である。)

成績評価の方法

出席状況、授業中の発言等を重視し、これらを総合的に判断し、その評価は法科大学院の成績評価方法に従って行う。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

工業所有権法IIB。関連科目として、著作権法I・II、展開演習IV・V(但し本年は休講)。

テキスト

『知的財産権法概論』(2017年発行)、紋谷暢男/崇俊、発明推進協会

参考書

『特許法』 『不正競争防止法』、渋谷達紀、発明推進協会
『特許法』(第3版)、中山信弘、弘文堂
『工業所有権法』(新版増補)、豊崎光衛、有斐閣
『工業所有権法逐条解説』(第20版)、特許庁編、発明推進協会
『新・注釈 特許法(上・中・下)』(第2版)、中山信弘＝小泉直樹編、青林書院
『逐条解説種苗法』、農林水産省生産局知的財産課、ぎょうせい
『知的財産権法・競争法論集』、紋谷暢男、商事法務
その他授業において指示する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

- ・ 授業中、及び、開始前又は終了後に教室で受け付ける。
- ・ 必要に応じて、電子メールで受け付ける。

科目名	工業所有権法II Q		
教員名	紋谷 崇俊		
科目ナンバー	2080473012	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

工業所有権法IB参照
 なお、本科目は、工業所有権法IBを既に履修した者が、履修することが望ましい。

到達目標

工業所有権法IB参照

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	工業所有権の利用 (積極的効力)	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第2回	工業所有権の利用 (1) 権利の内容	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第3回	工業所有権の利用 (2) 権利の効力の制限	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第4回	工業所有権の利用 (2) 権利の効力の制限	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第5回	工業所有権の利用 (3) ライセンス、譲渡等	

	テキスト5章の該当部分	約30分
第6回	工業所有権の利用 (3) ライセンス、譲渡等	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第7回	工業所有権の利用 (4) 活用、(5) 独占禁止法	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第8回	工業所有権の侵害 (消極的効力)	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第9回	工業所有権の侵害 (1) 権利侵害の態様	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第10回	工業所有権の侵害 (1) 権利侵害の態様	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第11回	工業所有権の侵害 (1) 権利侵害の態様	

	テキスト6章の該当部分	約30分
第12回	工業所有権の侵害 (2) 侵害に対する救済	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第13回	工業所有権の侵害 (2) 侵害に対する救済	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第14回	工業所有権の消滅	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第15回	工業所有権の国際的保護 (含、条約)	
	テキスト7章の該当部分	約30分
授業の方法		
工業所有権法IB参照		
成績評価の方法		
工業所有権法IB参照		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識／先修科目／関連科目		
先行科目として、工業所有権法IB。関連科目については工業所有権法IB参照。		

テキスト
工業所有権法1B参照
参考書
工業所有権法1B参照
質問・相談方法等(オフィス・アワー)
工業所有権法1B参照

科目名	著作権法 I Q		
教員名	紋谷 崇俊		
科目ナンバー	2080473014	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要

現在、1億総クリエイター、1億総ユーザーとも云われるインターネット時代を迎え、著作権法は企業活動のみならず日常生活においても広く関わりを持ってきた。特にネットワーク環境の下、その重要性は増々強調されている。

本講では、それを規制する著作権法をケースも踏まえ、新しい問題も含めて体系的、比較法的に講義し、これとの関係で特許法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び独占禁止法、関税法等にも触れ、併せて経営管理上の問題にも触れる。なお、著作権と法的性格を同じくする回路配置利用権についても解説する。

なお、授業では、著作権法の基本的な講義に加え、実際に、日本や海外において知的財産権関係の訴訟や契約書作成等に弁護士・弁理士・NY州弁護士として関与し、また知的財産法改正や知財戦略に経済産業省産業政策局知的財産政策室課長補佐として関与した経験も踏まえ、近時のニュース・知財実務や裁判例・法改正の動向などにも適宜言及しつつ、法曹実務家としての法的な考え方など、実践的な話もする予定である。

著作権法I・II(紋谷担当)は連続して行うので、両方履修することが望ましい。

到達目標

①著作権法の知識及び考え方を身につけ、説明ができる。
 ②著作権法に関する実務上の諸問題について関心を持ち、論理的に解決できる応用力を身につける。
 ③著作権法の学習を通じて、法的な分析や記載方法を含め、法曹実務家としての法的思考方法を習得する。

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	イントロダクション	
	シラバス テキスト1章	約30分
第2回	著作権法(含・半導体チップ法、以下同じ)の概要	
	テキスト1章、2章の冒頭	約30分
第3回	著作権の対象(概要)	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第4回	著作権の対象(1)著作物の意義	

	テキスト2章の該当部分	約30分
第5回	著作権の対象 (2) 著作物の種類	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第6回	著作権の対象 (2) 著作物の種類	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第7回	著作権の対象 (2) 著作物の種類	
	テキスト2章の該当部分	約30分
第8回	著作権の対象 (3) 重畳的保護など	
	テキスト2の該当部分	約30分
第9回	著作権の法的性格 1) 概要、(2) 公共上の制約	
	テキスト3章の該当部分	約30分
第10回	著作権の法的性格 (3) 権利の不安定性、(4) 権利範囲の不明確性、(5) 共有	

	テキスト3章の該当部分	約30分
第11回	著作権の発生（概要）	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第12回	著作権の発生（1）主観的要件	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第13回	著作権の発生（1）主観的要件（含・職務発明）	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第14回	著作権の発生（1）主観的要件（含・映画）、（2）客観的要件	
	テキスト4章の該当部分	約30分
第15回	著作権の利用（積極的効力）	
	テキスト5章の該当部分	約30分
授業の方法 著作権法の基礎的理論を、ケースを踏まえ質疑応答を通じて講義する。なお、適宜プロジェクター等も用い、実務的な話にも言及する予定である。（なお、演習が休講のため、特に後期では、多少は演習的要素も考慮する予定である。）		

成績評価の方法
出席状況、授業中の発言等を重視し、これらを総合的に判断し、その評価は大学の成績評価方法に従って行う。
成績評価の基準
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。
必要な予備知識／先修科目／関連科目
著作権法II。関連科目として、工業所有権法IB・IIB、演習IV・V(但し本年は休講)。
テキスト
『知的財産権法概論』（2017年発行）、紋谷暢男/崇俊、発明推進協会
参考書
『著作権法逐条講義(六訂新版)』、加戸守行、著作権情報センター 『詳解 著作権法』（第4版）、作花文雄、ぎょうせい 『著作権法概論』（第16版）、半田正夫、法学書院 『著作権法』、渋谷達紀、中央経済社 『著作権法』（第2版）、中山信弘、有斐閣 『著作権法コンメンタール1、2、3』 『別冊H21年改正解説』 『別冊H24年改正解説』、半田正夫・松田政行編、勁草書房 『著作権法コンメンタール』、小倉秀夫・金井重彦編、レクシスネクシス・ジャパン 『著作権法入門2018～2019』、文化庁編集、著作権情報センター 『著作権のノウハウ』（第6版）、半田正夫・紋谷暢男編、有斐閣 『解説半導体集積回路法』、通商産業省機械情報産業局監修、ぎょうせい その他授業において指示する。
質問・相談方法等(オフィス・アワー)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中、及び、開始前又は終了後に教室で受け付ける。 ・ 必要に応じて、電子メールで受け付ける。

科目名	著作権法II Q		
教員名	紋谷 崇俊		
科目ナンバー	2080473015	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

著作権法I参照
 なお、本科目は著作権法Iを履修した者が、履修することが望ましい。

到達目標

著作権法I参照

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	
	準備学修(予習・復習等)	準備学修の目安(分)
第1回	著作権の利用 (1) 権利の内容	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第2回	著作権の利用 (1) 権利の内容	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第3回	著作権の利用 (1) 権利の内容	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第4回	著作権の利用 (2) 権利の効力の制限	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第5回	著作権の利用 (2) 権利の効力の制限	

	テキスト5章の該当部分	約30分
第6回	著作権の利用 (2) 権利の効力の制限	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第7回	著作権の利用 (3) 出版権、利用許諾、譲渡等	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第8回	著作権の利用 (3) 出版権、利用許諾、譲渡等 (含、電子書籍との関係)	
	テキスト5章の該当部分	約30分
第9回	著作権の侵害 (消極的効力)	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第10回	著作権の侵害 (1) 権利侵害の態様	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第11回	著作権の侵害 (1) 権利侵害の態様	

	テキスト6章の該当部分	約30分
第12回	著作権の侵害 (2) 侵害に対する救済	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第13回	著作権の侵害 (2) 侵害に対する救済	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第14回	著作権の消滅	
	テキスト6章の該当部分	約30分
第15回	著作権の国際的保法 (含、条約)	
	テキスト7章の該当部分	約30分
授業の方法		
著作権法I参照		
成績評価の方法		
著作権法I参照		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識/先修科目/関連科目		
先行科目として、著作権法I。関連科目については著作権法I参照。		

テキスト

著作権法I参照

参考書

著作権法I参照

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

著作権法I参照

科目名	環境法		
教員名	武田 真一郎、渡邊 知行、岡松 暁子		
科目ナンバー	2080473027	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要
「環境」が現代社会のもっとも重要なキーワードの一つであることは明らかであるが、環境をめぐる法制度にはどのようなものがあり、そこにはどのような課題や限界があるのだろうか。この授業では、行政法、民法、国際法の観点からこれらの問題について検討することとしたい。

到達目標
1. 環境法令の基本的な考え方と仕組みを修得する。
2. 民事法が環境法分野で果たす役割を理解する。
3. 地球環境問題に対する法的取り組みを概観する。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
準備学修(予習・復習等)		
第1回	第1部(担当:武田) 1. 環境基本法:日本の環境法制の基本法である同法の沿革、目的、基本理念、同法が定める環境基本計画、公害防止計画および今後の課題について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習:45分 復習:45分
第2回	2. 環境影響評価法:環境アセスメント制度について規定する同法の目的、沿革、アセスメントの実施主体、評価手続および問題点について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習:45分 復習:45分
第3回	3. 排出規制法:排出規制は公害規制の典型的な手法である。排出規制法のうち、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法について、規制対象、規制基準、規制手続、実効性確保手段および問題点について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習:45分 復習:45分
第4回	4. 循環管理法:循環管理(リサイクル)は環境保全にとって排出規制と並ぶ重要な手法である。廃棄物処理法による一般廃棄物および産業廃棄物処理の手続と問題点、およびリサイクル関連法による規制の手法について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習:45分 復習:45分

第5回	5. 自然・文化環境保全法：自然公園法、自然環境保全法、海岸法、公有水面埋立法、河川法、古都保存法、文化財保護法などによる環境保全の手法について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第6回	第2部（担当：渡邊） 1. 過失責任と無過失責任：公害・生活妨害など環境不法行為における過失・違法性について判例の判断基準を検討するとともに、大気汚染防止法・水質汚濁防止法などの無過失責任立法について考察する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第7回	2. 因果関係と共同不法行為：大気汚染・水質汚濁による健康被害の事案で議論されてきた、因果関係の認定手法や共同不法行為の成立要件・効果について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第8回	3. 損害賠償請求：公害による集団的な健康被害について、包括請求・一律請求が認められるか、潜伏性・遅発性疾患について、消滅時効・除斥期間をどのように解するべきか、検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第9回	4. 差止訴訟：環境に関する民事差止訴訟の法的根拠や要件・効果について、損害賠償請求訴訟と比較しながら考察する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分
第10回	5. 行政の責任：公害に関する国・地方自治体などの責任について検討する。水俣病など公害に対する行政規制の不作为、道路公害に対する管理者の責任を取り上げる。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習：45分 復習：45分

第11回	第3部(担当:岡松) 1. 国際法の基礎:国際環境法を学ぶにあたって前提となる国際法の基礎的な分野を概観する。特に、国家責任法と紛争解決手続に焦点を当て、国際法の特質を理解する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習:45分 復習:45分
第12回	2. 国際環境法の生成と発展:国際環境法の歴史的展開と伝統的国際法による国際環境問題の解決の限界について検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習:45分 復習:45分
第13回	3. 多国籍企業と国際環境問題:主として国内裁判によって解決が図られる国際環境問題について、国際法との関連を考慮しつつ考察する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習:45分 復習:45分
第14回	4. 貿易と環境:貿易障壁と環境保護の関係について、具体的な事例を検討しながら考察する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習:45分 復習:45分
第15回	5. 国際環境紛争:国際裁判事例を題材として国際環境紛争の特徴を抽出し、今日の地球環境問題の解決の困難性と方策を検討する。	
	前回までに次回の講義内容についてレジメ、資料を配付するので、その内容について参考書等で予習をする。講義終了後は講義の内容を踏まえてレジメ、資料に基づいて復習をする。	予習:45分 復習:45分
授業の方法		
講義形式によるが、受講者にも多くの質問をして参加型の授業としたい。		
成績評価の方法		
レポートおよび平常点(出席、発言など)による。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準(学則第19条)及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		
必要な予備知識/先修科目/関連科目		

憲法 行政法 民法 国際法

テキスト

特に指定しない。

参考書

大塚直・環境法[第3版]・有斐閣：詳しく調べるのに向いています。
北村善宣・環境法・弘文堂：通読するのに向いています。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

オフィス・アワーについては各担当者からお知らせします。それ以外の時間についてはメール等で相談し、予約してください。

科目名	展開演習III		
教員名	横山 潤		
科目ナンバー	2080482103	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期
テーマ・概要			
<p>日本の裁判所はいかなる国際的な民事事件を審理できるか。家事事件に関するかぎり、国際裁判管轄の問題は、これまで、判例法が拠り所となってきました。しかし、国境を越える人の増加とともに、従来の判例法では十分には対応できない事案の現出が予想されます。こういった状況を背景として、人事訴訟事件等に関する国際裁判管轄について立法作業が行われました。家族法の分野では初めての包括的な立法です。</p> <p>本年度の展開演習IIでは、2017年の制定を目途としたこの立法作業を念頭に置きながら、人事訴訟事件等の国際裁判管轄のあるべき法制を検討したいと考えています。</p> <p>なお、2014年4月1日から発効する「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」（いわゆる子の奪取に関するハーグ条約）についても検討いたします。</p>			
到達目標			
<p>「国際私法」および「国際取引法」の「到達目標」欄に記しましたように、①内外法秩序の併存がどういった民事上の法律問題を提起するかを認識できること。②これら法律問題を解決するために重要な価値とは何かを認識すること。そして、③これらの価値を認識しながら、日本の関連法規を運用できることが、この演習においても「到達目標」となります。</p> <p>「国際私法」・「国際取引法」とは異なり、展開演習IIでは③の点が立法論の形をとります。それだけに、どういった価値が規定の背後にあるか（いわゆる規定の趣旨）が明瞭に認識できると思います。</p>			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	導入的説明		
	<p>最高裁昭和39年3月25日判大法廷決および最高裁平成8年6月24日第二小法廷判決に目を通し、各々の事案の概要と判旨が要約できるようにしておいて下さい。</p> <p>『国際私法判例百選 第2版』の103(208頁)および104(210頁)の事案です。</p>	90分	
第2回	離婚事件の国際裁判管轄		
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分	
第3回	実親子関係に関する国際裁判管轄		
	東京高裁平成17年11月24日決定（『国際私法判例百選 第2版』105事件）の事案と判旨が要約できるようにしておいて下さい。	90分	
第4回	子の監護処分に関する国際裁判管轄（子の奪取条約）		

	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分
第5回	養子縁組に関する国際裁判管轄	
	札幌家裁平成4年6月3日審判（『国際私法判例百選 第2版』106事件）の事案と判旨が要約できるようにしておいて下さい。	90分
第6回	扶養に関する国際裁判管轄権	
	教科書290-295頁を読み、配布資料に事前に目を通して下さい。	90分
第7回	後見・失踪宣告に関する国際裁判管轄	
	教科書111-113頁，120-128頁を事前に読んでおいて下さい。	90分
第8回	理解の深度を判定するテストを実施します（90分）。	
	なし。	0分
第9回	テストの講評と国際裁判管轄の総論的諸問題（緊急管轄，訴訟競合）	
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分
第10回	離婚に関する外国判決の承認（管轄）	

	事前配布された裁判例につき解答を事前に用意してもらいます。	90分
第11回	離婚に関する外国判決の承認（公序）	
	事前配布された裁判例につき解答を事前に用意してもらいます。	90分
第12回	いわゆる代理母に関する外国裁判所の決定の承認（公序）	
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分
第13回	外国判決の承認についての理解度を測るテストを実施します。	
	なし。	0分
第14回	人事訴訟事件等に関する立法の論点を整理します（1）。	
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分
第15回	人事訴訟事件等に関する立法の論点を整理します（2）。	
	配布資料に事前に目を通して下さい。	90分
授業の方法		
第2回目以降は、（事例の形による）個々の問題につき毎週1名の担当者を決めて、その処理方法を報告していただきます。		
成績評価の方法		

報告内容およびテスト（2回）により成績を判定します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。
「到達目標」に記された3点が評価の基準となります。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

「国際私法」および「国際取引法」を履修したかまたはこれらの科目を履修予定である学生の参加が望まれます。これらの講義の内容がこの「展開演習」により事例に則して具体化できるものと考えています。

テキスト

横山潤『国際私法』（三省堂 2012年）

参考書

本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法第2版』（有斐閣, 2012年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』（有斐閣, 2012年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

質問・相談は大歓迎です。研究室（305）にいつでもおいでください。

科目名	展開演習III		
教員名	村上 政博		
科目ナンバー	2080482103	単位数	2
配当年次	2	開講時期	2019年度 後期

テーマ・概要

本演習においては、受講者がすでに独占禁止法について一般的知識を有していることを前提として、事例問題について問答方式（ソクラテック・メソッド）で授業を行い、独占禁止法の各分野の理解を深め、焦点を明確にすることを目的とする。

到達目標

具体的な事例について、論点を理解、整理して、その分析方法と結論を口頭で説明して、文書で記述できるようにする。
独占禁止法の専門的知識を深く身につけさせるとともに、具体的な問題を解決できる能力をつけさせる。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	ガイダンス		
	参考資料を配布する		0
第2回	カルテル型、行為類型型、合理の原則型の3分類法の解説		
	資料を事前によく読んでおくこと		60
第3回	価格協定		
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと		60
第4回	入札談合		
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと		60
第5回	カルテルまとめ		

	配布資料を事前によく読んでおくこと	60
第6回	排他的取引	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第7回	抱き合わせ	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第8回	低価格設定	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第9回	単独の取引拒絶	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第10回	再販売価格維持	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第11回	垂直的非価格制限	

	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第12回	企業結合事例	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第13回	事業者による合理の原則型の共同行為	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第14回	事業者団体による合理の原則型の共同行為	
	参考事例を事前によく読んで回答を考えておくこと	60
第15回	まとめ	
	配布資料を事前によく読んでおくこと	60
授業の方法		
本演習では、講義を行わず、専ら割り当てられた事例問題、主要先例について受講者に質問をし、その回答をもとに質問をし、論点を明確にしたうえで、結論についてコメントを付する。このプロセスによって、そこで扱われている論点・課題や分析方法について理解を深めることを目的とする。		
成績評価の方法		
すべて平常点による総合評価で行う。すなわち、議論の的確さ、迅速さ、結論の妥当さ等を参考とする。		
成績評価の基準		
成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。		

必要な予備知識／先修科目／関連科目

独占禁止法

テキスト

村上政博、独占禁止法における事例分析(中央経済社、平成28年)
参考書として、村上政博、独占禁止法・第8版(弘文堂、平成29年)

参考書

適宜教材および資料配布する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

木曜日2限

科目名	展開演習Ⅴ		
教員名	原 昌登		
科目ナンバー	2080482105	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 後期
テーマ・概要			
労働法について一通り学んでいることを前提に、具体的な事例を様々な角度から検討していきます。			
到達目標			
事例問題の検討を通して、労働法の基礎知識をより確実なものにすること、論理的思考能力及び問題解決能力を高めることが本演習の目標です。			
授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	毎時限、事例問題を1題ずつ検討していきます。開講時に、演習の参加人数や参加者の関心等を加味した上で進行計画を決定します。具体的には、開講前に今年度取り上げる事例問題を一覧にして示し、報告担当者の割り振りを行います。 事例問題の検討①		
	【予習】開講前にポータル等で示される、検討予定の事例問題一覧を確認しておく 【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する		60(報告担当の場合は、レジメ作成等で少なくとも240程度は必要と思われます。以下同じ)
第2回	事例問題の検討②		
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する		60
第3回	事例問題の検討③		
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する		60
第4回	事例問題の検討④		
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する		60
第5回	事例問題の検討⑤		

	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第6回	事例問題の検討⑥	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第7回	事例問題の検討⑦	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第8回	事例問題の検討⑧	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第9回	事例問題の検討⑨	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第10回	事例問題の検討⑩	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第11回	事例問題の検討⑪	

	【予習・復習】報告担当者が作成したレジユメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第12回	事例問題の検討⑫	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジユメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第13回	事例問題の検討⑬	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジユメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第14回	事例問題の検討⑭	
	【予習・復習】報告担当者が作成したレジユメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する	60
第15回	事例問題の検討⑮ 総まとめ	
	【予習・復習】・報告担当者が作成したレジユメを確認し、基礎知識の復習を行った上で、事例問題を各自で検討する ・これまでの演習の内容を振り返り、疑問点について復習する	180
授業の方法		
<p>取り上げる事例問題ごとに報告担当者を決めます。報告担当者は、事前に（1）検討すべき論点（2）必要な基礎知識（3）検討例（起案例）（4）演習で議論したい疑問点をまとめたレジユメを作成し、参加者はレジユメを熟読した上で演習に臨むこととします。演習では、報告担当者がポイントや疑問点を簡単に報告した後、教員による解説と全員による議論で検討を深めていきます。なお、今年度は長期休業期間等を利用して集中講義で実施します。1日5コマずつ実施する予定なので、受講者の負担は決して小さくはありません。履修を検討する際は十分に注意してください。</p>		
成績評価の方法		
<p>期末試験は行いません。レジユメ及び報告の内容80%、議論の内容及び授業への参加状況20%の割合で評価します。</p>		
成績評価の基準		

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申告に準拠します。

次の点に着目し、その達成度により評価を行います。

- ・具体的な事例問題について、法律上の問題点を指摘しつつ検討することができるか
- ・検討結果について、レジュメを用いてわかりやすく説明することができるか

必要な予備知識／先修科目／関連科目

労働法Ⅰ、労働法Ⅱを履修済みか、本演習と並行して履修している必要があります。

テキスト

教材として、次の3点を指定します。なお、②③は基本的に教室では用いませんが、演習内容を補う自習用教材と位置付けます。

- ①『労働法（第7版）』水町勇一郎（有斐閣，2018）
- ②『ケースブック労働法（第4版）』荒木尚志ほか（有斐閣，2015）
- ③『コンパクト労働法』原 昌登（新世社，2014）

参考書

開講時に紹介します。特に有用なものとして、次の2点を挙げておきます。

- ①『労働法（第11版補正版）』菅野和夫（弘文堂，2017）※2019に改訂予定あり
- ②『事例演習労働法（第3版）』水町勇一郎・緒方桂子編（有斐閣，2017）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

質問は授業後に教室で受け付けます。オフィス・アワーについてはポータルサイトで周知します。

科目名	独占禁止法 Q		
教員名	村上 政博		
科目ナンバー	2080473008	単位数	4
配当年次	2	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要
<p>独占禁止法は、市場経済における基本ルールを定める法であって、事後規制である私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止、不公正な取引方法の禁止、事前規制である企業結合規制などからなる。主要執行機関は、公正取引委員会、裁判所である。</p> <p>本講義では、日本の独占禁止法について解説する。</p>

到達目標
<p>本講義においては、基本的知識を理解することのみならず、判決、審決等を活用してできる限り具体的なルールを知ることができるようにする。</p> <p>経済法の専門的知識を身につけるとともに、それを実践的に活用できる能力を備えさせる。</p>

授業の計画と準備学修		
回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	ガイダンス	
	参考資料配布	30
第2回	競争法の基本体系・競争ルール、独占禁止法の展開と歴史	
	テキスト第1章第1ないし第4節	30
第3回	基礎概念 私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法	
	テキスト第1章第5節	30

第4回	措置・制裁と基本手続 解除措置、課徴金納付、 行政手続、民事手続、刑事手続	
	テキスト第3章、第4章第1節	30
第5回	排他的取引	
	テキスト第2章第2節	60
第6回	抱き合わせ、行政手続・排除措置命令	
	テキスト第2章第3節、第4章第2節、第3章第2節	60
第7回	低価格設定	
	テキスト第2章第3節	60
第8回	低価格設定、行政手続・排除措置命令	
	テキスト第2章第3節、第4章第2節、第3章第2節	60
第9回	単独の取引拒絶	
	テキスト第2章第4節	60
第10回	単独の取引拒絶、民事手続・差止請求	
	テキスト第2章第4節、第4章第5節、第3章第4節	60

第11回	一連の行為と非定型行為、支配型私的独占	
	テキスト第2章第5節、第2章第6節	60
第12回	一連の行為と非定型行為、支配型私的独占、民事手続・損害賠償請求	
	テキスト第2章第5節、第2章第6節、第4章第6節、第7節	60
第13回	カルテルの禁止、価格協定・入札談合	
	テキスト第2章第7節	60
第14回	カルテルの禁止、刑事手続・刑事罰	
	テキスト第2章第7節、第4章第8節、第9節、第3章第5節	60
第15回	共同の取引拒絶、事業者団体の活動への規制	
	テキスト第2章第8節、第2章第9節	60
第16回	共同の取引拒絶、事業者団体の活動への規制、行政手続・課徴金制度	
	テキスト第2章第8節、第2章第9節、第3章第3節、第4章第3節	60
第17回	垂直的価格制限（再販売価格維持）	
	テキスト第2章第10節	60

第18回	垂直的価格制限、国際取引への法適用、立法政策上の課題	
	テキスト第2章第10節、第1章第7節、第8節	60
第19回	垂直的非価格制限 販売地域制限、取引先制限、販売方法の制限	
	テキスト第2章第11節	60
第20回	垂直的非価格制限、国際的取引への法適用、立法政策上の課題	
	テキスト第2章第11節、第1章第7節、第8節	60
第21回	企業結合規制、企業結合審査	
	テキスト第2章第12節、第4章第4節	60
第22回	企業結合規制、企業結合審査	
	テキスト第2章第12節、第4章第4節	60
第23回	優越的地位の濫用の禁止と下請法	
	テキスト第2章第13節	60
第24回	優越的地位の濫用の禁止と下請法	
	テキスト第2章第13節	60

第25回	不正競争行為に対する規制	
	テキスト第2章第14節	60
第26回	不正競争行為に対する規制、独占禁止法上の適用除外	
	テキスト第2章第14節、第1章第6節	60
第27回	知的財産権の行使との調整	
	テキスト第2章第15節	60
第28回	知的財産権の行使との調整	
	テキスト第2章第15節	60
第29回	適用除外制度、明示の適用除外、黙示の適用除外	
	テキスト第1章第6節	60
第30回	適用除外制度、明示の適用除外、黙示の適用除外	
	テキスト第1章第6節	60

授業の方法

基本的にテキストの順に従って授業を行う。各項目の内容についてはテキストの章立てに従っているため、事前に該当部分を読んでおくこと。
毎回受講者のうち担当者に主要判決、審決を割り当てて要点を解説してもらい、それら判決審決について質疑応答や議論を行う。

成績評価の方法

定期試験（筆記試験）による。問題は、判例又は審決例に類似した一定の事実状況を設定して、これについての法的評価、法的主張を行わせる。講義中の質問、コメントが優秀な場合には、これも考慮の対象とする。
（答案内容－70％。質問・コメント－30％）

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

関連科目として、行政法、民法、刑法

テキスト

村上政博、独占禁止法（第8版）（平成29年10月、弘文堂）

参考書

公取委ホームページ（[http:// www. jftc. go. jp](http://www.jftc.go.jp)）
授業の中で関連資料を配布する。
村上政博、独占禁止法新版、岩波新書（平成29年1月、岩波書店）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

月曜日第2限

科目名	国際私法		
教員名	横山 潤		
科目ナンバー	2080473016	単位数	4
配当年次	2	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要

「国際私法」は、(国際結婚やその成立から派生する諸問題など)人、家族および相続に関する法律問題に適用される法、とくに抵触法と国際手続法と呼ばれる法規を解説します。

純粋に国内的な私法上の法律関係は、事案の実体に適用される法の定立機関、裁判所および執行機関や行政機関がすべて同一国法秩序に属していることを前提としています。これにたいして、本講義の取り扱う法律関係においては、法定立機関、裁判所および執行機関や行政機関が異なる法秩序に帰属しているといった事態を想定しなければなりません。たとえば、甲国の裁判所が当事者の離婚について乙国の民法を適用して離婚の訴えを認め、この判決に基づき丙国の戸籍管掌者が戸籍簿の記載を改めるといった事態です。

内外国の法秩序の併存を前提としながら、このような事態を満足できる形でいかに解決すべきか。これが「国際私法」の主要なテーマであり、キーワードは法秩序間の「連携」です。

講義の内容は、①日本の裁判所はいかなる家事・相続に関する紛争を審理できるか(国際裁判管轄)、②日本の裁判所はそういった紛争にいかなる国の法を適用すべきか(準拠法の決定と適用)、③外国裁判所の判決にはいかなる条件の下に効力を付与すべきか(外国判決の承認と執行)に大別できます。講義の便宜上、②の問題をまず取り上げ、ついで①と③の問題の処理の説明に移ります。

到達目標

内外の法秩序が併存していることを所与のものとして受けとめながら家事事件等の処理を学習します。

- ①内外法秩序の併存がどういった民事上の法律問題を提起するかを認識できること。
- ②これら法律問題を解決するために重要な価値を認識すること。
- ③これらの価値を認識しながら、日本の関連法規を解釈・適用できること。

本講義は、国際的な民事事件のうち家事・相続事件に焦点をあてながら、これら3点の習得を目指しています。

授業の計画と準備学修

回数	授業の計画・内容	準備学修の目安(分)
第1回	抵触法の基礎(1)	
	教科書5-19頁を事前に読んでおいてください。	90分
第2回	抵触法の基礎(2)	
	教科書20-30頁を事前に読んでおいてください。	90分
第3回	法律関係の性質決定	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書38-45頁を事前に読んでおいてください。	90分

第4回	連結基準の確定（1）	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書46-55頁を事前に読んでおいてください。	90分
第5回	連結基準の確定（2）	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書55-67頁を事前に読んでおいてください。	90分
第6回	反致	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書68-76頁を事前に読んでおいてください。	90分
第7回	隠れた反致と先決問題	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書76-84頁を事前に読んでおいてください。	90分
第8回	準拠法適用上の諸問題	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書85-91頁を事前に読んでおいてください。	90分
第9回	公序（1）	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書30-36頁、94-104頁を事前に読んでおいてください。	90分
第10回	公序（2）	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書94-104頁を事前に読んでおいてください。	90分

第11回	中間試験	
	なし。	0分
第12回	自然人の権利能力と失踪宣告	
	教科書105-113頁を事前に読んでおいてください。	90分
第13回	行為能力と後見	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書113-123頁、380-381頁を事前に読んでおいてください。	90分
第14回	後見と代理	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書124-130頁、146-150頁を事前に読んでおいてください。	90分
第15回	法律行為の方式	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書139-145頁を事前に読んでおいてください。	90分
第16回	婚姻の成立	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書235-245頁を事前に読んでおいてください。	90分
第17回	段階的連結と婚姻の効力	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書245-251頁を事前に読んでおいてください。	90分

第18回	夫婦財産制	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書252-260頁を事前に読んでおいてください。	90分
第19回	離婚	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書260-267頁を事前に読んでおいてください。	90分
第20回	選択的連結と嫡出親子関係の成立	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書267-271頁を事前に読んでおいてください。	90分
第21回	婚外親子関係の成立	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書272-278頁を事前に読んでおいてください。	90分
第22回	養子縁組	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書278-286頁を事前に読んでおいてください。	90分
第23回	親子間の法律関係	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書286-290頁を事前に読んでおいてください。	90分
第24回	扶養	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書290-295頁を事前に読んでおいてください。	90分

第25回	相続	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書296-306頁を事前に読んでおいてください。	90分
第26回	遺言	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書307-315頁を事前に読んでおいてください。	90分
第27回	小テスト（45分）と国際手続法の基礎	
	教科書324-330頁を事前に読んでおいてください。	60分
第28回	国際裁判管轄権	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書374-379頁を事前に読んでおいてください。	90分
第29回	外国判決の承認	
	前回の講義において出された問題の解答を考え、教科書382-399頁を事前に読んでおいてください。	90分
第30回	補論	
	講義において触れることができなかったが、なお重要とみられる問題を説明します。	0分

授業の方法

教科書に準拠しながら講義を進めますが、原則として双方向的に展開される授業となります。
関連する裁判例の要旨は、授業中に配付する資料に記します。
毎週2時間の連続講義となります。

成績評価の方法

ペーパーテスト、すなわち、小テスト、中間試験およびと学期末試験の成績のみによって判定します。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。
「到達目標」に掲げた3点を基準にして評価します。とくに、国際私法に固有の価値を認識しながら解釈論（立法論）を展開できるか否かが成績評価に大きく影響します。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

国際私法は民法および民事訴訟法のいわば応用領域でもあるので、これらの領域に関する知識は不可欠です。
司法試験の選択科目として「国際関係法（私法系）」を選ぼうとしている学生にたいしては、「国際取引法」を併せて受講されることを強く勧めます。

テキスト

横山 潤 『国際私法』（三省堂 2012年）

参考書

本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一 『国際民事手続法第2版』（有斐閣 2012年）
松岡博 『国際関係私法入門第3版』（有斐閣 2012年）
神前禎＝早川吉尚＝元永和彦 『国際私法』（有斐閣、第3版 2012年）
澤木敬郎＝道垣内正人 『国際私法入門』（有斐閣、第8版 2018年）
櫻田嘉章 『国際私法』（有斐閣、第6版 2012年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編 『註釈国際私法 第1巻 第1部』（有斐閣 2011年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編 『註釈国際私法 第2巻 第2部』（有斐閣 2011年）
櫻田嘉章＝道垣内正人編 『国際私法判例百選 第2版』（有斐閣 2012年）
中西＝北澤＝林＝横溝 『国際私法』（有斐閣 2014年）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

多数の質問を期待しています。オフィスアワーについては、学内専用ホームページでお知らせします。

科目名	国際取引法		
教員名	横山 潤		
科目ナンバー	2080473017	単位数	4
配当年次	2	開講時期	2019年度 前期～後期

テーマ・概要			
<p>「国際取引法」は、財産に関する抵触法・国際民事訴訟法およびいわゆる国際取引法を対象とします。</p> <p>純粋に国内的な私法上の法律関係の規律は、事案の实体に適用される法の定立機関、裁判所および執行機関がすべて同一国法秩序に属していることを前提としています。これにたいして、本講義の取り扱う法律関係においては、法定立機関、裁判所および執行機関が相異なる法秩序に属している事態を想定しなければなりません。たとえば、ある民事紛争の解決のために、甲国の裁判所が乙国の民法を適用し、この判決に基づき丙国の執行機関が被告財産にたいして執行するといった事態です。</p> <p>内外国の法秩序の併存を前提としながら、このような事態を満足できる形でいかに解決すべきか。これが「国際取引法」の主要なテーマであり、キーワードは法秩序間の「連携」です。</p> <p>講義の内容は、①日本の裁判所はいかなる民事紛争を審理できるか（国際裁判管轄）、②日本の裁判所は民事紛争にいかなる国の法を適用すべきか（準拠法の決定と適用）、③外国裁判所の判決にはいかなる条件の下に効力を付与すべきか（外国判決の承認と執行）に大別できます。講義の便宜上、②の問題をまず取り上げ、ついで①と③の問題の処理の説明に移ります。</p> <p>なお、いわゆる国際取引法の問題は②の問題に属しますが、これは③の問題を説明した後に説明します。</p>			

到達目標			
<p>当然のことながら、多くの学生は、1つの国法秩序の存在を前提として、法を学習しています。内外の法秩序が併存していることを所与のものとして受けとめながら民事紛争の処理を学習してきたわけではありません。その結果、国際私法に固有の問題点つまり次の3点が学生には難しいとされてきました。</p> <p>①内外法秩序の併存がどういった民事上の法律問題を提起するかを認識できること。 ②これら法律問題を解決するために重要な価値とは何かを認識すること。 ③これらの価値を認識しながら、日本の関連法規を解釈・適用できること。</p> <p>本講義は、国際的な民事事件のうち財産的法律関係に焦点をあてながら、これら3点の習得を目指します。</p>			

授業の計画と準備学修			
回数	授業の計画・内容		準備学修の目安(分)
	準備学修(予習・復習等)		
第1回	抵触法の基礎		
	①教科書5-30頁を事前に読んでおくこと。 ②教科書200頁から201頁の【設例】の答えを前もって考えておくこと。		90分
第2回	法律関係の性質決定		
	教科書38-45頁を事前に読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。		90分
第3回	不法行為I（一般的不法行為、生産物責任）		
	教科書200-207頁を事前に読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。		90分

第4回	不法行為II（名誉毀損，例外条項，事後の準拠法指定，特別留保条項）	
	教科書207-218頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第5回	不当利得と事務管理，契約債権I	
	教科書218-223頁，161-166頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第6回	契約債権II	
	教科書167-178頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第7回	方式と消費者契約・労働契約	
	教科書139-144頁，178-187頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第8回	契約準拠法の適用と国際的強行法規	
	教科書187-194頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第9回	債権法上の諸問題（債権譲渡，相殺など）	
	教科書226-234頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第10回	物権	
	教科書151-159頁を事前に読み，前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分

第11回	法人および代理	
	教科書131-137頁, 146-150頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第12回	中間テスト	
	なし。	0分
第13回	テストの講評と国際裁判管轄の基礎	
	教科書319-330頁を事前に読んでおくこと。	90分
第14回	国際裁判管轄権 (一般的管轄原因, 業務関連管轄, 債務履行地管轄)	
	教科書330-338頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第15回	不法行為管轄など	
	教科書338-349頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第16回	合意管轄	
	教科書351-358頁, 361-362頁, 364-366頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第17回	特別の事情 (民事訴訟法3条の9), 国際訴訟競合, 保全命令事件	
	教科書366-370頁を事前に読み, 前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分

第18回	小テスト（45分）、訴訟能力・当事者能力、外国判決の承認（一般論）	
	教科書380-385頁を事前に読んでおくこと。	60分
第19回	間接管轄（民事訴訟法118条1号）	
	教科書386-389頁を事前に読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第20回	送達（民事訴訟法118条2号）	
	教科書389-390頁及び配布資料を事前に読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第21回	公序（民事訴訟法118条3号）と相互の保証	
	教科書94-103頁、391-397頁を事前に読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第22回	小テスト（45分）国際取引法の意義と範囲	
	事前に配布された資料を読むこと。	60分
第23回	国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用範囲	
	前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。事前の配布資料を読むこと。	90分
第24回	国際物品売買契約に関する国際連合条約の内容 I	
	事前配布資料を読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分

第25回	国際物品売買契約に関する国際連合条約の内容 II	
	事前配布資料を読み、前回の授業で出された問題の解答を考えておくこと。	90分
第26回	定型的取引条件（インコタームズ）	
	事前に配布された資料に目を通しておくこと。	60分
第27回	国際物品運送，国際貨物保険	
	事前に配布された資料に目を通しておくこと。	90分
第28回	国際的代金決済	
	事前に配布された資料に目を通しておくこと。	90分
第29回	補論	
	事前に配布された資料に目を通しておくこと。	90分
第30回	補論	
	事前に配布された資料に目を通しておくこと。	90分

授業の方法 講義形式をとりますが、双方向的な授業を原則とします。
成績評価の方法 ペーパーテストのみが評価の対象です。ペーパーテストには、学期末試験、中間試験および小テスト（2回）が含まれます。
成績評価の基準 成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠します。「到達目標」に記した3点を基準にして評価をします。とくに、国際私法に固有の価値を認識しながら解釈論（立法論）を展開できるか否かが成績評価に大きく影響します。
必要な予備知識／先修科目／関連科目 民法と民事訴訟法の知識は不可欠です。 司法試験の選択科目として「国際関係法（私法系）」を選ぼうとしている学生にたいしては、「国際私法」を併せて受講されることを強く勧めます。
テキスト 横山 潤 『国際私法』（三省堂 2012年）
参考書 高桑昭『国際商取引法 第3版』（有斐閣、2011年） 本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法第2版』（有斐閣 2012年） 松岡博『国際関係私法入門第3版』（有斐閣 2012年） 神前禎＝早川吉尚＝元永和彦『国際私法』（有斐閣、第3版 2012年） 澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門』（有斐閣、第8版 2012年） 櫻田嘉章『国際私法』（有斐閣、第6版 2012年） 櫻田嘉章＝道垣内正人編『註釈国際私法 第1巻 第1部』（有斐閣 2011年） 櫻田嘉章＝道垣内正人編『註釈国際私法 第2巻 第2部』（有斐閣 2011年） 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』（有斐閣、2012年） 山田隼一＝佐野寛『国際取引法』（有斐閣、第5版 2014年） 中西康＝北澤安紀＝横溝大＝林貴美『国際私法』（有斐閣 2014年）
質問・相談方法等(オフィス・アワー) できるだけ多くの質問が寄せられることを期待しています。オフィスアワーについては、ポータルサイトでお知らせします。

科目名	クリニック		
教員名	上原 由起夫		
科目ナンバー	2080433008	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要

本授業は、武蔵野市が行っている一般市民の法律相談に陪席することによって実施される。現実の生活の中からどのような法律問題が生じているかを知り、それに対して、限られた時間の中で弁護士が相談者に対してどのように接するか、相談者から相談内容となる事実をどのように聴取するか、相談内容にどのように回答するか、相談相手によってどのように接し方が異なるかなどを学べる貴重な機会である。

到達目標

一般の市民生活の中でどのような法律問題が生じているかを知ることができる。弁護士は、相談者の話からどのように事実を聞き取っていくか、それに対してどのような法的回答を与えるか、相手によって接し方が異なるかどうかなど、短時間の間に行われる有効な対応の仕方を学ぶことが目標となる。

授業の計画と準備学修

この法律相談に陪席するためには、成蹊大学法科大学院の学生が陪席することを相談者に同意してもらわなければならない。学生が同席することを相談者があらかじめ承した日時の一覧表が示されるので、履修者は、その一覧の中から希望する日時を指定する。それらを調整する形で陪席できる日時が伝えられるので、その日時にあわせて市役所に赴く。ただし、あらかじめ承していた相談者が相談の直前になって意向を変えることもあるので、この場合は、市役所に赴いても陪席できないということがあり得る。

陪席が許された場合の、作業の標準メニューは次のようになると予想される。ただし、実際には、担当弁護士・相談者の意向によって変わらう。

- ・ 担当弁護士・相談者に挨拶する。
 - ・ 担当弁護士・相談者間のやりとりを記録する（ただし、直接筆記をとることが許されない場合もある）。
 - ・ 相談中、発言が許されることもあり得る。ただし、自分からは絶対に発言しないこと。
 - ・ 相談者退席後、場合によっては、担当弁護士と若干のやりとり。ただし、担当弁護士からの発言ある場合のみであり、最初から積極的に発言することは許されない。自ら発言したい場合は、担当弁護士に予めその旨の許可を得ること。
 - ・ 記録を作成する（個人情報が残らないよう厳重に配慮すること）。
 - ・ 担当弁護士の承認を得る。
 - ・ 記録をレポートの形で提出する。
レポートの内容は以下の通り。
2人ずつの陪席になるが、レポートはそれぞれの責任で執筆のこと。一切相談してはならない。
レポートは、毎回、陪席後10日後ぐらいいまでに提出のこと。全てパソコンで作成する。
レポートの構成項目は次のようである。
 - ・ 1回ごとにレポートを作成すること。自分の学籍番号・氏名、自分にとって何回目であるか、その日付、時間を記入のこと
 - ・ 相談者の属性（年齢・性別・職業・家庭環境等）
これらすべての情報が具体的に判明する場合は少ないと思われるが、見当をつける形でもよい。
 - ・ 相談内容の概要
 - ・ 弁護士の助言内容
出来るだけ分かり易く、分かる限り詳細に記述する。
 - ・ 自らの所見
弁護士の対応等も含めて、クリニックとして勉強になったと思うところがあれば、それらを記述する。
相談内容に対する自分自身の法的分析（根拠条文を示し、法的分析と判断を示すこと。判例・裁判例に依拠する場合は、そのコピーを添付すること）。
弁護士の回答内容をなぞるだけでなく、内容的に同じであるとしても、自らの言葉・文章で記述する。
- 全部の回数をこなしたのち、最後に、全体としてのまとめのレポートを作成する（ここまでは、レポートとして担当者に提出するもの）。
- さらに、これとは別に感想をまとめる。感想文は、市役所に提出するものである。

授業の方法

武蔵野市の法律相談に陪席する。

成績評価の方法

レポートの内容による。最低限、上述の要件が守られていること。形式的な要件も評価の対象とする。
陪席の実時間を一定数満たすこと。履修者数と陪席許可数によって、何回程度陪席できるかは実施してみなければわからず、あらかじめ決めておくことはできない。今までの実績では最低でも6～7回は可能と思われるが、受講者数と陪席可能回数との関係であらかじめ数字を明らかにすることはできないので注意すること。全体として平準化されるように割り当てられるので、あまりにも他と比べて回数の少ない者は評価の対象としない。回数の少ない者に対しては、履修中止を勧める。

留意点

本科目は、個人の情報を直接耳にすることになるので、秘密厳守が厳しく求められる。
誓約書の提出を求める。
更に詳細な説明を行うので、最初の授業に必ず出席のこと（土曜日の昼休み）。
時間割に設定されている時間は便宜的なものであり、学生の都合を考慮して、土曜日の昼休みに開催するが、掲示があるので注意しておくこと。

- 陪席の際の更なる具体的な注意は、履修者が確定した後に事務室が行うオリエンテーションで示されるので、必ず出席のこと。
- 本授業は、武蔵野市長と成蹊学園理事長との間で取り交わされる協定書に基づいて行われるものである。一人一人、武蔵野市長に宛てた誓約書の提出を求める。情報の漏出等何らかの不都合・問題・損害を生じさせるようなことがあれば、賠償を求められるのみならず、学則上の処分を行うことになるので注意して欲しい。
- スーツを着用し、身だしなみ、マナーによく注意すること。

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

2年次までの基本科目を履修しておくことが望ましい。未知の分野であっても、これと真摯に取り組む姿勢を持つこと。

テキスト

特になし。扱う対象によって異なるので、これを自ら調べなければならない。

参考書

法律相談の陪席後、必要に応じて、紹介する。

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。

科目名	エクスターンシップ		
教員名	竹村 眞史		
科目ナンバー	2080433009	単位数	2
配当年次	3	開講時期	2019年度 前期

テーマ・概要

1年次及び2年次の講義を受けた後、3年次でいくつかの実務に直接つながる臨床科目の授業が用意されているが、エクスターンシップはその一つである。
この授業は、学生を法律事務所に実際に派遣し、実務の実際を体験、理論と実務の架け橋を実感してもらうことを目的とする。
短期間ではあるが、司法研修所での実務研修に役立つよう実務導入教育の初歩として位置付けられるものであり、実務の一端を経験することによって、実務を意識した理論面の学習を目指してもらいたい。実際の実務に触れる唯一の科目といえよう。

到達目標

- ① 弁護士が一般的に行う通常事件について、相談・受任・解決方針策定の重要性を認識できるようにする。
- ② 前記①に基づいて弁護士が日常的に行う事実立脚した具体的な書面作成等を含む基本的な対処ができるようになる。
- ③ エクスターンシップでの実務的な思考を法科大学院での勉強にフィードバックする。

授業の計画と準備学修

- 1 履修希望者は、学年初めのエクスターンシップのオリエンテーションを受講し、エクスターンシップ受講に当たっての心構え、立場等必要事項についての理解を求める。
- 2 受講者に対し、実際のエクスターンシップ実施に先立ち、簡単な民事事件についての模擬法律相談を実施し、必要な起案もしてもらう。その後、模擬法律相談を行ってどういう点に気を配らないといけないか、起案に先だって何を考えなければいけなかったか等についてレポートを提出させ、それを踏まえた講評を行い、エクスターンシップ受講に当たって戸惑うことがないようにする。
- 3 受講者の希望をできるだけ取り入れて受け入れ法律事務所等を決定し、そこで1週間（夏季休暇中）実務補助に従事する。具体的には、受け入れ法律事務所等で課される文書作成、接客、裁判傍聴、文献調査等を指導弁護士等の下で行う。

授業の方法

- 1 エクスターンシップに当たって、必要な事項についての全般的な説明を行い、そこでの質疑応答で理解の程度を確認する。
- 2 シュミレーションとして模擬法律相談を実施、そこで具体的な解決方針の策定、選択等を行い、それらに対し、講評を加えるほか、必要な起案をしてもらい、その起案物に対しても講評する。
- 3 受け入れ法律事務所と履修希望者とのマッチングの下に受け入れ法律事務所等で課される具体的な課題に対して積極的な体験履修をし、これについて指導弁護士等の評価報告を受ける。

成績評価の方法

点数による評価は、エクスターンシップ受け入れ法律事務所等での研修内容が一定でないことを踏まえ、次の5項目についてS・A・B・C評価（A・Bについては、それぞれプラス・マイナスの評価をする場合がある）を行い、その総合評価を行う。

- (1) シュミレーションにおける討論・起案物
- (2) シュミレーションにおけるレポート
- (3) 受講者のエクスターンにおけるレポート
- (4) 受講者のエクスターンにおける成果物
- (5) 受け入れ法律事務所の評価書（10項目にわたる評価項目による）

成績評価の基準

成蹊大学法科大学院の成績評価基準（学則第19条）及び法科大学院成績評価に関する申合せに準拠する。

必要な予備知識／先修科目／関連科目

必修科目を全て履修済みであること、及び実務基礎科目から選択必修の4単位を履修済みであること。特に、法曹倫理の履修は必須（前提）である。

テキスト

テキストは使用しない。

参考書

司法研修所「10訂 民事判決起案の手引」（法曹会）
司法研修所「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」（法曹会）
司法研修所「民事訴訟における要件事実 第2巻」（法曹会）

質問・相談方法等(オフィス・アワー)

ポータルサイトで周知する。
その他エクスターン先との関係で、緊急時にはメール・携帯電話での連絡を可とする。